

〔表紙〕

齊彬公史料

市來四郎編

安政四年

五三七 越前藩士阿部又三郎・村田巳三郎ノ来麿

五三七の二(マ)

本年(マ)月、越前藩士阿部又三郎・村田巳三郎来麿、止マルコト四十余日、或ハ海岸各所ノ砲台、或ハ当時開設洋式諸般ノ所局ヲ巡覽セリ、之レ齊彬公江戸ニ於テ越前侯ト談セラル、所アリ、殊ニ侯ハ邦中ノ時勢ヲ視察セシメント、二名ヲ各藩ニ派遣セシメラレタルモノナリト云フ、

参考

市來正右衛門四郎旧名

中原 猶介

右ハ、越前様御家来、阿部又三郎・村田巳三郎兩人、

近々御国許へ被差遣、海岸台場并集成館、其外拜見之儀、御直御話合相成候ニ付、御向柄之御事候ニ付、来着之上ハ早川務へ応対旁被仰付候、集成館ノ儀ハ、兩人引受、案内拜見為致候様被仰付越候条、早々可申渡旨、駿河殿御差図ニテ候、以上、

四月

三原藤五郎

五三七の二

村田巳三郎・阿部又三郎見聞記

此見聞記ハ、越前藩村田巳三郎・阿部又三郎、兩人内命ヲ受、遊歴イタシ帰国之所、薩州ニハ四十日逗留之由、書中ニ横井氏ト有ハ、熊本横井平四郎ト云フ者ノヨシ、横井モ筆記セル所、此書ヨリ大略ノヨシ(此書水戸徳川家ニ藏ス、烈公ノ朱批アリ)

京師

一市尹淺野中務大輔、才氣アル人物ニ御座候処、此節ハ全ク江戸表ノ風ヲ受ケ、市中ノ事諸事被取行候、依之先年水野閣老改革有之候制度ハ、追々相崩レ申候、都下男女衣服等華美至極、擬又洛外勝地ニテハ、日々甚布寡ヲ張り候光景、中々以甚敷驕奢ニ有之候、青楼杯

モ次第ニ数多ク成申候、且西陣杯モ近来ハ大ニ盛ニ相成、何某カ宅ノ近所ニ、木履ノハナ緒ニスル和天鷲織ヲ織出ス所アリ、毎年二千五百両許ノ仕入ヲ為スト申候、一家ノ産業ヲ以テ猶如此、其他可推知事ニ御座候、

(安宅、淡路守、龍野藩主)

一 所司代脇坂候ニハ、質素古風ナル御方ニ御座候所、恨ラクハ氣力乏敷、依之町奉行所為一向合ヌ様子ニ御座候ヘ共、夫ナリ制止モ不致、手ヲ収メテ見テ居ラレ候由、節儉ノ一事ハ、御自分手元始メ嚴敷被守候由、夫故豪家用違杯ヘ金銀調達杯被頼候様之事ハ、一切無之候、播州辺大小名衆交鈔場、近年ハ悉ク潰レニ及レニ候ヘトモ、独龍野脇坂候在所及姫路ノ銀札ノミ不相替通用仕候、

一 所司代并二條御番衆、炮術及調練等無惰怠被相励候、去四月四日、嵯峨調練場ニ於テ試有之、則又三郎見物ニ參リ申候、山鹿流被用候由、操練ノ次第ハ一向見ルニ不足ト同人申聞候、其節銃數百七八拾挺ニ及ヒ、其内三拾挺計ハゲ、ヘルト申事ニ御座候、

(尚忠)

一 関白九條殿、向柔質ノ御方(赤点ハ、水戸公付セラレタルモノナリト、以下尙同シ)ニ御座候、前関白鷹司殿ニハ、昨年太閤宣下有之、此節モ万機ノ御政務ニ関係セラレ候

ユヘ、関白殿ニハ手ヲ拱シテ被居候、鷹司殿ニハ富貴ヲ極メ、榮利ヲ貪ラレ、賄路等盛ニ行ハレ、

朝廷ノ勢ハ大ニ否塞ト相窺ヒ申候、春日讚岐守(普庵)、

人材ニ御座候、王氏字ニ大ニ得力有之候由、梁川昇殿杯モ京師ニテ讀書人ハ讚州一人ノミト稱譽仕居候、此人久我家諸大夫當時相勸申候

杯モ、右ノ光景ヲ致熱觀居候故、逆モ言ノ難行ヲ思量

シ、久我殿ヲ進メ、一先ツ手ヲ引、隠然トシテ

朝廷ノ守護致シ候方、可然ト申建候、依之久我殿ニハ、武(謙)

家典曹ヲ辞シ被申、尋常ヨリ申時ハ、武家典曹ハ權威

アル御役儀故、堂上方殊ノ外懇望候半ノ由、然ル所、

久我殿ニハ、此一条却テ御辱ニ被存候、元來武家典曹

ニハ、所司代同様ノ御取扱ニ有之故ニ、紙面贈答杯モ、

漸四字計ノ相違余ハ総テ同様ノ由、且又典曹ニ被成候

節、所司代屋敷ニオイテ誓紙血判被仰付候、其義ハ武

家ヨリ申出候筋、少モ違背致問敷トノ事ニ有之、然ル

ニ久我家ハ内大臣迄モ昇進被致候家柄ニ有之所、ケ様

之義ハ殘念御辱ニ被致候由、何レモ讚岐守建議候由ニ

御座候

本文久我ノ簾中ハ鷹司太閤殿下ノ姫君ニテ、我カ同腹ノ姉政所ニテ産ル所ナリ、依久我ノ沙汰ヲ聞クニ、有志ノ人ノ由ニ候得共、委曲ノ事ハ不知、伝奏ヲ辞退セシナラバ、何トカ縁者ノ事故我カ聞及テ事モ可有之ナレドモ、一切聞及タル事モナシ、若御内意ニテモ有之時御辞退申候カ、久我ノ簾中ヨリ、水戸公ノ書入レ、以下尙ハ、我等ヘ一度モ文通モ無之程故能不知

同シ)

一 三條殿、堤殿杯、御人材ノ様ニ申居候所、此節承候所

ニテハ御倚頼可申御方ニハ無之候、唯少シク流俗ヲ脱シ、尋常ノ堂上方トハ風彩有之ト申程ノ事ノ由、堤殿

ハ至テ書生好ニテ、誰ニナリ共御逢有之由ニ御座候、独
主上御聡明ニ被遊御座、青蓮院宮様拔群御才氣有之ト

申候青蓮院ノ宮ハ御才氣拔群ノヨシ、兼々伺及べリ、御所談上ノ節ニモ、只御一人ニテ御駆付被成候ヨシ

主上余程御臂力被為有、五十卷入御書物箱ニツラ御掌

ニテ御引合、直チニ御拳ケ被成候由、常御殿ハ御牆只
一重ニテ直ニ往来ニ成申候、御宴ノ節杯、御大音外へ

相聞へ候ト申事ニ御座候、物体勝レテ御身軽ク被為在、

侍從ノ臣毎々御諫申上候事ノ由、唯恨ラクハ、縉紳家

御輔佐不得其人、残念成事ニ御座候、

一 智恩院様ニハ英断有之御方ニテ、水老公ト甚御知己

ニ被為在候テ、先年御引込ミノ時分モ梵鐘杯ノ一条ニ
付テハ、宮様大ニ御周旋御救助被成候由、或人左様ニ

被遊候テハ、御一身ノ為不宜ト申上候処、タトヘ其為

ニ此方如何相成候テモ不苦ト被仰候由、此御一条ニテ
モ、御人物ノ大体被伺候、然ル処一昨年薨御ニ相成甚

以惜キ御事ニ御座候故智恩院ハ、我兼中ノ同腹ノ御兄ナリ、御戸ニテ不如法ノ僧侶追放シタル所、元ヨリ惡僧ノ事故掃俗シテ、智恩院御家臣櫻田(此者ハ兒ノ節ニハ百丸トイヘリ)追テ諸大夫ニ成リ)

家来ニ成居テ我カ事ヲ諷シ、法王ヨリモ御直ニ慎徳公へ被仰上タリ、

尤外僧侶ヨリモ譏ヲ出シタル所奥御右筆組頭ノ田中林蔵等ハ水瓜連ノ常福寺ハ、督父故是へモ能手ヲ廻シ、鳥居甲斐エハ林大寺頭ヨリ手ヲ廻シタリ、鳥居ハ林ノ督父也、林家へハ家臣結城寅寿別懇ナリ、又日門主御家臣ニモ、結城別懇アリテハカ

一 江戸表ヨリハ、近來外国御取扱筋ノ事ハ、是迄被仰遣
無之廉モ一々委細ニ申参リ、

禁廷へ御相談御座候由此事必シモ聞老來ノ実意ニ出候事ニテハ、有之間敷、唯々後來異議無之タメ、其實ヲ塞クノ心ヨリ出、然ルニ禁廷ニテハ、少シモ御存意被仰遣候所為ト存シ申候

無之、諸事江戸表ヨリ被仰遣候義ニ御從ノ由、御双方

共ニ憚ラレ候御様子ト申事ニ候、堂上方ニ見識力量拔
群ノ人出来リ候ハ、御双方ノ情意ヲ能解通シ、当今

天下ノ御政務ニオイテ、大ニ適當ノ御所置モ出来可申

勢ニ候処、右之通其人ニ乏敷故サツハリ致方無之、甚

以残念千万ト梁川星巖申候、

一 梁川星巖事、横井氏道、学中ノ姦雄ト稱シ申候、全体洒

々落々タル人物ニテ、高識確見ニ至テハ、世間有志輩
ノ決シテ不及所ト奉存候、乍然当路ノ器ニテハ有之間

敷、譬へハ邵康節ノ流亜ト可申、此節六十有余、白髮

長髯ノ老翁、甚以異状ニ御座候、

播州姫路

一 実封打ツメ、或云三拾万石モ有之ト、其説不詳、

一 御家中渡リメ、大身ノ面々ニツ五歩、夫ヨリ小身ニ成リ候程下リ申候、

一 此藩、家老・年寄・用人・奉行・目付迄ヲ列席ト唱ヘ何レモ家老ト列座シテ、国政ニ預リ候役ニ御座候、用人ニ奏者用人アリ、是ハ公辺向ノ勤方ナリ、備頭用人アリ、是ハ中小姓ノ頭役也、奉行ハ全ク政務ノ事ヲ掌リ、錢穀ノ出納・農政・公事・裁許等ニ至ル迄迄テ相預リ、大ニ權威アル役義ニ御座候、

一 学校ハ、以前ヨリ城内ニ設ケ有之規模至テ小成モノニ候所、近年文武学校ニ建込ケテ制度モ相定候由ナリ 其時分一藩崎門之学风、固陋ノ弊有之候ヲ、

河合隼之助建議シテ、右ノ学弊ヲ破リ可申タメ、仁壽山此所ハ河合山氏別荘ナリニ別段学校ヲ創立シ、猪飼敬所・頼山陽輩相招、家中ノ子弟数多寄宿致居、一時ニ盛ニ相成候由、

其後衰微ニ及候故、子弟ノ面々皆々城内ヘ引取、右仁壽山モ當時縮切置、此処ニハ備前ノ医生一人留守居同前ニテ罷在候近來年限中ハ、城内学校ニテモ寄宿生無之候

一 当時、学校定ハ、八歳ヨリ入學素読致サセ、馬廻以上ハ十六歳ヨリ三拾歳迄、日々朝五ツ時ヨリ七ツ時迄、相詰申筈ニ候、但右席ニテモ、子弟ノ分ハ隔日ニ相詰

申候、三十歳以上ハ勝手次第心懸申筈ニ有之候、大抵登學ノ者日々二百人許有之候由、学意ハ朱学ヲ奉シ、林門・崎門杯ト申流派モ以前ノ如クニ無之、詩文杯モ先ヅハ末務ト心得申候、幼儀稽古ハ六歳ヨリ相始メ、其他教育ノ仕方、大凡福井同前ニ御座候、

一 武芸師役ハ、劍・槍合セテ五流有之候処、日割ヲ以テ学校ヘ相詰、終日稽古イタシ申候、但平士以上ニ限り、平士以下輕輩ノ面々ハ師家ニ付、宅ニ稽古所建置候故、其方ヘ集リ、其節ハ平士以上以下打混ジテ致修業申候、然シ武事ハ全ク古風盛ナル様子ハ聞ヘ不申候、

一 学校ノ名ヲ好古堂ト称申候、当時松平孫三郎ト申人、好古堂督学ニ御座候、主役ハ番頭用人ニ候得共、此節ハ、毎日五ツ時ヨリ七ツ時過迄好古堂ニ詰切居、文武ノ事專引立世話イタシ、殊ノ外繁多ニ御座候、此人壯年当年三十二歳ニ有之、既ニ七・八年以前ヨリ督学相勤、近来ハ文武共総引受ニ成申候氣力人、且極メテ襟懷ヲ推開キ、明快ナル人物ニ御座候、此節モ痛ク議論ニ及ヒ大ニ愉快奉存候、此人一藩ノ巨魁ニテ、教授已下皆其指顧ヲ仰ク様子ニ御座候、当時教育ノ事、如前文大ニ引立申由ニ御座候所、一向ニ人材出来不申旨、此段松平

氏深く嘆息ニ御座候、学校教官ノ面々モ、成程一致力ヲ竭シ候様子ニ相見ヘ候得共、一人トシテ学識アル人物無之、夫故功効モ立不申ト奉存候、

一家老ニ高淵隼人ト申人有之、是ハ上席ニテ専ラ事ヲ執リ、文武ノ事モ引立申候由、近年ハ多分江戸表ニ詰居申候、此人松平氏ノ^(ママ)応^(マ)ニモ可有之ト奉存候、

一此藩元来武州川越御旧領ニ有之、其時分土風モ祖宗ノ遺法ヲ守リ、武事節儉モ能々被行候所、今ノ所ヘ御領知替有之、此播州地ハ沃土ニシテ、山海ノ利多ク、其

上京攝ニ近隣タル故、四民共大ニ奢美ニ流レ、士氣怠惰、以前質朴ノ風ヲ損シ候、藩士心アル者ハ此儀ヲ殊ノ外慨嘆仕候、依テ文武共中々以振起兼候ト申居候、

近年来限中^{年限廿五ヶ月ノ御約束ニテ当年五月マテナリ}トイヘトモ、一統綿服ト申様ニモ參不申、先々縮服ガ宜敷ト申位ニテ、徹底致シ不申候、自然近来ハ町方杯モ余程引締候由、此節私

共招候節^{使者宿ニテ面会仕候}モ、重詰着三種ニテ酒ヲ出シ申候、鹿抹ナルカタニ御座候、松平氏近来ハケ様ニ質朴ノ風ヲ学ヒ候ト申、何レモ重々氣ノ毒独申候、

一兵制ノ義、如已前武田流被相用、調練モ不絶試有之候、此調練ハ近来ノ素水流ニ御座候、扱又城下ヨリ五里許

ノ所ニ海口アリ、室津ト申候、西国四國ヘノ海路要津ノ由、此地近頃砲台築造致シ候処、洋製ノ大砲ハ一門モ無之、皆々古流ト申事、加之右之砲台モ素水流ノ由ニ御座候、

一此城下東ノ方入口ニ市川ト申ス川アリ^{一里許リ下ニ至リ阿保川ト云、海口ヲ婀娜市川ノ事也}、何、至テ急流ニテ、毎々急水出候由、此渡リ場ニ四五年以前ニ、長サ五町半許リノ石塘ヲ築キ申候、

右新タニ築キ候時分、砂値ヲ七八尺モ深ク堀リ、粘土ヲ以テ大小真石ト共ニ撞カタメ、地盤ヲ能々堅固ニシテ、其上ニ石塘ヲ築立申候、是又右同様ノ仕方ニシテ、

其外側ヲ作り、石ニテ積上ケ候故、如何様ノ洪水ニ出逢候テモ、崩レ中間敷奉存候、若又此辺ノ塘洪水押流シ候時ハ、城下危クナリ候故、如此堅固ニ拵ヘ申候、

又此市川ノ一里許水上ニ大樋ト申所アリ、市川大洪水ノ時ハ、大樋ノ所ヨリ水ヲ切テ離シ、水勢殺キ申候、

備前岡山

一実封打詰少シモ延ヒ無之候、俗伝ニ備前国迄ハ太閤糺入候由承リ申候、

一御家中免七八分十年以前迄ハ二ツ余ニモ相成候所、近

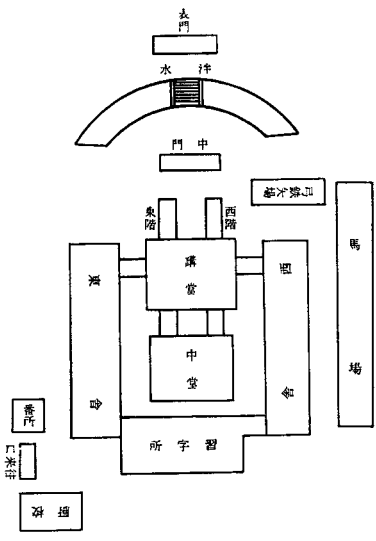
年總州御固メ被仰付候後、ケ様ニ免下リ申候由、近年銀札ノ座潰レニ及ヒ、上下共疲弊困窮至極ニ成申候、銀札以前ハ他領迄モ通用イタシ来候所、六七年來御勝手向不埒ニ相成、一時ニ金老兩貳百目ト成申候、依之米価ヲ始メ、諸物価忽チニ沸騰ニ及ヒ、中々以大イナル騒動ニ運ヒ候ニ付、又引替相替候処、日々千兩許ツ、モ引替人集リ来候故、六七日ノ中ニ札場潰レニ及ヒ申候、其後、^{ママ}年十一月新札出来、古札ノ分ハ当分御借切ト申事被仰出候、此一条事ノ關係甚以大成事ニハ、公迎ヘ御願届ニ相成候所、公迎ニテ何モ御いろゐ無之、早速御願濟ニ、相成候ヨシ、此節右古札老文目八文ニ遣ヒ、新札老文目ハ八拾文ニ遣ヒ申候、此惡政ニ付、士民大困窮疲弊ニ及ヒ、城下杯モ以前トハ光景大ニ替リ候ト申事ニ御座候、

一 總州御固メ入費過分ノ事ニ御座候、譬ヘハ一万石取御家老、江戸詰之節ハ七拾貫目被下候所、總州詰ノ節ハ百貫目、且百人扶持被下候由、其他番頭以下足輕迄右ニ準シ申候、陣營等モ岡山ニテ出来船廻シニ致候由、是等モ治世ノ心得ト見ヘ、結構手広成様子御座候、

一 藩学校中始メ一切人物無之、惣体士氣柔弱、少シモ見ルヘキ事無之候、^{油田光政}芳烈公御遺法モ大ニ衰廢、学校ノ

制度ナトモ時々變革有之、芳烈公ノ御趣意ト相違ノ事モ有之由、當時ノ衰廢ハ藩士モ大ニ嘆息致申候、

一 逗留中学校拜見仕、大意左之通ニ御座候、



一 学校表門、学校二大字ノ額アリ佐々木静馬筆ナリ、門内松数株アリ、泮水及ヒ中門アリ、此所ハ平生通用不相成、君候被為入候節ハ相開キ申候、諸士ハ中ノ口ヨリ往来泮水ヨリ右ノ方奥ニアリ、私共モ此所ヨリ登校仕候、中ノ口往来ノ横ハ台所、寄宿生杯ノ食料ヲ調ヘル場所ナリ、校厨ノ額アリ、中ノ口上リ候ト、無程当番ノ詰所アリ、当番二人詰居申候、是ハ土分ヨリ少シ格下リノ者ノ由、此外ニ輕輩モ罷在候、此所ニテ登校候モノ何モ一礼シ

テ通り申候、夫ヨリ習字所ニテ刀ヲ置キ、不残拜見仕候、

一中室真中ニ聖像安置シ奉リ候、金像ノ由ニ御座候、其西方ニ烈公御像アリ、御衣冠ニテ御弓箭被為持候由、其東ノ方ハ、枳奠ノ節ノ御間ナリ、中室後ノ方ニ神厨アリ、祭器ヲ入置所ナリ、枳奠ハ春秋被行候由ニ御座候、

一西舎五局ニ分テリ、南ヨリ第一舎ヲ松舎ト云、君候御座ノ間也、南御障子ヲ開キ候ヘハ、弓・鉄炮場ナリ、北ヲ開キ候ヘハ武芸所ナリ、コノ松舎ニテ弓・鉄劍・槍等ノ武術御覧有之候ナリ、第二竹舎、第三柳舎ト云、劍・槍等ノ講武所ナリ、第四ヲ槐舎、第五ヲ杉舎ト云フ、学房ニテ寄宿寮ナリ、杉舎後ノ方ハ國史留方局ナリ、其後ニ国史庫アリ、此西舎ノ通り西ノ方ニ調馬所アリ、

一東舎六局ニ別テリ、南ヨリ第一舎ヲ菊舎ト云、習礼所ナリ、此後ニ書籍庫アリ、二ニ蘭舎、三ニ梅舎ト云、校読所ナリ、梅舎ノ中ニテ音律所ヲ兼ヌ、四ニ橘舎、士格以下習字校読所ナリ、五ニ梧舎、輕輩百姓ニ至ル迄ノ学問所ナリ、六ニ桃舎ハ會計所也、

一習字所ハ東舎ノ後右ノ方アリ、習字師二人ツ、出席仕候、玉板ト申テ、重ネアツキ板ノ如キ紙ヲ、黒ク染メ

漆ヲヒキタルモノナリ、是ヲ手習草紙トシ、水ニテ書クナリ、故ニ疊少シモ汚レ候事無之候、筆・硯・水入・机等ハ、皆学校ニテ拝借被仰付候ヘ共、書生ニ官籍ヲ拝借候事ハ無之様子ニ御座候、

一講堂ニ於テ聴講ノ節、輕輩ハ入側ニ罷在候、聴衆ヘ每一人小机一ツツ、前ヘ置、講畢テ退出ノ時ハ、書生幼儀ヲ習ヒ、四人ツ、次第ニ退散シテ混雜無之、書生名目、八歳ヨリ十五歳迄ヲ小生ト云、十六歳以上ヲ大生ト云、右之通規模広大ナル事ニ御座候所、此節ハ寂寥タル光景ニ御座候、

一烈公御代以来、此学校及ヒ閑谷学校ニモ、寄宿生被仰付候処、近来諸士以上ニ寄宿仕候モノ無之、農家・町家ナトノ面々ハ不絶御座候、

一劍・槍ノ稽古、鉄面竹朋流儀ニ寄相用申候ヘ共、引立候様子ハ少シモ無之候、其中弓馬ハ随分心懸申候由ニ御座候、藩士三百石以上定馬ニ有之、諸藩ノ通ニ御座候、三百石以下馬繫キ候者ヘハ、馬扶持拾貳俵被下候、一調練ハ物頭輩ノ心懸ヲ以、折々試候事モ御座候ヘ共、

官ヨリノ定制ハ何モ無之候、

一此国仏氏ノ害、流石烈公御遺次ニテ甚薄ク、且領内梵利悉ク山ニ造リ、俗家ニ混雜不致候、石塔・石地藏ノ類、何地モ夥敷事ニ候ヘ共、此国ニハ一切見受不申候、只恨ラクハ、近年來稀ニ出来致シ、其上城下京橋ト申ハ、福井大橋ノ如キ繁花ノ場所ニ御座候所、祖師開帳高札三枚迄モ立有之、大ニ祖宗ノ深意ニ違ヒ、氣ノ毒ニ奉存候、此事ヲ藩士ヘ申聞詰リ候処、甚迷惑ノ様子ニ見ヘ申候、

一神社正祠ノ分、烈公御心ヲ尽サレ御祭被成候故、國中ニ神社数多ク、何レモ今以嚴然タル様子ニ見ヘ申候、且又淫祠ノ分ハ悉ク破壊セラレテ夥敷事ナリシカハ、城下ヨリ二里余南ノ方、大化羅ト云処ニ寄祭ノ社ヲ建給ヘリト云フ、

一吉井川、片上ト藤井ノ間ニアリ、水源ハ作州津山ノ方ヨリ出ヅ、朝日川ニ押並ヒタル大河激流ナリ、此川筋、塘ノ分一ト通り堅固成事ニテ、外ニ論スル事モ無御座候ヘ共、唯水害所ノ要地ニ至テハ、石塘三重ニ築キ、其堅固敵重成事可驚事ニ御座候、夫故百五十年來遂ニ一度モ切レ候事無之候、

一朝日川、水利、横井氏認候書ニ詳ナルユヘ、コ、ニ略ス、

備後福山

一実封打詰、以前水野日向守殿当地御領主ニテ有之、則当城モ水野家ニテ御築ノ由、其後水野家断絶ニ及候節、公儀ヨリ領内縄入被仰出、拾万石ノ内ヨリ八万石許打出候由、依之同シ拾万石ト申テモ内証ハ八万石ノ相違有之ト申候、御家中渡シ四ツ物成ノ約束ニ候ヘ共、現在ハ百石取式拾石、江戸ハ三拾石被下候、

一先備中守様以來質素ノ風ヲ被守候処、方今ハ猶以敵敷俟約被行、上下一統綿服ヲ用ヒ、其内御目見以上ハ、下着ノ分絹綿相用申候ヘ共、御目見以下ハ一切不相成、其余銀ノ弁・鼈甲・キレノ鬚カケ類、惣テ停止ニ御座候、町方取締向モ宜敷相見ヘ申候、

一昨年、誠之館名学校御取立ニ相成、御家中文武共殊ノ外御引立御座候、是迄ノ学校ハ文学許ニ候所、此度諸文芸所并調網場迄モ誠之館中ニ御設ケ、子弟輩八歳ヨリ以上、諸家中一統ニ相詰、文武芸稽古仕候、年頃二十五歳迄ハ一ヶ月ニ大凡二十日ノ詰玉、二十六歳ヨリ四十歳迄ハ十五日許ノ詰玉ノ由、朝五ツ時ヨリ七ツ時迄

學習仕候、當時ハ安藤織馬文武総督ニ有之、御用人ヨリ兼勤仕候、教官ノ分教授六人、助教八人、句読(師脱カ)十六人、但毎日教授一人、助教三人、句読師五人ツ、致出勤候、右教官中ニテハ、江木繁太郎先輩ニ有之候、元来古賀洞庵門人ニテ、朱学ヲ唱へ、詩文杯ヲ玩フ輕薄ノ流ニハ無之候へ共、學術徹底致シ不申、可見事無之候、書生教育方ハ大抵福井同様ニ候へ共、其中専ラ輪講ヲ以主トシ、督責致シ候由申居候、

一武芸ノ儀、昨年ヨリ他流試合相始メ、夫ヨリ他国修行者杯モ追々参リ、近來ハ大ニ振起リ、精入候ト申候、砲術指南役ハ幾流モ有之所、一統ニ西洋流兼学被仰付候、訓練ハ長沼・西洋ト二流ヲ立申候、長沼流ノ事ハ會津侯へ御頼ニテ、家中ノ士大分弟子入被仰付、當時此方ヲ重モニ御用ヒ候由、軍政一定ト申所へハ、中々以参不申候、

一山野歩行試ト申名目ニテ、毎春一度、人夫多ク集メ、山狩有之、且城内ニテ勢揃ヒ一度ツ、有之、此時ハ着具仕候由ニ御座候、

一昨年閏老衆ヨリ、蝦夷地為見分家来御遣之由、福山ニテハ儒者石川和介・兵学者吉澤五郎右衛門・近習山本

橋次郎三人遣之候、昨夏東蝦夷へ参リ居候処、寒氣ニ成リ、松前へ帰り、当年又々北蝦夷へ参リ候由、長崎へモ蘭学為修行、若年ノモノ相撰、四人御遣シ被置候、一此藩ニテハ、嫡子ノ分十七歳ニ成候ト、十二石式人扶持ニ被召出、広間番相勤申候、是ハ人品ニ不拘被召出候所、此兩三年以来、文武芸相励ミ候モノヲ被召出可然トノ御評議ニ成候由、御家中ノ者ハ一統迷惑ニ存候由ニ御座候、

一御当家御代々御老中職御勤ニテ、御定府被成候故、文武引立等モ行届兼候由ヲ、志アル者ハ口説申候、依之家老ノ面々ハ、代リ々々毎日ノ様ニ誠之館へ出候テ、致提撕候由、江戸表丸山御屋敷へモ、文武学校御取立ニ相成申候、此藩定府ノ士、諸家中三分許ニ及候由、夫故御国同様御世話有之ト相見へ申候、

一安藤織馬事ハ、一藩中ノ巨擘人材ト申事ニ御座候、西洋砲術ナトノ事モ、能々心得居候由、此節ハ湯治中ニテ逢得不申候、心術ハ如何有之哉不詳候、

一門田堯佐老儒、慷慨ノ人物ニ御座候、伊勢守様御幼年ヨリ御教導申上、近年迄ハ御懇意ニ被成候所、外国御取扱筋ニ付、諫疏ヲ奉リ、遂ニ御国許へ帰サレ、今以

閑散罷在候、同藩心事ヲ語候者更ニ無之、時務ノ事ハ一切黙シ居ト申候、然シ此節ハ感慨ノ詩杯、稿ノママ出シ為見、如旧感慨ノ誦ニ及ヒ申候、此人斃セラレ候節、番頭百々八左衛門・勘定奉行村上半藏兩人モ同時ニ閑散ニ成リ、国住居被仰付候、兩人儀モ堯佐同様和議因循ヲ拒申候候由ニ御座候、且又昨年山岡八十郎ト申者諫死ニ及ヒ申候、其節歌ニ「いうにたへいかに忍ばん去年ことしまたこむ春も国の御恥に」、此面々ハ、随分当世ニ志アル者共ニ御座候処、残念ノ事ニ御座候、一當時ハ、江戸在住齋藤貞兵衛大ニ登庸、家老職迄ニ相成、専ラ事ヲ執候由、当夏福山へ下リ、御国政ノ事ニ付、仰ヲ蒙リ相下リ候由、當時大ニ出頭ノ様子ニ聞へ申候、右ノ山岡氏諫死ノ事ハ、他藩人ニ承リ申候、

安藝廣島

一四十二万石実封打詰、封内東西三十里、南北二十里ニ及ヒ候へトモ、多ク岡阜起伏ノ地ニテ、平田少ク、民間モ寂寥タル様子ニ見へ申候、
一諸家中渡リ免、従来ハ四物成ニ候処、當時半知中二ツト申事ニ御座候、上一統綿服且儉約ノ事、毎々触達

モ有之候処、式立タル計相守、内証ハ酒宴杯モ盛ニ行ハレ、且又歌妓輩、三味線ノ音市中ニ雜沓イタシ、城下ノ繁榮華美ハ、山陽道第一ニ御座候、

一此藩淺野甲斐備後三原城主・上田主水老万七・淺野孫右衛門石万三人、代々家老相勸申候、シカル処先候ノ内ニ、

権威ノ専ラニ此三家ニ歸スルヲ見ラレ候テヨリ、総テ今日ノ政事向ハ、年寄ニテ相勸候様被致、今以其通リニテ押移リ候処、今日ハ又、年寄ノ權威盛ニ相成、其弊害猶更甚敷相成申候、年寄属官ニ中小姓筆頭ト申役有之候、此中小姓筆頭他家ノ奥右筆ト申役ニ相当仕候政事ノ機務ニ預リ候故、是又權威強ク、諸役人輩ヨリモ却テ威勢張候由、年寄及中小姓筆頭、現在五人ツ、相勸申候、

一此藩晚近悪政ノ渊源ハ、今中大學ト申人御年寄着席ニテ、専權威ヲ振ヒ候ヨリ、種々悪政出来申候、其内詭書人ヲイタク忌嫌ヒ、校書候モノモ無之程ニ相成申候、且又豐嶋屋圓助ト申ハ大工ノ身分ニ候所、今中へ取入、城下諸問屋株ヲ一人シテ持候様相成、一時ニ七万金ノ豪富ト成申候、是全米銀方此国ニテ勝手役ヲ米銀方ト云テ、年寄ヨリ兼勤イタシ申候ノ權威ヲ借候テノ事ニテ有之候、交鈔杯モ潰レニ及ヒ、古札五十六厘傳二十六ニ相成申候、如此悪政ノ極ニ至リ、

上下怨憤リ、終ニ昨年今中氏年寄御免被成候、今中氏跡役ハ、生田筑後ニ御座候、此人以前当侯御近習ニ候処、大ニ出頭イタシ、当時千三百石元知四百石取ナリ被下、年寄ニ相成、廣島大小ノ政事ハ生田執柄候由、此人今中ノ如ク姦才氣力アルニテモ無之候ヘ共、只当路ノ勢ヲ得候ヨリ不宜次第有之、シカシ畢竟ハ用ニ立ヌ人ノ由、然ル処、元老淺野甲斐事、近年来ノ弊政ヲ深く憂苦ニ存シ、昨年君侯ヘ、御政事向御改正ノ事ヲ、段々申上ニ相成、夫ニ就テハケ様ノ面々ヘ重役御申付ニテハ、透ト御改革ト申様ノ事ハ思ヒモ寄ラスト御諫申上候処、君侯御座ヲ被為立候故、御抱キ留申候テ烈敷直諫ニ及候由、此淺野氏当侯ニハ御従弟ニ候故、御如才モ有之間敷候得共、年長高貴ノ御方ヘ対シ、剛健過激ニ過ル所アリテ、終ニ首尾アシクナリ、御引込ニ候、扱々残念ノ事ニ御座候、家督ハ養弟雅樂ヘ被仰付、自身ハ三原城ニ隠居有之候、其外ノ面々ハ、総テ無識ノ者許一向周旋ノ致シ方モ無之様子ニ御座候、右淺野氏家臣ニ吉村重助ト申ヘ、王学ニ余程得力有之、淺野氏ニモ平生篤ク被信候、右諫言ノ時分モ相談モ有之候故、吉村氏意見ヲ加ヘ候由ニ候ヘ共用ヒラレス、決心シテ申上

候由、未タ壮年故英氣モ有之ト吉村申候、

一 黒田圖書ト申人、歴々家柄ニ有之、当時旗奉行芸藩ニテ旗奉行ハ重キ場所ニ御座候相勸申候、此人文字ハ指テ無之候ヘ共、一人材ニ有之候由、

一 吉村重助事狷介慙実、其君ニアラザレハ不敢奉之節有之、學術ハ誠ヲ立ルヲ以テ主トシ、万端踐履実得ヲ旨ト致申候、六十余歳ニ候ヘ共、盛ニ研学有之、所謂斃而後止候ト申志ヲ立、中々感心ニ御座候、他藩ニハ追々知己ノ人モ有之由ニ候ヘ共、藩中ニハ知己モ無之、大ニ塞リ候テ、此節ハ隠居致シ居申候、

一 学校ハ城内ニ設ケ有之候、前方頼千秋ノ時分、彼是世話致シ候所、其頃逆モ至テ簡易ノ制度ニテ、文武学校ト申程ノ規模ニテハ無之候、此節モ其頃ノ遺風ニモ有之哉、学校中経学ヲ主ト致シ候由ニ候ヘ共、漸ク老年ノ金子徳之介七十一一人ノミニテ、人材弘地無之、加之国情如前文ノ形勢故、土氣文武ノ衰微ヲ極メ候様子ニ御座候、

一 御嗣君ニハ御学問御好被成候由、金子徳之助此藩ノ者宿ニテ、江戸御国共常随仕御輔導申上候由、御嗣君昨年尾州ヨリ北之方御迎被成候、君侯ニハ当年御帰御国

順年ニ御座候処、江戸表御人少ニ付御滞府被仰蒙候、追テ承リ候処、御嗣君御講学ハ被成候へ共、御英主ニテハ無之由、独御守殿様ニハ、其以御賢女ニ被為入、俗吏中若殿ヲ兎角庸君ニ仕立可申心得ニテ、金子徳之助ヲ忌嫌ヒ、御側取除可申相謀候へ共、左様ニハ不相成候モ、全ク御守殿ノ御力ニ御座候由、夫故此藩有志ノモノハ、大ニ御守殿様ヲ御倚頼申居様子ニ御座候、

周防岩國

一 夷封六万石少シ延ヒ居候由、故ニ土人ハ分限ヨリ数多候由、

一 此藩十年ニ一度ツ、江戸表へ参覲仕候、長藩へハ数年ノ内折々参候ノミニテ、君臣ノ礼ヲ為シ候ニテハ無之候

一 当主二十八九歳、順良ニシテ甚勤学ニ有之候、教カ教官ノ面々、代ル々々昼夜ニ不限相手ヲ申付候由、只惜ムラクハ生質英武ニ乏敷、家中ニ示シ方モ十分ニ徹シ兼申候、

一 学校ノ設ケ養老館記文ニ詳也、教官ノ面々二・七・五・十ノ日相詰、講釈会読等致シ候由、此内家老始、重役

ノ面々、相詰致聴講候定日モ有之候、当主モ毎月被臨候由、教官ハ、教授・助教都合五人許有之候、其下ニ寮頭ト申テ、十二三人有之候、寮頭中ヨリ司筵総テ学校中ノ作法ヲ掌リ申候儀式ニ預ル事・訓導入学ノ書生ヲ掌リ申候・訓導入学ノ書生ヲ掌リ申候・執法書生ノ非法ヲ正シ候・書記学校ノ簿ヲ掌リ申候四科ニ分チテ役輩ヲ立申候、右二・七・五・十ノ日ハ、十三歳以上三十歳迄ハ必出席致シ候筈ニ御座候、若又疾病・事故有之節ハ、学監迄其旨ヲ断リ申候、三十歳以上ハ勝手次第、十三歳以下ハ先生家へ便リ、学校ニテハ素読ハ授ケ不申由、学校創建ノ頃ハ、寄宿生モ数多有之候所、当時文学少シ衰微ノ方ニテ、寄宿生等モ無之候、

一 学意ハ程朱学ヲ奉ズルト申居候へ共、全ク左様ニテモ無之、右ノ出席日ニハ、講釈・輪講・復文等ニ日ヲ送り、会読杯モ日ノ内ニ限り、必講習討論シテ心術之邪正、事物ノ道理ヲ研究スル实地ノ修行ニハ無御座候、其上、堀川・龜井等ノ説モ旁取用ヒ、近来ハ又書生輩ニ王学ヲ唱候者モ有之、少シモ学文一定致シ不申候、畢竟教官ノ面々不学無識ニ候故、ケ様ニ成行申候、依之惣体土風朴实平易ニシテ、輕薄陰險成事無御座候へ共、学弊ヨリシテ自然ニ流派相立、其弊害又不少事ニ

御座候、

一 武芸指南役諸流有之、一・三・四・六・八・九ノ日ヲ割付稽古致シ申候、此余ハ指南家各々稽古場ヲ構へ、出精ノモノハ学校ト兩所ニテ日々修行致シ候、刀・槍共面・胴・小手ヲ用ヒ、近年ハ他藩修行人毎年百余人ツ、来会絶間無之由、依之武事ハ盛ナル方ニ御座候、私共逗留中モ、小倉ノ家中参リ立合申候ニ付、学校見物ノ折柄劍樹へ参リ、〔試合〕支逢見物仕候、

一 養老館見物仕候、聖廟へ登リ、聖像ヲ拜シ、次ニ韓文公像ヲ拜見仕候、聖像ハ元來足利学校ノ旧物ニ御座候、大内家ニ伝ハリ、夫ヨリ〔吉川〕元春公へ伝ハリ、宝蔵ニ収置候、学校創建後ハ、聖廟ニ安置奉リ候、韓文公ノ像ハ、朝鮮陣ノ節、廣家公取帰ラレ候由、帷帳等モ旧物其假ニ御座候、何レモ木像ニ有之、旧物ト相見へ、眼彩透徹自然ニ敬服仕候、

一 軍制ノ儀、筑後侍從廣家公以來武田流用ヒ来リ候、近來一二有志ノ者、兵制ヲ改度存立、西洋積書等ヲ講習シ、追々調練杯ノ事致主張候へ共、藩中忌嫌ヒ候者多ク、イマタ開ケ候勢ニ無之候、

一 此藩治所ハ高山ノ麓ニ構へ、前ニ一帯ノ錦川大河急ヲ流ナリヲ回

ラシ、無双ノ要害ニ御座候、錦帶橋ハ則錦川ニ横タハリ、治所ノ前ニ当リ申候、錦帶橋ノ事ハ、別圖ニ詳ナリ此橋詰ニ訴訟箱有之、是ハ文具ニテハ無之、今以訴訟筋ニ依テハ、其通り取用ヒ候事モ有之由、前年何某ト申職座、家老中ヨリ此職ヲ立申候ノモノ、甚敷姦曲ノ次第有之所、右訴訟中ヨリ及露頭、終ニ被廢候、訴訟箱ハ、毎月兩度当主手元ニテ開封ニ相成、其節ハ用人以上罷出、披見ニ及候由、

一 政事役ハ家老人ニテ有之、目付役ハ曲直ヲ監察スルノミニテ、政事ニハ不預候、家老中ヨリ一人職座ト申者有之、万端ノ政事專ニ執行ヒ申候、當時増田勇記相勤候、且又用人中ヨリ人選ニテ、仕置用人ト申コトアリ、福井ノ御側御用人ノ如キ役義ニ御座候、是迄政事ト学校ト二途ニ分レ居候処、近年旧弊ヲ改メ、右ノ仕置用人学頭他藩ノ督学ナリヲ兼候ヨリ、自然ニ学政一致ノ勢ニ相成候由、右学頭ハ二宮元輔相勤申候、元輔ハ一藩中ノ人材ト申居候、此節ハ、老父〔マツ〕中途得不申候、其次ニ又、用人ヨリ学監ヲ兼申候、當時境與一郎・森脇鼎相勤候、此等ノ分大小ノ政事ニ預ル枢要ノ役儀ニ御座候、

一 逗留中、学監境與一郎・森脇鼎、同助役田中退一郎別

段ノ頼ニテ、一夜寛話仕候、何レモ人物宜敷、其上虚心ニシテ、益ヲ求メ候意志、甚以深切ニ見ヘ、深ク感入申候、惣体政教共聊モ因循ノ様子ハ無之候、只惜ムラクハ学識アル人無之、依之条理分明ナリ不申、ケ様ニ心ヲ用ヒ候好意思有之ナカラ、透ト旧弊ヲ改メ、上下此学ニ振起ノ氣象ナシ、残念ニ奉存候、シカシナガラ儉約ヲ始メ、町方取締等宜敷、芝居・物真似ノ類一切立入事不相成候、且城下ニハ、旅籠屋ト申者一軒モ無之、是ヨリ三十町許隔リ候某ト申所マテ、参リ不申候ハデハ旅宿無之候、是ニハ行当リ困リ申候、然ル所漸文武修行宿設ケアル事承届、其方へ落着申候、後ニハ私共格別珍客ノモテナシニ相成、清音樓ト申所へ移リ申候、

筑後久留米

一実封二十一万石、延無之、家中渡百石ニ付百俵^{三斗五升俵也}、五百石以下代官捌、五百石以上手捌、大概福井同様ニ御座候、此筑後・肥後両国ハ田地打開ケ、九州第一ノ所ニ御座候、然ル所、領内三井・御原ノ二郡六万石程ノ場所、大抵毎年之様ニ水損有之、甚敷水害所ニ御座候、

此国筑後川^{一名千歳川}ト申シテ、水源ハ肥後ノ国ヨリ出、九州第一ノ大河ニ候所、川床・川幅浅ク狭ク相成、毎年大水有之候、当春杯モ一丈六尺ノ洪水出候テ、道筋致望観候所ニ麦作・菜種等水腐ニ及ヒ、中々限りモナキ損亡ニ御座候、右夥敷水害ニ付テハ、藩中ノミナラス諸藩へモ相謀リ、研究モ致由ニ御座候へ共、未タ其術ヲ得不申由、洪水ノ時分ハ、水上流候逆行スル勢ニ相成候故、所詮防河ノ策六ツカシクト、藩士ノ面々申居候、依之近来ハ、先ツ其年ノ運次第ニ任セ置ク様ナル申分ニ御座候、

一当侯二十六歳ニ御成リ、先ツ筑後守様御主意被為繼、御儉約・文武御引立等御精入ラレ、復古ノ思召ニ御座候由、去四月御帰国被成、無程学校へモ被為入候由、一学校ノ定、大身小身ニ限ラス八歳入学、十五歳迄ハ日々罷出校読仕候、毎日早晨ヨリ始メ五ツ時迄ニ授読ノ分相濟、夫ヨリ年長ノ者会読等致シ、夕方講釈有之候、夜分ハ一切登校不相成候、且又十六歳以上学業罷出候事、心懸次第ニテ制度ハ無之候、学校ニテハ朱子学ヲ奉シ、当時本莊一郎教授相勤候所、極老衰ニ及ヒ、其他文官ノ面々尋常ノモノ斗、更ニ可云事無御座候、

乍然当候ニハ御会説講積等、繁々御催被成、重役ノ者罷出候定日モ有之、其節不時誰々ナリ共、輪講等被命候故、何レモ迷惑ニ存候由、君侯ニハ随分御聡明之御様子ニ相聞へ候処、輔佐ノ人物一人モ無之由、残念ノ至リニ御座候、

一 此藩先年村上專太郎、其後眞木和泉守輩一件後ハ、一藩人材ト可称モノ無之、依之以前ヨリ何事モ衰微ニ及ヒ申候、儉約モ以前ハ蔽敷被行候処、近来ハ宴会ヲ始メ相ユルミ、私共本莊氏へ被招候節酒ヲ出候、吸物ノ外五種肴ニテ、存外丁寧ノ饗応ニ有之候、唯町方取締ハ、今以蔽敷被行、売物家作等至テ趣相ニ御座候、逗留中端午ニ向ヒ候所、一体物静ニ候テ、衣服ハ尤鷹服、此国ノ如キハ終ニ見分不仕候、一事ヲ拳テ申候ニ、赤根木綿ノ裏付帯ヲ少女輩シメ居候ヲ、沢山ニ見受ケ申候、夫ニ准ジ、惣テ殊ノ外見苦敷事ニ御座候、町在キレ幟等一切不相成候、町方夜分ハ寂莫タル様子ニ御座候、

一 藩中武ノ一事独り盛ニ被行、槍術指南井上彌右衛門、劍術指南津田市左衛門、諸藩ニ高名人ニテ、他藩ヨリ修行寄宿生、比節モ四、五十人許参リ居候由、此一

事ヲ以テモ武事ノ盛成事相知レ申候、一藩中他流支達モ相始リ被行申候、君侯学校へ被為入候時分御覧モ御座候由、此義ハ他藩ノ者スラ打交リ稽古致ス事ニ候へハ、況ヤ同藩ノ面々無隔稽古致シ候テ可然事ニ候、近来君侯思召ニテ他流支達相始メ候由、此藩モ講武場ハ学校ト師家ト両所ニ構へ置申候、但何方ノ学校モ、師役一人毎ニ講武場相渡候分ハ少キ故、両所ニ構置ト申モ一概ニハ聞ケ不申候、

一 凶荒ノ手当ノ事、兼テ租税中ヨリ除ケ米致シ、是ヲ領分へ配当致シ、大庄屋一万石ニ一人ツ、立置、平生藩刀ヲ許シ、村方ノ治方ヲ掌リ申候、猶福井ノ大庄屋ノ如シ、是ヲ支配イタシ、作難等ノ節願出候へハ、右ノ倉ヲ発キテ貸付有之候、上納之時分ハ僅耗米タケノ息ヲ出シ申候、始メ元米ハ官ヨリ御出シニ相成、後ハ全ク社倉ノ如キ趣法ニ御座候、農政ノ事ニハ随分心ヲ用ヒ申由ニテ、近来田地不均兼併ノ弊ヲ改メ度、致講習居候由ニ候へ共、何共糸緒ヲ得不申様子ニ御座候、

一 此領内并豊前・筑前三州ヨリ石炭所々出申候、別テ此国ヨリ夥敷出申所有之候ト申候、山陽道藝備ノ間、塩浜瓦焼場所ニ石炭ヲ用ヒ申候得共、此三州ノ如ク民間ニ沢山ニ遣ヒ候所ハ無之候、是ハ大分国益ニ相成申候、

石炭油モトリ申候へ共、此油ノ仕用イマタ世間ニ開ケ不申候、

筑前柳川

一拾壹万五千石実封打詰ト申居候へ共、人口ハ拾万ニ及ヒ候由、筑後州拝領有之時分、請取役人大ニ功者モノニテ、此国ノ能地所計ヲ見立候テ拝領ニ相成候由、依之隣藩久留米領トハ、此領分格別宜敷、人口等モ多ク御座候、

一飛驒守様、御順良ニシテ、才氣アル御方ニ御座候由、近来ハ、追々御講学筋モ御振起被成候由、一昨年御帰国已後、御家老等役替被仰付、小往大来ノ光景ニ御座候、当時立花壹岐、家老中第一ノ人物ニ御座候、此人任底ノ意思盛ンニシテ、才力一藩ヲ庄倒シ、甚英才ニ御座候、只氣力過キ、客受ニ乏敷事、功ニ走り候病痛難免候、若又工夫練熟致シ、含客ノ氣象出来候ハ、多ク難得人材ト相成可申候、此壹岐事、君侯ニモ成程御信用ノ由ニ御座候、当年ハ江戸表へ御召連ニ相成申候、此外ニ池邊藤左衛門先輩ニシテ、一藩此学ニ引起リ候所、厚ク致心配、右壹岐輩ヲモ始終周旋相佐ケ罷

在候、此節ハ柳藩逗留中以来、熊本沼山沢迄モ藤左衛門致同道、十日許日夜講学ノ筋ニテ日ヲ送り申候、藤左衛門横井氏學術甚以確心シ、学力モ有之、手元ノ丈夫ナル風ノ学者ニ御座候、如右藤左衛門先輩ト成引起シ候故、追々社中盛ニ相成申候、逗留中モ大勢昼夜詰懸講習ニ及ヒ、道志其深切ニ有之候、人材ノ有無ハ姑ク置、諸藩ニ此様ナルハ稀ニ御座候、扱又藤左衛門始メ有志ノ面々、一統御国ノ事ヲ厚奉欽慕居、飛驒守様愈以御講学筋御篤信ニ相成、善道へ御進歩ノ所ハ深く君上ノ御教諭奉仰居、重々御家ヲ倚頼仕居候、

一此節有志ノ面々国是トスル所ハ、此道ヲ講明スルノ一条ニ有之、政事向へハ容易ニ手ヲ下シ難シト申居候、然ル所御勝手向甚以御ツマリ被成、領分へ献金等モ是迄屢々被申付候ユへ、下々ハ衰微ヲ極メ、ムゴイ様子ニ御座候、其上諸役人・小吏ニ至ル迄、賄賂盛ニ被行、種々悪習有之、依之昨年御直書ヲ以テ厚ク被仰渡之趣モ御座候由、夫ヨリハ諸家中儉約取締モ出来、民間モ喜居候由此国ニテ盜賊方手先日吟味役、山奉行ノ口役ト申者、百姓ノ患ヲナシ候事甚敷候所是トテモ種御取締被成由、総テ国政ノ万端旧弊ハ容易ニ改正ニモ相成申間敷候へ共、此藩後來ハ必相起候事ト奉存候、

一 学校ハ当時殊ノ外衰微ニ及ヒ、却テ池邊輩ノ社中盛ンニ御座候、只武事ノ儀ハ一統相勵ミ申候、其内大石進・關繁馬・竹道理兵衛・團半一郎、此面々劍術ハ勝レテ健成遺手ニテ有之、他藩ニモ此様ナル芸ハ、多分ニ有之間敷ト自贊申居候、右ノ面々ハ何レモ師役ニ御座候、

薩州鹿兒島

一 所領薩隅日三州及属島数多ノ事故、実封不相知、人口ハ戸籍ニ入ルモノ八拾五万人、或ハ武家農商ヲ合シ、其戸籍ニ未タ入ラサルモノヲ総合スレハ、百万人ニ及フト云、

編者曰、戸籍ノ調査ハ七ケ年毎ニ手札改トテ、封内一般ノ人民ニ木札ヲ付与シ、之レニ改印ヲ据ヘ、各戸ニ藏メシメ、以テ生死出入ノ数ヲ検査ス、其木札ノ表面ニハ何宗何某、目見以下ノ者ハ年齢ヲ記シ、各戸ノ調査書ト俱ニ調査局ニ提出シテ、改印ヲ受ル等ノ規則タリ、然レトモ元來不規律ニシテ、生死出入違脱アリテ、正確タルヲ保スル能ワサルハ勿論ナレハ、現実ノ戸口、本書記ス処ノ八十五万人トハ手札改ノ概數ニシテ、其実凡百二十余万人ト唱ヘタリ、

一 三州中山阜比列ノ平野甚少シ、村落遠ク離レテ人口多

カラス、宿駅杯モ又寂莫タル光景ナリ調所笑左衛門主トシテ聚斂ノ政ヲ行ヒシ時、國中極メテ困窮ニ陥リ、民ノ離散スルモノノ、就中日州ハ、甚字育ニ乏シ、官府人種ヲ植ル事ヲ御世話アレ共、未タ所置ノ宜敷ヲ得ラレス、

編者曰、国老調所執政中、聚斂ヲ行ヒタルハ事実ナルモ、困窮ニシタルハ茲ニ基因シタルニアラス、文化・文政ノ頃、極盛至治ノ驕奢ナルニ依リ、財用足ラス、随テ課税ノ酷ト、風習ノ華美ノ二者ニ由レルモノナリ、

一 此国西南ノ偏境ナルヲ以テ、民俗質野、國中成童以上髪ヲ結ハス、頭辺ノ髪放鬆シ置クナリ、大抵成童以上ニ至リテ頭後ニ結髮シ、大月代ニス、所謂薩摩野郎ナリ、衣服ハ短袖・短衣、婦人ハ多ク裾模様ノ布ヲ着セリ、宿駅ヲ始メ、酒ト云モノ一切無之、但焼酎ヲ小飲シテ酔ヲ助ク、大飲スル事ナシ、焼酎其種類多シ、蕎麦・麦・唐芋等ナリ、ツブロ金平金ノ類ナリニテ製スト云、何レモ尋常ノ焼酎ニ風味甚異ナラス、只少シク香氣異ナリトス、又駅道数里ニシテ、茶店ヲ見ズ、茶店又餅菓ノ類アル事ナシ、

一 農商輩士人ヲ甚敷畏レ憚ル、士人ニ逢ヘハ、帽笠ヲ脱キ、或ハ平伏道路ヲ避ク、元史所謂我邦人遇貴則能伏

草ト、此類ヲ云フカ、

編者曰、農工商カ士人ニ対シ、若シ無礼ヲナストキハ、斬リ捨テ、其顛末ヲ具申スレハ、藩庁ハ一往ノ糺明モナク、至当ノ処分ナリト、附箋シテ下付スルモノナリ、

一此国均田ノ法能行ハレ、又田地皆官田也、毎年春作ノヲチル以前ニ、村役人其村ノ人口ト田畑ノ物高ヲ計ヘ、扱官ヨリ平均ニ一人ツ、ヘ割渡ト云ヒ、或ハ丁男ニシテ田反幾許ヲ官ヨリ与ヘ、老年ニ至テコレヲ収ムトモ云、伝習久敷事故、少シモ混雜アル事ナシ、且又土田皆公田ナル故、田地買売又兼併豪農ノ弊害ハ無之候、

編者曰、均田法ハ、國中一般ニ行フニ非ス、各郷ニ依リテ有無アリ、中ニ門閥ノ領地ニハ此法多キモ、一得一失アリテ、全クノ良法トハ云ヒ難シ、又土田皆公田ニテ売買スルコト能ハサルニ、士人ノ所有地ハ敢テ之レ妨ケナクモアリ、殊ニ新墾ノ土田ハ自由ナル制度ナリ、

一一村毎ニ、村役人庄屋・山方・普請方アリ、此上役ニ郡年寄・郡目付アリテ、是ヲ総ブ年寄・目付ハ郷士ヨリ勤ム、又郡奉行アリ、地方検者アリ、此二役ハ交代シテ九、十日ツ、在方ヘ出役イ候ヨシ、タシ居、縮リ方横目アリ、此三人ハ城下住居、平士以上ニテ被申付候、

編者曰、郡年寄・郷年寄・郡目付ハ、郷横目ノ誤ナリ、皆其郷ノ士ヨリ勤ム、又郡奉行・地方検者ハ城下士ニシテ派出役人ナリ、

一町方取締宜敷、芝居・角力惣テ遊芸ニ似寄候類、停止ニ有之候、此以前邪説ヲ唱候者有之、城下ヲ繁花風流ニナシ可申トテ、芝居・歌舞妓・種々ノ芸者ヲ、上方ヨリ呼寄セ鼓舞致シ候ニ付、其時分城下余程賑々敷事ニ相成候処、其後只今ノ如ク御取締ニ相成、當時ハ諸商買不融通ノ由ニテ、商家ノ面々歎キ居申候、家作ヲ始メ売物等モ廩末ノ品多ク、結構上品ノ物ハ見受不申候、

編者曰、芝居・歌舞・角力其他遊芸者、或ハ娼芸妓ヲ大坂辺ヨリ輸シ、繁化ヲ為サントシタルハ、安永ノ初頃、藩主重豪(廿五世)カ訓諭ニヨレルモノニシテ、方主ノ他国ニ達セサルヲ憂ヒ、江戸及上方(大坂ヲ云)言詞ヲ用ヒ、或ハ夏羽織ヲモ着スヘシト諭シタルモ行ハレス、天保ノ初、調所カ節儉ヲ行フニ方リテ、産ヲ破リ、家ヲ禿ヒタル者多キニヨリ、之レヲ追ヒタリ、

一此藩政事役ハ家老・若年寄・大目付ニ御座候、家老上席ニテ城代ヲ兼候事モ有之候、大目付ハ權威アル役ニ

有之、且御家老へハ大概此大目付ヨリ被命候、直チニ御家老ニ被仰付候へ、御一門・御一族ヨリ外ニハ先ハ無之事ノ由、

編者曰、一門列ヨリ家老ニ任シタルハ、近代稀ニシテ、元祿以来ニハ間ニハアリシナリ、

一平士以上ヲ七等ニ分ツ、御一門・御一族・一所持・寄合・小番・新番・小姓組以上七等、此外ハ平士以下ニ相成申候、平士以下ハ、持槍為持候事相成不申候、

編者曰、平士以上ヲ八等ニ分ツ、一門・一所持・寄合・同並・小番・新番・小姓組・与力、以上ヲ目見以上ト唱フ、

足輕之レニ次キ、又小姓組ノ次ニ郷士トテ百余城ニ土著スルモノアリ、江戸其他奉職モ小姓組同様騎馬組ノ資格ヲ有ス、之レヲ加フレハ九等トナルモ、此郷士ナルモノハ、農

工商、各好ム処ノ稼業ニ従事スルモ妨ナキ一種ノ制度ナリキ、

一徒士ハ小姓組ノ中ヨリ勤候ナリ、平士以下ニ与力アリ、足輕給分現米拾石ニ満ス、此足輕株ノ売買ハ決シテ不相成、奉公宜シクハ与力ニ被仰付ト云、

一兵士ノ多キ事、列藩第一ニ御座候、大数五万人ト云、國中ニ外城ト云フモノアリ、即チ兵团ナリ、三州及諸

島ニ大凡百二十ヶ所別ニ詳アリ、毎外城郷士ニ三百或ハ六七百、其尤多キモノハ千四百五百ニ及ベリ、加治木城外名ノ是ナリ、郷士ノ給地大抵二十五石ヲ限ル、但郷士中

ニ門地ノ高キモノ頗ル多シ、此者ハ格別ナリ、郷士平生農ヲ勤メ、又手銃訓練等ヲ習フ、

國中ハ刀ヲ帶シテ、馬ヲ率シテ絶ス、又薩摩公当夏御堀國ノ節、出水ニ兩日許御逗留被成、此辺外城ノモノ御集メ銃隊訓練御覽被成候、人数二千許モ集リ候由、此外郷士ノ分ハ総テ火、外城コトニ頭役三人有之候、年寄アリテ其外城ヲ支配ス、組頭アリ、横目アリ、以上三人

トス、右ノ頭役ハ大抵官ヲ世々ニスト云、

編者曰、郷士給地ハ五十石ヲ限リ、家係好キ者ハ四百石ヲ領スルモアリシ、

一國中馬ヲ産スル所、四十九牧アリ、牧ノ小ナルモノ百馬、或ハ二百馬、其大ナルモノハ三千馬ニ及フ、福山是ナリ、福山及恒吉・大土呂・溝辺ハ馬様程ニシテ、

骨脚強ク、良馬多シト云、是ヲ上方馬ト云、鹿児島以東ヲ上方ト云、以西ヲ下方ト云、下方馬ハ馬強クシテ上肝ナリトイヘトモ、蹄斷齒スルノ癖アリ、然レ共蹄至テ堅ク、石原等沓ヲ用ヒ

ズシテ数十里ヲノルトテモ、曾テ毀傷武事ナシトイヘリ、凡此藩及肥後ノ國ノ馬、九州・中國ニ貿易スルモノ毎歳夥敷事ナリ、然ルニ薩ノ馬ヲ善トシテ、之ヲ珍

重セリ、

編者曰、毎歲他藩ニ売出ス數、凡ソ千五百頭内外ニシテ、

一 國産ナリキ、

一 薩隅日ノ海岸里程、凡二百五十里ニ及ベリ、此内砲台

有之地凡拾六ヶ所、谷山・山川・加世田・出水・阿久

根・樺島羽・大根占・小根占・佐田多・櫻島方神小島・オツコ島

調練場・波戸・大門口・辨天洲・新波戸場・祇園洲、

此内櫻島以下ノ七砲台ハ皆内海ニ相望ミテ、鹿兒島ノ

警衛ニ御座候、就中辨天洲・新波戸場・祇園洲最要害

第一ノ場所故、大砲モ皆壮大ノ物ヲ預備仕候弁天洲砲台未タ成就ニ

及ハス、其他ノ砲台トイヘトモ、大砲猶全備ニ及ハス、後ニ詳カナリ

編者曰、樺島ハ葉島、オツコ島ハ沖ノ小島（オツコ島ト訛ス）ノ誤リナリ、

一 閏五月十五日、薩摩守様大砲船へ被為入候テ、三砲台

大門口・新波戸・祇園洲 ヨリ海上標的放発ヲ御覽被成候、標的ハ長

サ八間・高サ三間ノ物ヲ、桴ノ上ニ小屋ノ如ク建申候、

右三砲台諸砲、一門毎ニ、十五発ツ、彈発スト云、但

此節ハ時刻傾移候ニ付、半ハニシテ結局ニ及ヒ申候、

右試験ハ私共旅亭眼前ノ所ニ御座候、凡一時計ハ砲声

耳ヲ貫キ、元ヨリ數十門ノ放発故、夥敷勢ニ有之、心

地能奉存候、但的中ハ甚少ク、是ニハ込マルト早川氏申候、

編者曰、標的トハ海中ニ古船又筏ヲ浮へ、之レニ標旗ヲ立

タルモノナリ、

又曰、早川ハ務ト称シ小納戸役ナリ、

一 辨天洲砲台、元来ハ波戸ニ有之所、其上ニ砲台ヲ築キ

申候、此所ハ不殘石ニテ築キ、此節大概成就ニ相成申

候、全ク成就ノ上ハ、左ノ諸砲相備筈ニ御座候、

編者曰、石ハ砲彈ヲ受クモ敢テ飛片散乱ノ患ナキ質ニテ、

煉瓦ニ類セリ、

八十斤暴母迦炳

三十六斤暴母磧

編者曰、和蘭新式ノ製ニ係ルモノナリシ、

一 新波戸場砲台寅年築造 辨天洲同様惣石垣ニ御座候、大砲全

備ニ不相成、当今仮リニ左ノ諸砲ヲ備へ申候、大砲出

来ノ上ハ、追々相改申候由、

二十擲天砲 二座

三十六斤暴母磧 一門

十五擲長磧 二門

新製十二斤磧 四門

七百目礮擬製 一門

一 祇園洲砲台子年築造 東柴ヲ以テ築キ申候、側面・裏面ノ外

前面・上面ハ柴ヲ植ヘ申候、現ニ左ノ諸礮ヲ相備申候、

編者曰、此砲台ハ嘉永五年齊彬指揮築造ニ係リ、和蘭式ニ

基ケルモノナリ、

八十斤暴母礮 三門

三十六斤暴母礮 三門

二十四斤長礮 一門

十二斤長礮 三門

是又大砲全備ノ上ハ、百五十封度一門中ニ在リ、既ニ砲台

貴目、此間谷山ト云処ニテ試験有之、大量裝藥九斤八、

兩ヲ最トス、度ハ四度五度ヲ照シ、十二発スト云ヘリ、

門・三十六斤三門・二十四斤海岸礮車三門ヲ備ヘ申候、

只今鑄製方器械製造所ノ名ナリニハ、右等之大礮追々鑄造、

現ニ七八門出来有之候、

一大門口砲台子年築造、祇園洲同様東柴ヲ以テ造リ申候、

二十九拇天砲 一座

二十拇天砲 一座

八十斤暴母礮 一門

二十四斤迦納 同

十八斤同 同

三十六斤暴母礮 二門

二十拇和微砲 一門

此砲台中ニ在ル所ノ礮台共、擬製スル所ノ物多シ、只

二十九寸及ヒ二十寸ノ天砲ハ皆鉄台ニテ、見事ニ御座

候、故ニ彈丸遠到スル事、原法ニ髣髴スト云ヘリ、

一 每砲台火藥庫アリ、原法ノ如ク穴藏ナリ、内郭広二間

半ニ二間、高七尺許御座候、器具倉ハ有無一体ナラス

候、

一 現ニ鑄造有之所ノ大砲ノ大數、海岸礮・野戰礮・船用

礮惣テ二百門ニ及フト云、右砲台ノ大礮類ハ、記憶ス

ル所ノママ相認候間、少シノ相違ハ可有之哉モ難計候

ヘ共、大略ハ是ニテ相分リ申候、

編者曰、砲數ハ新式及ヒ和蘭古式共ノモノ、凡大小五百余

門、

一 砲術館ハ此藩ノ百鹿屯字ナリ、其中ニ書籍方局アリ騎歩

砲三兵ノ操練ヲ始メ、凡兵制ノ事、原書・翻訳、番頭役人詰所ア

書ヲ以テ、追々研究ニ及ヒ仕出場所ニ見ヘ申候、

リ、惣溜所三棟アリ、演習ノ場ハ、三十間ニ四十間計

アリ、当日人數二百五十人計出申候、此人數ヲ五分ケ

ニシテ手銃操作セシメ、了テ銃隊ニ組三度ニ訓練仕候、

手銃ハ皆隧石銃、官ヨリ相渡リ候、

一 調練ノ目、左之通ニ御座候、

礮石銃操作

銃隊調練

大砲使用

雷帽銃操作調練

教師ハ其組内ノ功者成者是ヲ為シ、番頭ハ檢閲スル計

リニ御座候大備ニ至テハ、各当役ノ人其地ニ、雷帽銃步操ハ

千八百十五年ノ原法ニ抛ルト云、教師ハ相良助太夫（

相良常長旧名）書籍方相勤メ、君侯御手元調練、セキチン二十

四人、役人共皆劍付銃ヲ持シメ、八段装薬法并ニ種々

ノ操作ヲ為サシメ、一列点放・二列点放等了テ、調練

諸規則ヲ為シ候所、此時ハ精選ニテ致候故、變化自由

折旋度ニ合ヒ、面白キ事ニ御座候、大鼓ノ打方等モ大

ニ異様ニ御座候打方口決、始メ礮石銃調練之節ノ点鼓方ハ、

福井ト大同小異ニ御座候、

一千八百四十二年ノ步操式アリトイヘトモ、薩州ヘハ未

タ伝ハラス、

一 昨年、長崎ヘ蘭人ノ兵学ニ余程練達ノ者来リ候、彼国

ニテ、

日本国砲術大ニ開ケ候ト聞ヘ候ニ付、今ハ吾行カスシ

テ埒明間敷迎、官ヲ辞シテ来リ候処、存外ニ未タ開ケ
ス、指南スル人モ少ク、且操練等ノ場処モ無之トテ婦
候由、右ノ蘭人ハ戦場ニモ毎々打立候由、只今崎陽ニ
罷在候蘭人モ功者ノモノト承リ候、

一 此藩平土銃隊ニ組ム時、自分若党ハ、面々左右後ニ割
入レ、主従立並フト云ヘリ此説ハ已ニ横井氏モ如此イヘリ且又雜人僕ノ
類ハ、別ニ步卒隊ヲ立ルト云、

一 平土番組ヲ小姓組ト云、六組有之候、一組ノ人数不分
明トイヘ共、二百五十人ハ有之ト相見ヘ申候、毎組番
頭二人ツ、私砲術館ヘ罷越候節ハ、町松田主馬・高橋
縫殿組ノ調練日ニ付、兩人罷出候、

編者曰、松田ハ町田ノ誤リナリ、

一 三兵調練ハ日割ヲ以テ、砲術館ヘ一度、調練場ヘ一度
ト五ニ出申候、但小姓組・郷土ノ分ハ、砲術館ヘ二度、
調練場ヘ一度ノ割ニ御座候、左之通、日々一組ツ、調
練仕候、

小姓組一番

同二番

騎練文二

同三番

奥向

同四番

大砲免帖

同五番

同六番

郷土之分

編者曰、一組凡ソ千二・三百名ノ兵士アリ、中ニ多キハ六
番組ニ千余名ニシテ、茲ニ二百五十八人ノ精撰ノミノ出場
セシナランカ、

一騎兵隊調練左之通ニ御座候、

調練場城下外ニアリ、近年築立候、三丁ニ四丁計リノ
三角ナル場所ニ御座候、歩騎砲共、毎月日割之通出場
仕候、即チ此藩ノ拔隊箆字ナリ、此調練場ニテハ大小
銃共、惣テ火入調練ナリ、又教閲大催シノ節ハ、城下
ヨリ二里計リノ地^(吉野)芳野ト云フ所ニテ試ミ申候、

編者曰、調練場ハ城南數十町ニ在リ、天保山又ハ川尻砂場
場トモ云フ、天保ノ此ヨリ^(甲突山)甲月川筋ノ砂礫ヲ場ケテ、一山
トナセシニ依リ、大坂天保山ニ擬シテ、カク唱ヘタルモノ
ナリ、

又曰、騎兵ハ齊彬公特旨ヲ以テ、國老島津登(久包)・川

上筑後(久封)ニ命シ、洋式ニ習ヒ創始セリ、

第一、一小組ヲ繰ス、

四騎ナリ、皆肌肩馬教師一人・副三人、乗様ハ

一足ニ飛乗ルナリ、第一ハ人馬共ニ繰スト云、

口割解様

手綱納メ様

馬乗様

四騎行

二騎行

一騎行

前進

却退

斜行

廻旋

徐行

疾行

進止ノ類

大略如此、

第二、二小組ヲ繰ス、

八騎ナリ、始メテ馬具ヲ用ヒ、伸錠ハ用ヒス、

線法大略前ノ如シ、

第三、三小組ヲ繰ス、

始メテ鎗ヲ用ユ、

第四、四小組ヲ繰ス、

十六騎ナリ、外ニ教師二騎、歩兵二人、コレヲ

百鹿屯ト称ス、

第五、同断、

第六、六小組ヲ繰ス、

二十四騎ナリ、外ニ教師二騎、始メテ毎騎馬上

銃ヲ佩フ、

第七、八小組ヲ繰ス、

三十二騎二百鹿屯ナリ、毎騎竹刀ヲ帶シ、或ハ

加フルニ、馬上銃一箇拳二箇ヲ用ユルモノモア

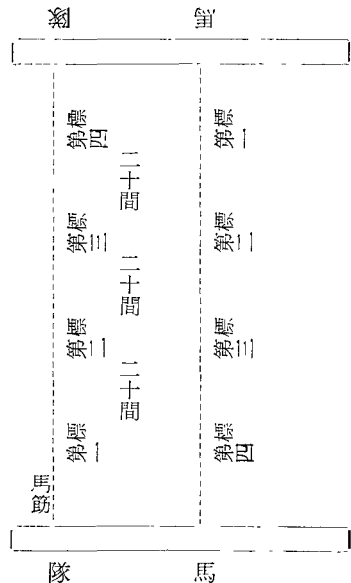
リ、

第八、進退分合豎横変化、惣テ步線ニ足ナル事ナ

シ、或ハ双方ヨリ出逢乘リ、或ハ皆正ニ廻転シ、

又時々馬上銃ヲ点発ス、

此時図ノ如ク標ヲ立ツ、



標ノ図高サ
騎馬ノ長サ
ナリ

十六騎ツ、双方ニ分レ、各一騎ツ、乗出シ、場中ニテ
 太刀打、或ハ図ノ如ク馬筋ヲ乗切、第一・第二ノ標短
 銃ニテ二発シ、直チニ竹刀ヲ拔持チ、第三・第四ノ標
 切捨突刺事ヲ修練仕候、何レモ駈計ヲ乗申候、人馬共
 渾者成事、甚愉快ニ御座候、
 第八大備ヲ繰ス、五十六騎

一 大将島人隼(伴カ)津家老島津豊後息第一ニ乗、其次馬上貝役、其次番

頭ト段々乗出シ、堅横ノ分合疾徐進退、大将ノ指揮ニ

從テ変化窮リナシ、其最終ニ及テ大備一列ニ並ヒ、各

騎銃ヲ放チ、暫時止マス、大将鞭ヲ挙テ指揮スルヲ見

テ、蒐レ貝ヲ吹立候ヲ大備闕ト声ヲ揚テ駟立乗崩ス、

黒煙野覆テ、咫尺ヲ弁ゼザル事稍久シ、右備崩シノ前

ニ必敷ヲ延スノ挙動有之候、夫ヨリ惣督日ノ練ヲ檢閱ス騎線惣督島津登今

ノ前ニテ、一統下馬シ、長揖シテ營所ニ歸ル、

右ノ外ニ柵越一尺計ノ高ヲ越ルト云堀越三尺ノ幅ヲ飛ト云ノ挙動アリ、今日ハ

線シ不申候、騎隊距離堅、前馬ノ尾ヨリ後馬ノ鼻ヲ距

ル事一步、横ハ左右各鎧ヲ距ル事一步ト云、大抵諸規

則騎線軌範ニ拠ルト云、

一 鑄製方職工商ヲ分ツ事、左之通ニ御座候、

編者曰、鑄製方ハ、大砲鑄製所ト唱フル一局ナリ、弘化三

年、齊興公ノ創建スル所ニシテ、洋式ノ大小砲、其他車架

器械類ヲ製造セシメ、国老調所廣郷・用人軍事掛海老原萬

瀬等專任指揮セリ、

大砲地鉄吹オロシ所

同架車製作所

同鉄物所

同鑄造所

同錐場

同仕上場

同棚杖所

同植毛所

諸彈鑄立所

彈ニ襯板ヲ結付ル所

木挽所襯板所

信火管所

小銃地張所

同錐場

同削立所

同研上所

同火門アケル所

同火門入レ所

同棚杖所

同金具地作所

同摺立仕上研所

同バント鑄立所

同台作所

同劍地オロシ鉄所

同鍛所

同地作所

同仕上所

硝石製方

ステレキ製場

雷管細工所

同銅板繰出シ方

同鑄オトシ場

同装薬所

真鍮銅類カナ物所

新製物研究所

舶来カナモノ道具類繕并細工所

大工作事所

一 鑄製方ニ入ル所ノ工人三百人、或ハ云六百人、時々増減アリ、当節三百人トイヘリ、一日ノ賃錢上工六百文、次工四百文、下工三百文ナリ、一年官府此局ノ費ス所ノ賃錢、大数一百金(二万金ノ誤ニモ坎)ト云、一説ニ云、五日毎ニ払金高三百兩、一ヶ月千八百兩ナリト、是ハ地鉄等ノ金高ヲ入レテノ惣数カ、詳カナラス、

一 劍銃一ヶ月五十挺計モ出来候由、現在出来候数、礮石銃千五百挺計、雷帽銃ハ五百挺計ト云、手銃細工ハ鹿相ニシテ精工ナラス、肥後南ノ關ニハ遙ニ劣レリ、

一 雷管製作具、小大二種アリ、小ノ方一日工管二千箇計、大ノ方一日工千計出来申候、雷粉コメ方ハ、一人工千二百箇ト云、

一 硝石製水銀一目、強水十目、火酒六目、但火酒ハ二十一度ノ物ナリ、如右シテ雷粉八分ヨリ一目迄出来ス、

別ニ發明スル所ナシ、

一 雷管鑄オトシ法、梅酸ニ「コハン」明礬ヲ焼タルモノヲ加ヘタル物ヲ土鍋ニ入レ、雷管ヲ一時ニ煮テ、扱引揚ケ、鑄ヲオトシ、試ミテ其度ヲ知ルベシ、長ク煮ル時ハ宜シカラズ、鑄ヲトシタル後清浄水ニテ洗ヒ、酸氣ヲ去リ、

然シテ火ノ上ニテ速ニ乾カスベシ、或ハ火酒ニ浸スモ可ナリ、

一 製薬所

中村ニアリ、又騎射場トモ云、

編者曰、城南一里許ノ一村、中村ノ海浜ニ在リ、文化ノ初

年騎射演習場ヲ設ケタルニ依リ、斯ク唱へ、此ハ一ノ別邸

ナリシヲ、洋式ノ製煉分析術等ヲ為セリ、

硫黃花製所 四間四面

中央ニ密室ヲ構ヘ、是ハ石垣ニテ作りタルモノナリ、其上^(マ)墮土ニテ塗籠ニナス、一方ハ室ノ出入口、三方ニ竈及瓶ヲ置ク、一方ニ二竈ヲ設ケ、総テ六竈ナリ、每瓶硫黃四十斤ヲ入レ、烈火ニ焚ク事凡三日夜ニシテ、花百五六十斤ヲ得、每瓶中硫黃悉ク一花ヲ為サス、因テ又新タニ硫黃ヲ足シテ、數ノ如クシ焚ク、幾度モ如此スト云、硫黃島ヨリ出ル事夥敷、先年ヨリ此製薬ヲ始メ、利ヲ得ル事許多ナリト云、

編者曰、硫黃華ハ火薬製造ニ供セリ、

諸種藥品製所

五間ニ四間、此辺井戸アリ、頗良水ナリ、製薬所ニハ甚要用ナリ、

亞爾箇兒

桂露水

蒸留水

霸王塩

マクネシヤ

消酸順

菊油

但此節ハ休ム

剝篤亜斯

皓礬

橙皮精

ソツピル

カルメル

菊ハ甌島ヨリ出ル野菊ナリ、大キサ寛永銭ノ如ク、色ハ紅白等、全ク尋常ノ小菊ニ異ナル事ナシ、但野菊天造ノ物ニ非サレハ、香気淡クシテ功用モ又少シト云、毎年製薬館ヘ收納スル所ノ野菊凡四万斤ト云、

編者曰、菊花紅白ノ二種誤リニシテ、殊ニ黄色ナルヲ良好トシ、一ノ国産ナリ、産所ハ國中各所ニアルモ、甌島ヨリ尤モ多ク産ス、

硝子製作所

八間ニ二間

大竈一

中竈一

小竈一

此所ニテ瓶類、硝子細工、種々ノ物ヲ製ス、一方ニ棚數箇ヲ架シ、硝子細工物許多ヲ載ス、其中ニ軍艦ノ銃

板方八寸許ノ物アリ、厚サ七分許アリ、此局ノ工人五人アリ、

硝石精製所

九間ニ二間半許

此国領内所々ニテ灰汁煮ヲナシ、此所へ搬送シ申候、硝石多クハ、人家ヨリ出ル所ノ天造ノ物ヲ以テ製シ、人造硝石ハ多ク作ラズ、且又此所ハ只精煮ヲナス所ナリ、此局ニアル所ノ硝石、塩氣少ク清冷ノ氣ヲ帶ヒ、上品ニ御座候、日々製スル所ノ斤數ハ詳ナラス、

強水綠礬所

此局ハ未タ草創ノ様子ニテ、弁整ナラズ候、

右ノ外、府署二間ニ・茶所二間ニ・官庫アリ、薪炭所アリ、一製薬館城下ニアリ、領分中薬品悉ク此所ニ收納スト云ナリ、薬園アリ、園中ヨリ薬種類多ク出ルトイヘトモ、一々詳ナラス、

編者曰、製薬館ハ城南南林寺ノ傍ニアリ、専ラ和漢洋ノ丸薬・散薬類ヲ製シ、越中富山ノ壳薬ヲ封内ニ禁セント、安価効能ヲ期シ、尋テ国産ノ薬品ヲ買集メ、他国ニ販路ヲ開キタリ、此館又齊興公ノ創立ニシテ、慈恵ヲ専ラトシタリシ故、手許ノ管轄ナリキ、

又曰、薬園局ハ城中二ノ丸内ニアリ、國中各所ニ園地ヲ設ケ、和漢洋ノ薬草木ヲ栽培シ、中ニモ南方(城ヨリ)山川・佐多及屋久島等ニハ、印度産等ノ草木ヲ栽培セリ、則、荔枝・龍眼、其他丁子種々繁殖セリ、此ヲ設ケタルハ、二十(マ)五世重豪公設ケラレシモノナリ、第(マ)卷参照スヘシ、

一銃薬所或云、粒薬所、大砲小銃ノ合製之所ナリ、皆水力ヲ用ニ、場所ハ城下ノ外ニアリ、

編者曰、火薬製造所ハ城北吉野村ノ内字後口迫滝ノ上、(ア)樁(キ)木川ノ水流瀑布下ニア、河水ヲ引ヒテ水車ヲ設ケ、洋式折衷ノ製造ヲナセシニ、薬品精撰ナル故、和蘭人モ賞賛シ、文久ノ初年ヨリハ、全ク洋式ニ改メ、佛人数名ヲ雇ヒ入レタリシカ、之レ廢藩後陸軍省ノ所轄トナリ、明治十年ノ

暴挙ニ際シ、賊軍ノ横奪セシモノナリ、

一大礮船即チ軍艦ナリ此国ニテ五艘出来申候、此内一艘公辺へ献

上、二艘公辺ヨリ御注文ニテ出来、跡二艘薩摩持船ニ御座候、一艘ハ四五年前ニ出来、四艘ハ櫻島ト云処ニテ

同時ニ造リ、二年ノ星霜ヲ経テ一昨年冬成就仕候間ノ物二艘、二十間ノ物二艘

一昨辰年四月、右ノ船三艘鹿兒島出帆、江戸表へ参ル筈ニ候処、四國沖ニテ散々難船ニ及ヒ、一艘ハ伊与宇和

島、一艘ハ阿波徳島、今一艘ハ志州鳥羽へ着船仕、其後二艘ハ江戸へ行、一艘昨年ヨリ日州戸ノ浦ニ繋リ居候所、当已閏五月鹿兒島へ帰帆仕候、

一 帰帆之大礮船長二十四間、横八間、高五間斗、砲門左右各七、砲種左之通ニ御座候、

三十封度迎留論礮 六門

十八封度礮 五門

全輕式 一門

十二封度礮 二門

右ノ外、劍銃十四挺、羊角燈籠二十四箇、相見へ申候、

一 船中乗組五十余人、船奉行橋口左衛門ト申候、

一 火薬庫ハ第三段船底ニアリ、三間ニ二間斗、高七尺斗、

四方銅板ニテ包ム、又庫ノ内棚数箇ヲ架シ、一門毎ノ

薬包ヲ此中ニ満チ、前ハ各銅ノ開キ戸ニテ鎖シ申候、

庫ノ出入口銅ノ開キ戸、其内又一人漸ククバリ入ルベ

キ計ノ穴ヲ穿チ、夫ヨリ内へ入りテ、火薬ノ出納ヲ仕

候、庫中ハ硝子ニテ明ヲ取申候、

一 御座ノ間、上段・中段両所ニ構へ、奇麗ニ御座候、此

船ニ大数砂糖八十万斤ヲ積へシト云へリ、此量目十二

万貫目計ニ相成候哉ニ奉存候、

一 昨年難船ノ節、帆柱皆切折候ニ付、当時仮柱ヲ立、尋常日本流ノ帆三枚ヲカケテ走り申候、

一 今一艘公辺へ献上ノ船、長崎へ渡候節、蘭人屢来テ巨細ニ見物致シ候テ、船財ノ宜キヲ甚感シ、鉄物ハ丈夫ナラス、大洋ハ危シト申聞候由、然ルニ其鉄物釘杯ハ皆径七・八分ノ鉄棒、船梁ノ鉄物杯ハ幅三寸ニ厚二寸斗ノ物ニ御座候、是ニテ西洋船ノ堅固成事、可察事ニ御座候、

一 航海ノ術未タ開ケ不申事故、乗方殊ノ外無理ニ相成リ、

此度帰帆ノ船杯モ兩度迄柱ヲ切捨候由、当時此藩ヨリ

長崎へ十人計モ遊学生指遣シ置、兵学ヲ始メ航海術等

モ窮理致サセ申候ハ、尤ノ事ニ御座候、

一 学校ヲ造士館ト云、安永三年造立ニ御座候、其頃方端

林家へ御相談ニテ出来申候、学中ノ諸規則ハ、其節ノ

通治習致シ、少シモ変革無之候、別紙規則三通相認申

候、

一 学校表門仰高ノ額アリ、泮水アリ、中門入徳ノ額アリ、

聖堂アリ、楣間宜成殿ノ額アリ、入徳門ノ外学記石碑

アリ、林信言記之、講堂アリ、授読所アリ、寮アリ、

私拜見ノ節ハ、始メ講堂ニ於テ役輩ノ面々ニ面會仕、夫ヨリ聖堂ニ參、先聖先師ヲ拜シ、再度居寮ニ於テ面談仕候、

一春秋積奠アリ、其事ハ積奠質疑ニ詳ナリ、

一御家中八歳以上ノ子弟輩罷出修行仕候、近来ハ學問ノ事モ御引立被仰出候故、登學ノ者モ盛ニ相成候由、當日モ大抵二百人計罷出居申候、尤少年ノミ多ク相見ヘ申候、

一閏五月七日教校山本何某被召、講釈御聞被成候、是ハ御珍敷事ノ由、大抵旧例ニ寄候時ハ、毎年兩度計モ講釈御聞被成候事ト承リ申候、

一教授山本十介七十余歳ノ老儒、助教宮内清之進・篠崎仁七ニ御座候、宮内ハ俗儒、篠崎ハ少シ氣慨有之候、其他人物一切無之候、

編者曰、山田十介ノ誤ニシテ、宮内ハ詩文章ハ能クスト雖モ、本書ノ如キ誹ハ免カレサル人ナリ、

一聖堂ハ甚壯麗ニ御座候、顔子・曾子・子思・孟子及十哲ヲ配享仕来ノ周程張邵朱六子ヲ從祀仕候、孔子・顔曾子孟ハ塑像ヲ設ケ、十哲ハ木主、六子ハ画像ニ御座候、造士館大略図別紙相認申候、

一学校ノ並ニ醫學所アリ、神農殿アリ、是モ学校同時ニ出来候由、石碑ニ相見ヘ申候、醫學所ハ至テ小ナルモノ、其上医術ハ開ケ候様子無之、尤蘭法杯ハ一切開ケ不申候、

一此藩士風質朴ニシテ、輕薄之態無之、任俠ニシテ、人ニ勝事ヲ好ムノ風アリ、俗間歌謡杯ニモ戰陣勝利ノ事ヲウタイテ、頗ル殺氣ヲ含メリ、國中法度極メテ嚴重ニシテ、敵国ノ中ニ在カ如シ、

一先年騒動ノ時分、有志ノ面々多ク切腹・亡命等致候故、^{〔亦〕}示来人材極メテ衰微ニ相成申候、其時分文武ノ修行致候モノ大ニ忌嫌ワレテ、文武修行致間敷トノ御達迄出候勢ニテ、否塞ノ極ニ陥リ申候、夫故、就中学校之者恐レ氣遣ニテ、時勢ノ事杯申事、殊ノ外厭ヒ候故、只管世道ト離レモノニ相成、文字章句ノミ玩ヒ、固陋至極無用ノ者ニ成行申候、当公ニハ、其辺ノ陋習御矯被成度思召ニテ、近来御世話モ御座候由、

編者曰、學問ノ風本書記スルカ如シ、故ニ齋彬公大ニ奨励シテ一變シタリ、

一一番中、御器量・知術、当公ノ上ニ立候者、一人トシテ無之候、故ニ執政始悉ク公ノ御仕向ヲ待候者許ニ有

之候、公当節ハ専ラ、海備兵制ノ上ニ御精神ヲ被尺候、元来西洋御信用ニ御座候故、器械新規成モノ、一向ニ御探索御開キ被成候思召ニ御座候、依之前々申候通り、兵制・器械ノ盛ナル事、他ノ及フ所ニ非ラス、只惜ラクハ大体諸事智術ニ出テ、正大之御様子ハ無之候御在園中近侍三、四人召具セラレテ、夜行被成候或ハ御家臣ハ御密書御取、所遣、或ハ外様ノ者ハ御内々御逢被成、誰モ不存様ノ事有之候謂察々ノ明ヲ御頼候テ、諸事智術ヲ以テ御取行ニ相成候故、其弊輕薄事勢ニ走リ、今日ノ用ニ立候モノヲ、好人ト被思召御用ヒ被成候様相成、却テ可恐ノ勢ト奉存候、且藩籬中ノ患末タ息ズ先年ノ内乱後、唯今以姦邪ノ徒盛ニシテ、老公及御建儲之儀ハ公大ニ御慮被成候、当節藩中有志之面々、会合ト夜、分杯密々仕候、此事ニテモ否塞ノ勢相知レ候事ニ御座候御輔佐申上ル程ノ敵然タル御家臣モ無之事ユヘ、公ノ御智術ニ出候ト申モ、自ラ勢ノ然ラシムルニ生シ候事モ有之候、

易ク、手後レ等モ有之様ニ申候、大臣中ニテハ、此人ニ有志之面々願カ属望致居候、編者曰、島津下總願カハ本書記スルカ如キ人物ニシテ、門葉ノ一人ナルノミナラス、代々德望アル人輩出セリ、然レトモ勇断ノ氣之キ故、文久二年ノ初、自退ケリ、又弟ハ赤山觀負トテ、嘉永二年ノ内訌ニ死シタリ、父即一新納駿河老御家博覽ニシテ才氣有之、執政中ニテ當事此人何事モ執行ヒ申候様ニ有之、然ル処稍勢ニ連レ候処モ有之、十分ニハ倚頼致シカタキ由申候、

編者曰、新納ハ博覽ト云フ程ニ非ス、少ク文事ニ志アリテ俗才ニ長シタル人ナリ、当時執政役中ニハ、威權アリテ外ニ替フベキ家老ナキ故、其形勢ニ連ル、ハ免レ難キコトナリ、

一此藩ニテハ山内作次郎全正義列ノ先輩ニ有之候、此人一乱之節、島畫蛇島山山川ノ濠ヨリ三十里ノ海中ニア江流サレ、家財没収ニ相成候所、人々其德望ニ感シ居候ニ付、家族ヲ憐愍シテ能養ヒ置申候、其後御免許ニ相成、當時郡見廻相勤居申候、此節私罷下リ候ニ付、同志中ヨリ在勤中呼ニ遣候所、役用折節繁多、其上遠路廻在候ニ付逢得不申候、其次ハ西郷吉兵衛・蛟島正助輩ニ御座

候、吉兵衛其人忠貞、此節一藩ノ事自ラ任シ、專周旋仕居候、正介慷慨義ヲ好ミ、才智モ相勝レ申候、然ル処正介父ノ不調法ニ依テ、其家土格ヲ貶サレ、島津豊後家来分ニ被仰付、無禄ノ身上ニ罷成、又自身ハ老公ヨリノ嫌疑ヲ蒙リ居候ニ付、世間広ク交リ候事モ不相成、遠慮同前ニ仕居候、然レ共、其志ハ益不磷黙養仕候、

編者曰、山内ハ徳義忠誠、経義ニ通セルノ人ナリ、後忠義久光父子ノ側役、或ハ学館長ニモ挙げラレ、其流罪ニ処セラレル前頃、郡見舞役ト云ヘル郡宰ノ下役ナリキ、

又曰、蛟島ハ父罪ニ依リ土籍ヲ除カレ、陪臣トナサレタルモ、尊王家ニシテ、西郷・大久保等ト国事ニ尽力セシ人ナリ、

一 老公〔音興〕六十二歳ニ薩州へ御下り之時分ハ、鹿兒島ヨリ一里許隔候伊布村ノ玉里ト申処ト申御館ニ被為入候、当春江府へ御登リ被成候、其嬖女ヲ阿いらト申候〔音重〕島津周防殿生母ニ有之候、当侯御家督前世ニ出シ申問敷ト謀計ニテ、恐レ多クモ御肝癪有之ト申立老公へ浸潤ノ議ヲ入レ候様ノ森物ニ御座候、甚敷奸悪ニ有之、且又元老島津豊後姦党ノ巨魁ニテ、事ノ大小ニ依ラス大ニ当侯ノ思召ヲ妨ケ申、然ルニ深ク老公ノ方ニ結ヒ置候ニ付、是ヲ黜ケラレ候事、勢大ニ致シカタク、若又此一夫ヲ黜ケ候時ハ、余ハ勢輕ク

制シ易シト申、此豊後為人大ニ殘刻〔音殘〕ニ有之、稍モスレハ主君ヘモ迫ルノ勢アリ、夫故有志ノ面々モ夜分狹密々出会ニテ、交ヲ殊ノ外極密ニ致シ、夫モ当侯ノ御障リニ相成候テハ大切ニ候故、如此ト申候、

編者曰、文政ノ末、天保ノ初年頃マテハ、藩財非常ノ疲困ナリシニ、齊興公ハ大ニ奮感スル所アリテ、調所・海老原等ニ委任整理ノ衝ニ当ラレシカハ、日夜切々大ニ節修ヲ行ヒ、二十有余年ヲ経テ、巨万ノ貯蓄ヲ生シ得タリ、然ルニ彼等ハ晩年ニ至リ、私利ヲ謀リ驕奢ヲ極メ、刺ヘ齊彬公ヲ廢斥セント謀リ、幾多忠誠ノ士ヲ亡スニ至ルモ、前功或ハ幾分ヲ消スルニ足ルモノナリ、又曰、姦党ハ島津豊後一人ニアラス、其巨魁ハ調所笑左衛門・碓山將曹・海老原宗之丞・三原藤五郎・吉利仲・伊集院平等ニシテ、幾多ノ俗吏輩ナリ、第〔音マ〕卷参照スヘシ、

一 近年、兵備器械等之事御行届ニハ、元来此義ハ老公思召ニ御座候由、夫故此辺ノ事ハ随分順ニ參リ申候、且又夫ニ付夥敷御入費ニ候所、御用意金大分御貯有之、夫ニテ新調ノモノ出来候所、此頃ニテハ其金モ御遣切候故、今年之後ハ御勝手向御六ヶ敷可相成ト申、此藩モ五十年已来ノ糺政ニテ、風俗モ以前トハ輕薄驕奢

ニ相變シ、其上調所笑左衛門收斂ノ政盛ニシテ、町在共ニ疲弊ニ及ヒ申候、

編者曰、老公ハ齊興公ヲ云フ、兵備ノ一大改革ヲ為シタルハ、弘化三年ヨリ旧制ノ軍政ヲ廢シ、洋式ノ大小砲ノ製造、或ハ銃陣ノ編組ヲ折衷、尋テ齊彬公ニ至リ益々擴張シタリ、然レトモ此時マテハ貯蓄欠乏ニアラス、慶應ノ初比マテハ、凡百万円位^(兩丸)ハ存在セシカ、汽船器械類買求ノ為ニ消費シ、天保錢ヲ鑄造、或ハ紙幣ヲモ發行シタリ、抑文久三年頃マテハ紙幣ハナカリシカ、漸ク正貨海外ニ濫出スルニ至リ、之ヲ防護センカ為メ初メテ發行セリ、

一家中渡リ百石取知行所務、現米三十石ニ御座候、江戸詰ノ節渡リモノ高少ク、詰中入費ト引合不申候ユヘ、江戸詰ハ家中ノ面々否埒申候、当春ハ江戸表始メ殿敷俵御取締被仰出、御帰国御道中ハ当侯ニモ伊賀袴被召候、依之諸向質素ニ相成候由、

編者曰、藩制ニ四公六民ト云ヘルアリ、假令ハ草高一石ニハ六ヲ耕作人ノ所得トシ、四ヲ貢額トス、之レ中古天正・慶長比ヨリノ制ナリ、而シテ又、地行高トハ則土地所有者ニシテ、耕作者ハ則チ小作人ナリ、

又曰、地主ハ本書ノ如ク、草高百石ノ所得ハ凡玄米三十余

石許ニシテ、草高一石分三斗三升六合ノ割ナリ、

一凶荒ノ予備ハ其設ケ無之候得共、唯常平倉^{近年御取立有ニ相成申候}

テ、米価ヲ平均ナラシムルノ良法アリ、然レ共此国米価常ニ高貴ニシテ、商賈ノ徒ハ困窮仕候、滞在中糶米一升百文ニ御座候、御国札ニテハ四斗五升九拾目ニ相成申候、如此高直ニ候ユヘ、諸物価夫ニ応シ高直ニ有之候、前ニ認候通、元米領國中諸山多クシテ田野少ク、依之米穀類乏少、価ノ高貴ナルモ自然之勢ニ御座候、

編者曰、薩隅日三州皆山多ク水田少シ、故ニ毎歲国用ニ乏シク、隣国ノ輸入凡七万余石ニ及ヘリ、中ニモ琉球及南沖各島ハ、黒砂糖ヲ專作セシメタルカ故、米穀其他日用品モ輸送シ、随テ他藩ニ比スレハ米価ハ甚タ高カリキ、

一此国農家ノ外ハ日々二度ツ、飯餐ヲナン申候、朝五半時、昼八時ヲ食時トス、農家年中ノ食トスル所ハ、多ク薩摩芋ナリ、是ニ粟杯ヲ少シ交ヘテ食トスル也、故ニ芋不作スル時ハ凶年ニ御座候、又肥後杯ハ穀類殊ノ外饒多ナレトモ、農家ノ食ハ到テ粗悪ナリ、大抵都会ニ近キ国々程、質素ヲ失ヒ、風俗驕奢、衣食甘美ニ有之候、

編者曰、中等以下ノ人ハ、士農工商ノ別ナク、常食ハ蕃藷

ヲ用ヒ、粟ナト交ルハ甚少ク、又上中等ノ家主、長男ノミ
米食シ、二三男以下ハ悉ク蕃蓄ヲ食スル一種ノ習慣アリタ
リ、

一鹿兒島ノ治所、屋形許ニテ城郭ノ構ナシ、外城モ皆屋
敷ノミナリ、鎌倉ノ比以來ノ遺風ト相見申候、

鹿兒島、町數二十町アリ、東ヲ上方ト云、西ヲ下方ト
云、下方ノ富ハ上方ヨリ優ナリトス、

一琉球国人口十万、大抵資質柔順、含忍沈靜ニシテ、物
ニ驚ク事ナシ、魚獵之數カラス、加之牛馬豚ノ畜産夥
シキ事ナリ、豚ハ人家軒ヲ並ヘテ是ヲ畜フ事、人口ニ
応スト云ヘリ、牛甚大ニ馬ハ小ウシテ、能峻阪及岩石
ノ間ヲ行キ、又力アリ、

一琉球国始メテ支那ニ通セシハ、明ノ代ト云尚道テ考、故
ニ国王始今以テ明服ヲ用ヒ来レリ、北京へ来朝イタシ
候時分、明代ヲ追慕スルモノハ大ニ羨ミ申、北京へモ

日本ノ通り、代替毎ニ朝覲仕候、中山王代替ニハ北京
ノ使節来ツテ、琉球国王ノ号ヲ授ケ申例ニ御座候、

一此国程順則・グシカミ（貞志頭（翁魁）
字分ラス）ノト申兩人、中興ノ人傑
享保年間ニ
相当仕候

ニ有之、其国ノ法度ヲ定メ申候、今以其法度
ヲ相守リ、少モ變革無之候、程順則參司官家老執政
官ノ稱也ト成、

クシカミ是ヲ助テ専ラ新法ヲ定候時分、或人ケ様ニ国
法ヲ改定候ハ、此国決シテ治ル事有ヘカラス、其ハ
此兩人ヲ失ハスシテ叶フヘカラスト思ヒ込ミ、クシカ
ミノ家ニ行、烈敷新法ニ付テ議論ヲ仕掛、既ニ可刺殺
勢ニ候所、クシカミ少モ驚カス、爾カ志モ又国ノ為ナ
リ、吾カ為ル所固リ国ノ為ナレハ、死ス共固リ悔ル事
ナント、扱新法ヲ一定シテ、琉球国ノ後世迄モ治ルヘ
キ成行ヲ条理明白ニ申論シケレバ、或人始テ大ニ服シ
申候、夫迄ハ兎角風波起リ、新令モ能行ワレ兼ル所、
此或人服シテヨリ始メテ兩人新法能信シラレテ、能行
ワレ、唯今以其通りニ万事堅ク相守、少シモ變革致シ
不申候、

編者曰、程順則ハ鄭順則、グシカミ具志上ナリ、二名共久
ク清国ニ留学シテ、経済学ヲ修メ、能ク時勢国情ヲ弁シタ
ル人ニシテ、著書又多シ、

一其頃ヨリノ事ニテ有之、劍槍等ノ武技ヲ用ヒサル事ニ
ハナレリ、程順則等建議シテ申候ハ、大意琉球国ハ
蕞爾タル一小島ナレハ、文ヲ以テ国ヲ守リ、武ヲ以テ
人ト争フヘカラス、始終国ノ為ニ謀レバ日本・支那へ
通シ能仁義ノ道ヲ守、礼讓ヲ以テ国ヲ治ムベキ事ナリ、

是ヨリシテ刀槍ノ類ハ用ヒ不申事ニハ成申候、是ニ依テ、只今ニモ日本・支那ハ申ニ不及、西洋諸国迄モ琉球国ハ仁愛ノ国ナリト称シ、愛シ候ハ、程順・グシカミノ力ニテ可有之候、

一琉球ノ属島甚多シ、小琉球一ニサキシマト云ミヤコ等ハ、西南二三百里ノ地ニアリ、皆熱国ニシテ雪ヲ見ル事ナシ、

編者曰、サキシマハ先島ナリ、宮古・八重山・與那群等ノ大小数島ノ惣唱ニシテ、與那群島ハ臺灣島ニ近ク、晴天ノ日ハ其山影相望ムヘシト云フ、

一琉球国武技ヲ習ヒ不申、只拳ヲ以テ撃事ヲ習フ、拳能ク人ヲ打殺スルニ至ル、平生男子ハ芸事ニ遊ヒ、婦人勞役ニ服ス、皆婦人能ク男子ニ衣食セシムルノ所ト云、一琉球ノ産物ハ全ク砂糖ナリ、其他種類多シトイヘ共、之ニ比スルモノナシ、布棉ノ類、木綿アリ、芭蕉布アリ、上布アリ、上布ハサキ島ヨリ出ル白綿上品ナリ、又ミヤコヨリ出ル紺染尤上品ニシテ、之ヲ上布ノ最上トス、琉球ヨリ出ル物ハ、品大ニ劣レリト云ヘリ、一清国へ毎年交易船指遣シ、又留学生等モ有之由、交易ノ大略砂糖類・薬品類・諸器物類・磁器類・紙・墨・筆・扇・朱、或ハ棉帛・織物・羅紗ノ類、其他一々詳

ナラス、薩国へ琉船到着之時分、唐物・羅紗ノ類、殊ノ外下直ニ有之由承申候、尤公辺ヨリ敵重被仰出モ御座候事ユヘ、鹿兒島ニテ表向売買ノ事ハ、堅ク禁止候由ニ御座候、

編者曰、清国へハ毎年一・二艘ヲ派シ、定式進貢船ハ隔年一艘、〔貢カ〕接懇船ハ毎年二艘トス、進貢船ニハ官吏上下数名ヲ派シ、礼式ヲ行ハシメ、且ツ進貢品トシテ、銅毫万余斤、其他日本産品ナリ、

又曰、留学生ハ清国語学・文章・礼式等ヲ習ハシム、皆久米村ニアル清国人種ノ中ヨリ撰拔シ、時トシテハ国人種ノ中ヨリ出スモアリタリ、

又曰、久米村ハ清国ニ対スル用ヲ掌ラシメス、又曰、密売買ハ取締尤モ嚴ニシテ、若シ發覺セハ、其輕重ニ依リ死・流刑、或ハ禁錮等ニ処セリ、

一鹿兒島へハ毎歲定額五艘ツ、来リ貿易ス、舶一艘積ム処ノ量、砂糖四十万斤ニ至ル、每歲梅雨霽テ後、彼国出帆、五六日程南風ニ乗シテ入津ス、其節ハ佐田カ岬鹿兒島ヲ距ル事十三里内海ノ境ナリト云ヨリ注進シ、案内ノ上ニテ入津ス、且又鹿兒島ヨリ彼国へ交易船ヲ遣ス事、千五百石積ヨリ二千石積迄ノ物二十艘ヲ毎歲ノ定額トスト云ヘリ、琉

船モ年ニヨリ六七艘来ル事モアリト云、

編者曰、琉球ヨリ鹿兒島ニ毎歲輸入スル物品ハ、黒砂糖及唐国貿易ノ物品、或ハ鬱金・布帛ノ類ニシテ、砂糖ハ年々式百万斤ニモ達シ(一斤百六十目)、又別段仕算トテ七十五万斤許、并ニ貢糖ト称スル草高九万余石ニ対シ、一石分現米八升一合、外ニ運輸米一升一合ヲ砂糖ニ換算シテ貢納ス、是等運輸ノ為メ、五艘ノ大船往復セリ、

一 中山王平生鹿兒島へ来ル事ナシ、只自国ノ代替、公边御代替ノ節来リ、直ニ江府へ来朝ス、惟公(新脱)以来ノ例ニ抛ルト云、彼国ノ家老分ナルモノ、一人ツ、鹿兒島ニ交代シテ相詰候、其従官四十人計、現ニ鹿兒島琉球館ニ有リ、

編者曰、中山王来鹿セシハ、慶長ノ頃尚寧王謝罪ノ為メ来リシノミニテ、他ハ世子一生一回来レリ、然レトモ王族(則チ王子)ナルモノヲ、吉凶或ハ国王代替リノ時、謝恩使ヲ派セリ、

又曰、惟新公ハ、島津家第十七世義弘公ノ隠名ナリ、国家老分トハ次官相当ノ者ニシテ、親方ト称シ、一年交替在鹿ス、此ノ家老分ハ三司官ト唱へ三名アリ、国民投票ヲ以テ撰ヒ、開披ハ国王モ開クコト能ハス、必ス鹿兒島ニ送り、

藩主自ラ開披シ、多数ヲ採リテ任命スヘキヲ、中山王ニ示達セリ、之ヲ慶長以来ノ慣例トス、

一 大島鹿兒島ト琉球ノ中間人口琉球ニ近シ、或ハ云、琉球ヨリモ多シト、此島砂糖・唐芋夥敷出ツ、又銅山アリ、薩ノ用ユル、銅多ク此島ヨリ達スト云、又屋久島・永良部・種ヶ島・硫黄島・甕島等猶此外島数多シ、右ノ諸島物産多キ中ニ屋久島杉絶品、他ニ類ナシ、

編者曰、人口琉球ニ近シトハ誤レリ、元来大島ハ地形未開ニ属シ、且ツ里域小ナルカ故、琉球ニ比シテ寡少ナルハ自然ナリ、唯銅鉾ハ多シトイヘトモ、良好ナラサルノミナラス、銅分ヲ含ムコト少シ、当時試堀セルモ産額少カリキ、

一 琉球大島等へハ、防戍ノ人数ヲ大分遣シ置候得共、冲モ思フ程ノ手当出来カタク、元来三州ノ海岸許モ二百里ニ余ル手広ナル事故、礮台杯モ僅カニ種カ島・屋久島ニ一ヶ所ツ、ノ外、其設ケ無之由ニ御座候、

一 苗代川鹿兒島ヨリ五里半ノ地ニアリハ、朝鮮人ノ聚落ニ御座候弘召連掃リ文禄ノ役義シナ、追々人口蕃行シテ、当時ハ部落中家五百、人口千二三百ニ及ヒ申候、男女皆惣髮ニシテ、朝鮮ノ風ヲ變セス、衣服平生ハ和人ト異ナル事ナシ、年始・五節句等、上役ノ者朝鮮ノ官服ヲ着シ申候、常ニ朝鮮語ヲ能

習フモノアリ、又望郷台ノ頼アリ、喪祭等彼国ノ礼ヲ以テシ、一切仏ヲ用ヒズ、惣体聚落中取締宜敷ト申、鹿兒島ニテ尋常農家ヨリ、一等取扱宜敷致申候、但和人ト婚スル事ハ堅ク許サス、平生陶器ヲ以テ生業トス、何レモ朝鮮焼ナリ、近来ハ又、南京焼杯開ケ、上品ノ物出来申候、

編者曰、朝鮮通詞ハ皆此人種ナリ、故ニ唐通詞ト同シク禄ヲ与ヘ、其職級ヲ設ケ、該国人漂着等ノ際ハ通弁トセリ、又曰、仏ヲ用ヒサルハ誤リナリ、律宗・天臺宗ヲ奉ス、

五三七の二

安政三年十二月認、京攝探索方ヨリ相廻候書付之内一薩摩侯御所置何欵相分り不申由、何分江戸ニテモ京都ニテモ、尽ク御行届之由、一事ヲ以テ申上候得ハ、先年禁裡（禁裏）炎上ノ節杯ハ、御直ニ御太刀并御風呂・屏風トリ敢ス被献候由、其品殊之外結構成モノノヨシ承リ候、江戸御役人中御奥向杯ハ、別テ御行届ノ由、右等ノ御運ヒハ何事モ先ヲ被取候御様子、乍恐此等之儀ハ能々御勘考置被下候様、奉願上度候、

注原

本文御太刀ハ正宗ナリト云、沙汰モ有之候得共、御

品ニテハ物ニ触タル御品ハ穢故、御用ニ不相成ハ、新刀ノヨシ、只拵ハ何カ美々シキヨシニ聞及ベリ、御風呂・屏風ノ事ハ不聞及、御筥ヲ献タリ、是ハ本太子丸トテ、法隆寺ニ在リテ聖德太子ノ吹レタルヲ、光格天皇御代御物トナリシテ、（ヲカ）如何ノ故ニヤ水野越前守カ処ニアリシヲ、薩州ニテ四百余金ニテ買求テ、内献シタルナリ、法隆寺ニ有之時ハ、太子丸トイフヲ、御物ニ成ヲ頭ヲカヘ給ヘ、頭ノ中ヘ宸第二テ鈴虫トカ、セ給ヘ、頭ニス、虫ノ模様付給フ、其外内献ノ品数々有之事成ベケレ共不知、薩州ヨリハ追々近衛殿ヲ以テ内献ス、近衛殿ノ家臣ナレバナリ、（高柳 参観主）井伊掃部頭ヨリモ筥二管内献ス、是ハ伝奏ヲ以テ献上セリ、

〔表紙〕

齊彬公史料

市來四郎編

安政四年

〔扉に、表紙の文字の外に「元国事鞅掌史料（紙数五十四枚）」の記載あり〕

目録

- 遊学御勸奨並学風匡正ノ御訓諭
- 士商ノ名分匡正ノ御親書及ヒ事實
- 大廊下下ノ御部屋御扣御承知之布告
- 哲丸公御誕生御届並布告及ヒ砲声ニ驚、驚風症御発云々
- 黒田清綱建言付御賞諭
- 皇學館並洋學所開設關・八田・後醍院・石川等へ取調御内命
- 造士館演武館ノ名号更正之御内命

諸郷士格式復旧之尊慮

禁闕警衛ノ策關勇助へ取調密命

海防論策ヲ求メラレシ事實及ヒ諸建言

造士館学風矯正ノ御親書

以上拾条

五三八 遊学御勸奨並学弊匡正ノ御訓諭

○この文書は、本文第五〇三号文書の安政四年九月家老達（含、島津斉彬内論）等と同文重複により略す。

五三九 士商ノ名分匡正ノ御書取及ヒ事實

五三九の一

○この文書は、本文第五〇四号文書の安政四年九月付島津斉彬内論等と重複するが、後半部の市來四郎の注記部分が若干異なるのでこれのみを収める。

天明ノ末頃ヨリ御蔵方ノ疲弊甚シク、種々理財ノ法ヲ設ケラレタリト雖トモ、兎角出入相贖フコト能ハス、已ムヲ得サルヨリシテ戸口ニ課シ、金穀ヲ納ムル等ノ事ニモ及ヒ、或ハ余裕アル商賈等ハ米金ヲ献呈スル者モアリ、其輩ハ褒賞トシテ士分ノ格式ニ昇進セリ 国老川上久馬・市田勘解由・輩、売官売格式親メ、大ニ士氣ノ衰頹ヲ惹キ起セリ、茲ヲ以テ斯克密カニ言路ヲ開カレタルハ所以アリ、実資興公ニ懼ラル、旨アリテナリ

其 余 習 近 代 ニ 流 レ、 商 賈 ヨ リ 士 分 ニ 昇 リ、 或 ハ 役 員 ニ 出 頭

セルモ少ナカラス、是ヲ一般薦唱シテナリアガリ言、又ハ銅臭家トモ云ヘリ、素ヨリ身代ハ富メリト雖トモ、元来ノ士分ニ疎外セラレ、交際モ区域アリテ、結婚或ハ交際スル者モ、元来ノ士分ナル者ハ忌避スルノ風習ナリキ、当時ノ謔ニ、金銭ヲ以テ士分ノ格位ヲ買フトモ薦唱セリ、然ルニ近代狡黠ナル策ヲ以テ、幾千両幾万貫文ヲ以テ士分ニ出頭セリト謂フニ至レリ、其黠策トハ、旧来ノ御貸シ上金御借状ト唱フルモノアリ、今時ノ公債証書類似ノモノニテ、利金幾千或ハ幾年ニシテ返下ノ證書ナルカ故抵当、或ハ売買スルモアリタリ、之ヲ低価ニ買取り、而シテ是ノ借状差上切リヲ願フトキハ、御蔵方ニハ則チ献金ノ場ニ当レルカ故其篤志ヲ嘉納セラレ、報賞トシテ士分ニ昇等セラレシ者寡カラス、剩ヘ低価ニ買ヒ取ルトハ、喩ヘハ壹万両ノ借状ナレハ、僅々三四千両ニモ買取り、御蔵方ノ帳簿上ニテハ、壹万両ノ巨額献納セル姿ナリ、如此ノ弊アリテ、士分ノ格式ヲ売買セラル、ニ等シキ故、大ニ一般ノ風俗ニ影響ヲ及ホシ、廉恥頹敗ノ媒トナリタリ、元来ノ士分ハ、祖先鋒鏑ニ触レ、兵馬ノ功アル者ノ子孫ト同格式ニ座スルハ、人情忍ヒサルコトナルノミナラス、当時外夷覬覦、乱兆顯ハレタル世態ナルカ故、幕府ヲ初メ、各藩ニ於テモ、士氣ヲ振

興ニ向ラ主務トセラル、際ナルカ故、殊更ニ御心ヲ用ヒラレ、名分ヲ正サル、ノ御趣意専ラナル折ニ、下町商人某岡部与兵衛・魚住源藏二名等琉球産物売捌キ、又ハ三島砂糖商法等ニ功勞少ナカラス、或ハ献金シタルカ故、代々御小姓与ノ格式ニ御登用ノ伺書ヲ御家老中ヨリ奉提セリト、仍テ這御書取ヲ以 仰、旧弊一洗セラレタリ、○因ニ記、實際金穀ヲ獻シ、或ハ上文ノ如ク狡黠ニ借状ヲ買ヒ取り、献金ノ名假リ士分ニ昇等セシ者、天明ノ頃ヨリ近頃ニ至リ往々妙カラス其数幾百家ノ多キニ及ヒタリシヲ、茲ニ於テ杜絶セラレ、其旨史官ニ命シ玉ヒ、後代ノ模範トセラレタリ、

五三九の二

御記録奉行へ

町人之儀、商家之勤功ヲ以身分品能被仰付来候へ共、以来身分格式被引上候儀、屹ト不被 仰付、為御褒美米錢頂戴被 仰付、是迄一代郷士格被 仰付候勤功之者三町年寄格、代々郷土之場三町惣年寄格、其上ニ又候格別勤功有之御取訳被成下候者ハ、惣年寄上席ニ階級ヲ立、御取扱可被 仰付候、一家来身分之者、商家之勤功ヲ以御褒美被 仰付候節ハ、米錢等之御品被成下候迄ニテ、町方役格ハ不被 仰付

候、

一金山町人、苗代川人之内、勤功之御取訊ヲ以、郷土格被仰付置候者有之候へ共、是以以来ハ其通ニハ不被

仰付、米錢等之御褒美又ハ相当之勤方等可被 仰付候、

一道之島人之儀ハ、掛離候場所ニテ武士モ少ク、近来異

船モ度々渡来之事候間、武芸等之心掛候志之者ハ、是

迄之通郷土格等可被 仰付候、

一是迄格式品能被 召出置候者之儀ハ、過去候事故、不

被為及 御沙汰候間、居住職分等是迄之通被 仰付候、

一武芸・学問又ハ以職業被 召出候儀ハ、是迄之通工・

商之差別可有之候、

右ハ、名分不正者政務第一之大害ニ候間、経書等ニモ

相見得、通鑑書出シモ、第一周室ニテ名分ヲ乱リタル

ヲ歎キ記始メタルヤニ相見得、名分之儀ハ不容易事ニ

候、過去之儀ハ無致方候へ共、以来士・商之差別ハ格

別ニ有之度、其上当時從

公辺土道之儀分テ被

仰出候時節ニ候間、是迄之仕来相改、名分ヲ正シ度候

間、以来町人共勤功有之候節、是迄之格式上リハ相止

メ、褒美又ハ三町惣年寄上席迄之格式ニ階級ヲ立候テ

可然、右ハ新規之事ニテ候へ共、

公辺ニオイテハ如何様之勤功候トモ、町年寄上席ヨリ

上ニ町人之身分御引上ケ被

仰付候例モ無之候間、御取扱振之儀、以来右之通此節

被究置候旨被

仰出候条、右ニ基キ手厚取シラへ可致候、

十一月

駿河
〔順聖公年譜(東京大学史料編さん所蔵)にて校訂〕

五四〇 大廊下下ノ御部屋御扣御承知之布告

先月十五日、大御目付伊澤美作守殿ヨリ御留守居御呼

出ニテ、
〔改善〕 御記録奉行へ

太守様御扣席之儀、別紙之通御書取ヲ以被仰渡、左候

ニテ太守様御登

城被遊候へハ、阿部伊勢守様ヨリ 御直達之咎候へ共、

御不参付御留守居御呼出ニテ被成御達候旨、被仰渡候

段申来候条、御書取致格護、帳面ニモ可記置候、

三月

下總

五四一 哲丸公御誕生御届並布達、砲声ニ驚風症

御発云々及ヒ黒田清綱建言御弁論〔安政五年〕

○この文書は、本文第四八九号文書(含、安政五年四月二十四日付家老達・安政四年九月十九日付黒田清綱建言書等)と同文重複により略す。

五四二 國學館並洋學所開設、關・八田・後醍院

石川等へ取調御内命

○この文書は、本文第四八二号文書と同文重複により略す。

五四三 造土館・演武館ノ名号更正之御内命

○この文書は、本文第四四七号文書と同文重複により略す。

五四四 諸郷士格式復旧之尊慮

○この文書は、本文第四八三号文書と同文重複により略す。

五四五 禁闕警衛ノ策關勇助へ取調密命

○この文書は、本文第四八四号文書と同文重複により略す。

五四六 海防論策ヲ求メラレシ事実

○この文書は、本文第四八五号文書と同文重複により略す。

五四七 造土館学風矯正之御親書

安政四年丁巳十月七日ヲ以テ、左ノ御書取ヲ発セラレタリ、

一 造土館・演武館ハ、大信公重豪御代、厚尊慮ヲ以テ

御造立ノ処、其後何トナク致衰微候ニ付、此節改メテ

掛リ申付候条、是迄ノ悪弊ヲ改メ、造士ノ文字ニ相叶

候様可取計候、

一 演武館之儀モ同様ニ相心得、修練之精粗且平常之心得

等微細ニ検査(察力)、無油断可令沙汰(察脱力)、

一 学問ノ標的ハ、修身齊家治国平天下之道程ヲ研究シ、

本末先後ヲ識別致シ、然テ当時之政務奉行候テモ、能

ク其任ニ堪候様ニ心得(懃力)、專要ノ事候、文章・詩作モ儒者

学問中一端ノ科業ニテ、稽古尤ニ候得共、専ラ造士ノ

法相立、正学之風奮起候様、學術厚ク吟味可然事ニ存

候、

一 第一、三綱五常之本領ヲ守リ、義理ヲ明ニシ、名分ヲ正

シ、各祖宗ヲ敬尊シ、生国ノタメニ道ヲ開キ候義、天

理自然ノ本意ニ候処、当時儒者ト唱候中ニハ、我皇

朝(御カ)ヲモ夷狄同様ニ心得違ヒ、古典ハ勿論、律令格式又

ハ六國史以下ニ至リ候テモ不分明ノ者モ有之候(平願)、然

レハ孔子ノ道ニモ不協、第一 天照皇大神ノ御明慮モ

天照皇大神ノ御明慮云々、御先代ヨリ斯ル貴重ノ文旨ヲ表セテ可畏儀ヲレタルコトナカリシ故、心アル者ハ涙ヲ流シテ感戴セリ。可畏儀ニテ、右等ノ処一同深く致分別、学風令振起、追々国

用ニ相立候様、工夫アル儀專要ニ候、

一右ハ聖賢ノ言行ヲ以テ一身ヲ正シ、偕今日ノ世ニ引競〔上脱カ〕

ヘ、時勢相応ノ政務ヲ執リ候基本ヲ修業シテコソ、誠〔行脱カ〕

ノ学問ト存候、何程博学多才ニ候共、今日ノ行、士道

ニ背キ候テハ、修行ノ詮無之候間、館中ノ役吏〔異本ニテアリトアリ〕

能々心ヲ潜メ、深ク致勘考、和漢ノ經史〔異本ニハ歴史トアリ〕

涉リ、名義ヲ弁明〔明弁カ〕イタシ、興廢治乱ノ本源ヲ研究シ、

造士ノ道相立、国家ノ良法追々出来候様、致教導候事

緊要ト存候条、教授以下諸役人ヘモ厚ク可申含候、且

読書候テモ意味取違候ヘハ、雲泥ノ相違タルヘキナレ〔又脱カ〕

ハ、經書ハ勿論、小學・近思錄・大學・中庸〔或問〕、又

ハ論孟精義語錄文集二程全集淵源錄ニ至ルマテ熟読ノ

上今日実行ニ相応スルノ処、修行第一ト存候事、

一儒官〔儒官トハ造士ノ館役員ヲ云フ〕相勤メ候者ハ格別、其外ノ面々ハ詩文

章不得手ニ候テモ、今日政事ノ一助ニ相成候様ニ心掛

為致修行候儀、肝要ト存候、当時学者ト唱候者今日ノ

世事ニ疎ク、經濟ノ道ヲモ捨置キ、沙門同様制外ノ様ニ相成、其行ヒ正シカラス、外々ヨリモ又制外ノ様ニ

心得候モ間々有之候、全ク学問ノ趣意取違候故ト被存候、

一古今ノ賢相智將、何レモ明ニ 皇国ノ大道ヲ弁ヘ、漢

土經伝ノ趣旨ニモ貫通イタシ、国家ニ力ヲ尽候事跡〔略〕ハ

典籍ニ歴然タリ、然レハ名分ニ暗ク道理ニ明カナラス

候テハ、何事モ難整事ニ候、惣シテ時務ヲ考候事第一

ニテ、井田ノ法ハ西土三代ノ良ナレトモ、宋朝ニテハ

難被行、朱子モ時ト位ヲ考、社倉ノ法〔良法カ〕算モ發明有之候

如ク、時勢当然ノ位ヲ量リ候儀、学問無之候テハ道理

相応ノ所置ニモ難及事ナリ、仮令ヒ和漢之經伝ヲ暗誦

シ、詩文章ニ通達候トモ、道義ニ暗ク時務ニ達セス候

テハ、実ニ無用ノ腐儒タルノ間、右様ノ処上一同厚

ク心得候様可申達候、

一古今国家ノ政務ニ致関係候者ハ須臾モ捨置キ難キ学問

ニ候処、士分以上ハ不致学問者多ク、故ニ義理ニ昏ク、

正心修身ノ実行無之、利欲不当ノ行モ有之候故、家政

向乱レ、士風モ正シカラス、役職相務候者共ニモ、夫

々仕向ノ修理〔条カ〕ニ昏ク、緩急軽重ノ時務〔名分脱カ〕ニ疎ク、義理ノ

節合ヲモ不弁様子ニ相見得候、是等ノ義者〔行カ〕ハ、各格式〔各格式云々ハ、御一門四家及大身分寄合ヲ云フ〕ニモ可恥

事ニ候間、一同公務ノ隙ヲ考へ、修行有之候様可申達候、

一 正学ヲ講明イタシ物理ヲ明ラメ候儀ハ、惣テ人倫ニ基キ、日用実行ノ為ニテ、仮令ヒ数万巻ヲ記誦シ、詩文章達者ニ候トモ、実行ナクテハ其詮モ無之、日新公伊呂波御詠歌(古ノ道ヲ聞テモ唱テモ、我行ニセスハ甲斐ナシ)ノ御意味ニモ相違、奉忍(入脱カ)次第ニ候、其書ヲ誦タル迄ニテ、実行薄ク、郷里ニ居テ子弟ノ師ト仰クヘキ德行モ無之、役義申付候テモ、利禄ノミ心ヲ配リ、当座ノ利得ヲ考へ、万代不朽ノ良法ニ暗ク、更ニ仁義ヲ本トシテ時務ヲ施シ候者少、甚以テ嘆ケ敷事ニ存候、畢竟全ク無学ノ上、タマノ読書ノ者有之候テモ、道義ノ学問致サス、徒ニ読過キ候故ト存候間、以来學術致一新、義理ノ取捨ヲ決シ、俗儒ノ旧弊ヲ改正致シ度事ト存候、

一 天下ニ学校ノ設有之候ハ、全ク人道ヲ修治スルノ為ニシテ、不可闕ハ勿論ノ事ニ候(然ハ脱カ)、五常ノ本源ニ由テ五倫ノ定分ヲ踐ミ、文徳ヲ修メ、武備ヲ治ル事ニテ、経義ヲ明ラメ、心術ヲ研キ、兵法武術ノ芸事ヲ勉強シテ、治乱ノ政事ニ通達スル事、惣テ是人道中要務ト存候、

孫子ニモ、彼ヲ知り己ヲ知ルモノ百戦シテ不殆ト相見候ヘハ、和漢ノ書籍而已ナラス、外夷防禦第一ノ時節ニ候得ハ、夷狄ノ情態ヲモ致識別(能脱カ)、彼ノ長ヲ取テ我ノ短ヲ補ヒ言ニ民富ハ君富ト宜ヒシハ、政務上ニ於テハ、仁徳天皇ノ御リト、御家老中ニモ毎度訓誡セラレ、或ハ彼ヲ探リ我が短欠ヲ補フ云々、彼ヲ知り己ヲ知ル云々、或ハ人心一致ハ万里ノ長城ヨリモ固シ、此レ等ノ古語ハ平素ノ、上一同心ヲ合セ、本朝ノ武威ヲ擴御口譽ノ如シト云フ、

充シ、四夷制禦ノ事、当時武夫ノ急務ト存候間、余力ニハ西洋和解ノ諸書ヲモ熟覽シ、外夷ノ風俗・器械ヲモ致弁別、我カ羽翼トナシ、益 皇化万国ニ行亘リ候様心掛肝要ニ存候、

一 中ニモ大身ノ面々ハ、成童入学ノ期ニ至リ、適造土館ニ出席候共、学局ノ賞飮ハ自然ノ理ニテ、切磋ノ功十分ニハ調兼候道理、且ハ国中而已ノ学友ニテハ井中ノ蛙トヒトシク古来一種ノ制度アリテ、士人カ他藩ニ出ツルヲ禁シ、加之私ニ他藩人ト交際ヲ禁シタル故、終身内外ノ地ヲ踏マサル者多シ、偶々江戸・大坂ニ在勤シタルモ、他藩ノ交際ハ私ニ為シ得サリシ故ニ、実井蛙ノ如シ、適々他人ト言語ヲ交ルハ、邸内出入リノ工商人、或ハ料理屋等ノ婦女輩ニ限レリ、往々重職ヲモ故ニ言語動作モ卑劣ニ流レ、野風ヲ脱セサリキ、往々重職ヲモ授ケ、公私ノ大事可委任モノ共候処、切磋之數候テハ、臨機応変ノ所置等ハ申スニ及ハス、公辺向之礼式ヨリ初メ、国々ノ形勢・人情・世態ニ疎ク、井蛙ノ見識ニテハ心得違ノ儀モ可有之歟、既ニ公辺拝礼等從來一種ノ國言ア

リテ他國へ初メテ出タル者ハ、言語不通ノ事多ク、座作進退モ野鄙ナルコト多シ有之、他國ノモノニ対シ頑愚ノ応答(重豪公言語容貌云)

々ノ念) ナト、当國ニ限ラス他藩重役ノ間ニ及見聞候モ有之候、然ラハ文武ノ修行ヲ專要トシテ、物毎ニ疎カラヌ様心掛度存候、隣境肥後・肥前等ハ、支族ノ家嫡(内脱カ)

等モ、家来両三人召連レ、平土巡歴ノ姿ニテ随意文武修行ノ由ニ候、是等ハ輕々敷様ニ候得共、国家ヲ大事ト考候得ハ至極ノ良法ニ候、大身ノ面々ハ父母ノ姑息ヲ離レ、家中諸士ノ阿諛ヲ免レ、卑賤ノ辛苦ヲ識得候テ、各國ノ事情ニ達シ候良法ト存候間、以来志有ル人々ハ、家嫡ニテモ、無役ノ内他國修行両三年願出候様申付度事ト存候、殊ニ昨年異本先年トアリ宰相様ヨリモ、寄合(内脱カ)

以上面々ハ、別テ学問第一ト被 仰出候事故、家柄ノ面々ハ一涯志ヲ励、各父祖ノ令名ヲ穢サ、ル様、普ク文武ヲ練習シ、又ハ諸士ノ龜鑑ニモ相成リ、宰相様尊慮ヲモ安ンシ奉リ候様心掛專務(一本ニ務ハ要ニ作ル)

右之条々、以書面改メテ此度申付候間、後年ニ至ル迄心得違無之様ニ、館中役人ハ勿論、諸士一同江可申渡候、家語曰、政之不中君之患也、令之不行臣之罪也ト、相見

得候条、能々可申付候、

已十月七日

(照國公文書ならびに順聖公年譜にて校訂)

右御書取、御家老島津下總・新納駿河ノ両人ヲ 召出サレ、度シ玉ヒ、各ニモ篤ト熟覽シ、造士館ハ勿論領國中一統へ申渡スヘク旨 仰セラレタリトソ、而シテ下總へハ造士・眞武両館ノ掛リ被命タリ、左ノ如シ、

何ツコロヨリノ弊ナリヤハ詳ナラスト雖トモ、文学ノ心掛アル者ヲ蔑笑シ、青表紙ヲ被リテ青表紙トハ書籍ヲ云フ軍ニ出ルヤト謂ヒ、或ハ誰某ハ学者ナリト輕蔑シ、度外ニ措キ、学館ノ外奉職スルヲ得サルカ如キ風ニ陥リタリ、茲ヲ以テ適々心掛アルモノモ他聞ヲ憚リ、窃ニ読書シ、無学文盲、唯武斷維崇フノ風習ナリキ、故ニ他藩ニ比シテハ文盲ナル人多シ、然レトモ又一ツノ賞スヘキ風俗ハ、少年ノ時父兄カ子弟ヲ訓教スルニ、士タル者ハ軍ニ出、御馬前ニ於テ討死シ、忠勇ノ芳名ヲ後世ニ残セヨト、或ハ廉恥ヲ欠クコト勿レト、此等ハ、元來唯尚武ノ一点ヲ以テ忠節ノ養成ニ外ナラス、(今カ)令ニシテ考フルニ、文盲蒙昧ニシテ義理ニ達セス、世務ニ通セサリシト雖トモ、聊カ賞スヘキハ、廉恥ヲ守リ忠勇ノ二ヲ以テ其分ヲ保ツコトヲ得タルハ、是尚武ノ習風行ハレタルニ因レルモノナリ、然レトモ内外多事ノ世態ニ頻シ、

事物ノ変遷ニ際スレハ、学問ノ力ニ頼ラサレハ実用ノ力ナ
キヲ以テ、從來頑癖ノ風俗ヲ一新センニハ、学風一変セラ
レ、漸次風俗ヲ矯正セラレントノ尊旨ナリ、御知政涯ヨリ
御心ヲ勞セラレ、毎々訓諭セラレタル者ナリ、

五四七の二
一造士館掛

一演武館掛

右ハ、大信院様重蒙御代厚尊慮ヲ以テ御造立之处、其
後何トナク致衰微候ニ付、此節改メテ掛リ被 仰付候
条、是迄ノ悪弊ヲ改メ造士ノ文学〔字〕ニ相叶候様取計、演
武館ノ儀モ同様ニ相心得、修練之精粗、平常之心掛等、
微細ニ檢察無油断可令沙汰旨被 仰付候、
右之通被 仰付候条、此旨向々へ可致通達候、

十月 駿河新納
久仰

五四七の三
一造士館掛

一演武館掛

右通掛被 仰付候条、兼テ人物致見聞、格別心掛宜敷
出精之者有之候へ、不差置可申出候、且又往々初テ役
儀被仰付候者ハ、役儀トハ役職ナリ 調被 仰付候間、兼テ可然

喜入主水高久
大目附職

人物調置候様被 仰付候、

右之通被 仰付候条、此旨向々へ可致通達候、

十月

下總

五四七の四
一御一門方並大身ノ面々、講堂造士館学局ヲ云フ式日講義聴聞出席

ノ儀、且於宅講釈聴聞可有之トノ儀ハ、天明度重蒙公
別紙被 仰出置候通ニテ 太守様ニモ齊彬御都合次第、
追々講堂江被為 入、講釈等モ可被 仰付 思召ニ候
間、御一門方始被致出席候様、且亦於宅講釈聴聞之儀
ハ、天明度天明七年被 仰出置候通被 仰付候、尤御一
門方並島津若狹采地花岡〔列〕一例家督嫡子ニ限候条、
御趣意ニ不振様 御沙汰被為 在候間、尚又向々へ不
洩様可致通達候、

十一月 下總久微
丁巳十

五四七の五
因ニ記ス、御一門方又ハ御一門四家トモ通唱ス其人名、

左ノ如シ〔薩藩武鑑〕

島津周防殿忠教久
光旧名

采地大隅国始羅郡重富郷老方四千四百八拾四石二斗
余

島津兵庫殿長久

采地大隅国始良郡加治木郷老万九千五百三十八石二

斗余

島津讚岐殿貴敦

采地大隅国大隅郡垂水郷老万七千四百三十二石四斗

余

島津安藝殿忠冬

采地薩摩国指宿郡今和泉郷老万三千七百五十八石余

此ノ四家ヲ御一門家ト称ス、

大身分ト唱フルハ左ノ如シ、

島津下總久徽

采地薩摩国日置郡日置郷八千七百五十四石余

島津若狭久敬

采地大隅国肝付郡花岡郷六千二百八十五石六斗余

島津圖書久治

采地薩摩国伊佐郡宮之城郷老万五千七百六十三石五

斗余

島津隼人久芳

采地薩摩国薩摩郡黒木郷三千三百九十八石四斗余

島津主殿久辨

采地薩摩国日置郡永吉郷四千四百七十四石五斗余

島津伯耆久福

采地薩摩国給黎郡知覽郷六千七百七十六石三斗余

島津壬生久青

采地薩摩国伊佐郡志郷二千八百〇八石四斗余

島津左膳久元

采地大隅国始羅郡帖佐郷松原村千六百八十五石余

樺山相馬久要

采地薩摩国伊佐郡蘭牟田郷千七百〇四石五斗余

島津内膳久雄

采地大隅国曾於郡恒吉郷坂元村六百十四石余

島津出雲久本

采地日向国諸縣郡都城三万八千六百八十石余

穎娃織部久武

采地大隅国桑原郡日當山郷東郷村四百十四石余

喜入攝津久高

采地薩摩国川邊郡鹿籠郷四千〇拾九石三斗余

比志島靜馬久惟

采地大隅国桑原郡踊郷萬膳村三百七十七石余

町田助太郎久成

采地薩摩国日置郡伊集院郷ノ内石谷村千七百四十二

石九斗余

川田將監佐武

采地薩摩国鹿兒島郡川田村八百七十石余

北郷作左衛門久視

采地薩摩国薩摩郡平佐郷八千二百二十石五斗余

島津主計久寛

采地大隅国肝付郡新城郷三千二百五十五石二斗余

種子島彈正久尚

采地大隅国熊毛郡種子島老万千九百石八升余

島津石見久浮

采地大隅国曾於郡市成郷三千〇四十四石二斗余

小松帶刀久廉

采地薩摩国日置郡吉利郷三千七百五十五石四斗余

入來院久寛

采地薩摩国薩摩郡入來郷四千九百九十九石四斗余

肝付兵部兼

采地薩摩国給黎郡喜入郷五千五百七十四石五斗余

鎌田出雲正純

采地大隅国肝付郡大始良郷ノ内南村二千三百拾石三

斗余

新納駿河久仰

采地薩摩国伊佐郡大口郷木ノ内村八百五十六石余

伊勢雅樂貞章

采地大隅国曾於郡岩川村六千二百三十九石七斗余

以上二十六家ヲ大身分又ハ一所持ト唱フ、此外采地ヲ有

セサル同家格ノ者数家アリ、〇本書ニ島津若狹一列トハ

則チ御一門家ニ亞キタル家格ニシテ、島津下總・島津若

狹・島津圖書・島津大藏・島津織之介・川上筑後等ノ人

々ナリ、

亦格式采地所有者、或ハ寄合又ハ寄合並ト称スルハ左ノ

如シ、

島津將曹久徳、旧姓碓山

島津大藏久徹

島津左中道久道

新納波門久世

川上筑後久封

桂小吉郎久武

島津壹岐久武

島津求馬久満

町	新	川	島	島	島	末	島	島	山	義	島	諏	菱	伊	吉	大	島	島	島
田	納	上	津	津	津	川	津	津	岡	岡	山	訪	刈	集	利	野	津	津	津
内	内	式		左	藏	久	相	鞆	齋	主	主	數	奎	院		多	矢	内	帶
膳	匠	部	登	内	人	馬	馬	負	宮	殿	計	馬	介	膳	仲	宮	柄	記	刀
憲久	久美	久美	久包	久武	久長	久中	久倫	久方	久道	久道	久義	久盛	久隆	久成	久包	久甫	久敬	久雄	久直

〔邦〕

赤	河	小	二	相	名	二	島	北	伊	桂	伊	三	本	北	鄉	仁	平	鎌	伊
松	野	笠	階	良	越	階	津	條	集	内	勢	崎	田	鄉	原	禮	田	田	集
主	八	原	堂	治	左	堂		十	院		平	平	信	波	小	韞	要	院	
水	郎	兵	源	部	源	菰	仲	左	靜	記	太	太	二	江	吉	負	人	亘	
傲	左	部	太	盛	太	行	篤	衛	馬	浮	左	左	郎	將	信	正	典	道	
則	衛	長	夫	長	盛	盛	久	門	照	久	衛	衛	親	久	仲	政	久	久	
	門	明	行	長	盛	行	利	利	久	友	門	安	安	久	久	久	久	久	
	高	長	明	長	盛	行	時	時	久	貞	門	久	久	久	久	久	久	久	
	賀	亭	行	長	盛	行	利	利	久	友	門	久	久	久	久	久	久	久	
	高	長	明	長	盛	行	利	利	久	友	門	久	久	久	久	久	久	久	

宮原小膳通哲 小林一學隆政 北郷數馬久徳 新納主税久品 伊集院集集衛達久 高橋縫殿種 平田正十郎中位 堀四郎左衛門敬起 鎌田愛太夫治政 市來次十郎業広 鎌田一藤太拳 澁谷喜三左衛門貫村 關山糺生 山田新之丞隣有 岩下左次右衛門平方 上野藤馬正敦 猪飼御太郎尚香 調所笑左衛門郷広 倉山作太夫昌久 谷川次郎左衛門智久

村橋左膳隆久

北郷多中久

伊勢新七郎貞行

西恰之助純以

以上七十二家、一所持又ハ寄合又ハ寄合并、総唱シテ家柄(門閥)トモ唱ヘタリ、

五四七の六 考証 島津家歴代制度抄

聖堂

造士館

演武館

神農殿

○以下の文書は、本文第四八六号文書(含、安永二年家老達十四通外)と同文重複により略す。

五四七の七

幕府学ノ訓論(制脱)

○以下の文書は、本文第四八七号文書(含、寛政三年五月幕府老中達二通、同年六月三日家老達)同文重複により略す。

五四七の八

昌平国学之記

○以下の文書は、本文第四八号文書(含、元禄九年五月十五日付菊池九万記事外家老達二通)と同文重複により略す。

〔表紙〕

齊彬公史料

市來四郎編
安政四年

〔扉に、表紙の文字の外に「元国事鞅掌史料（紙数六十六枚）」の記載あり〕

目録

軍制改革洋式砲術奨励ノ事実

齊彬公島津豊後へ与ル書

参考 山本藤助家記抄

御家老座其外諸局ノ悪弊ヲ矯正シ玉フ

外国形ノ風帆船創造ノ事実

齊彬公撮影術一名写真御開キ御真影ヲ写サシメ玉ヒシ事実

齊彬公書生遊学勸奨及ヒ学風匡正ノ訓令

齊彬公士商ノ名分ヲ正シ玉フ及事実

齊彬公文武御奨励御訓示

和蘭国ニ箱館長崎通商ヲ允ス

琉球国王賀慶使出府ノ費用ヲ貸与ス

参考 島津久徵家記抄

齊彬公国老島津豊後へ賜書

造士館学風矯正之書取

柴山愛次郎実兄良助へ送ル書翰

柴山愛次郎兄良助ニ海防急務対策建言ノ事情報告

蒸気船雛形製造及ヒ大砲鑄造意見建言

堀田正睦一橋殿ニ調和ヲ依嘱ス

参考 非藏人日記抄

水戸前中納言殿へ御渡勅書当中納言殿へ達書

水戸藩土堀田閣老ニ面接ヲ乞フ

堀田正睦修學寺御苑拝観ヲ辞ス

両伝奏堀田正睦旅館ニ参向叡旨ヲ達ス

京都習學所掲示

福井侯堀田閣老へ送ル書

参考 非藏人日記抄

以上二十六条

五四八 軍制改革洋式砲術奨励ノ事実

○この文書は、本文第四九八号文書と同文重複により略す。

五四九 齊彬公島津豊後へ与ル書〔安政五年〕

安政五年戊午二月鹿兒島ヨリ

度々之書面相達心得申候、愈無事珍重存候、当地無異
静謐ニ候、然ハ御心願（齊興公御官位昇進）旁之義申遣
心得申候、相濟候分ハ委細不申入候、御湯治之御事、
至極御宜敷ト奉存候間、則今式日ヨリ堀田へ手紙遣シ、
直ニ御願濟之事可申遣候間、此段宜敷可申上候、然ハ
琉球滞留蘭人（八重山島へ漂着人）モ無事ニ列歸ト相成
候、右之事旁堀田へ書面遣候間、其序ニ御湯治之義モ
申遣候様可致候、

座喜味（三司官座喜味親方、前巻琉球事件ノ条ニ詳記ス）事

モ病氣ニテ退役願出シ申候、代リ野村ト翁長兩人之内

ニ可申付、シカン此節ハ人物第一ニ候間、当時取調中

ニ御座候、産物方三島方之船（伊呂丸形）モ成就ニ相成

申候、近々島下リニ可相成ト存候、納戸ニテ拵候船モ

二艘共成就ニ相成候、出水之船（越道船形）モ致出来候、

不残島下リ申付候手筈ニテ候、彌兵衛（相良、和蘭貿易

事件）モ大島へ差下シ申候、色々取込、大略之返事申入
候、以上、

二月二十九日町使ヨリ

返事

豊後へ

相良ナル者ハ、御軍方ノ筆吏ニシテ、島津豊後カ腹心ノモ

ノナリ、別巻琉球・大島等ニ於テ外國貿易開始ノ事ヲ以テ、

井上庄太郎ト俱ニ大島ニ出張ス、茲ニ記サレタルハ、其概

況ヲ知ルニ足ル、

五五〇 参考 山本藤助家記抄

齊彬公理財ノ一端

○以下の文書は、本文第四九九号文書と同文重複により略す。

五五一 御家老座其外諸局ノ悪弊ヲ矯正シ玉フ

○この文書は、本文第五〇〇号文書と同文重複により略す。

五五二 外国形ノ風帆船創造ノ事実

○この文書は、本文第五〇一号文書と同文重複により略す。

五五三 齊彬公撮影術一名写真御開キ、御真影ヲ写サ

シメ玉ヒシ事実

〇この文書は、本文第五〇二号文書と同文重複により略す。

五五四 齊彬公書生遊学勸奨及ヒ学風匡正ノ訓令

〇この文書は、本文第五〇三号文書(含、安政四年九月付家老達)と同文重複により略す。

五五五 齊彬公士商ノ名分ヲ正シ玉フ及事実

〇この文書は、本文第五〇四号文書(含、安政四年九月島津齊彬内諭)と同文重複により略す。

五五六 齊彬公文武御奨励御訓示

〇この文書は、本文第五四七号文書中の二(安政四年十月付家老達)と同文重複により略す。

五五七 和蘭国ニ箱館長崎ノ通商ヲ允ス

〇この文書は、本文第五〇五号文書(安政四年十一月三日老中達)と同文重複により略す。

五五八 琉球国王賀慶使出府ノ費用ヲ貸与ス

〇この文書は、本文第五〇六号文書(含、安政四年十二月十五日老中申渡外)と同文重複により略す。

五五九 参考 島津久徴家記抄

〇この文書は、本文第五〇七号文書と同文重複により略す。

五六〇 齊彬公国老島津豊後へ賜書

〇この文書は、本文第五〇八号文書(安政四年十月二十七日ならびに十月二十九日付島津齊彬書翰)と同文重複により略す。

五六一 造士館学風矯正之書取

〇この文書は、本文第五四七号文書中の一(五(安政四年十月七日島津齊彬内諭外)の文書と同文重複により略す。

五六二 柴山愛次郎実兄良助へ送ル書翰

其後海陸兩道御無事御通行被遊候半、目出度御儀奉恐賀候、爰許 御両親様御始御姉様御機嫌能被為遊、随テ私其外何レモ大元氣罷在、先便ヨリモ相通申候半、伊作へ湯地見舞相^(卷)□^(不明)マリ、御祖母様無事御入湯、弥倍御壮盛ニテ、吾々差越、翌十八日ハ御同伴ニテ金峯山(田布施郷)参リ抔仕り、於竹事モ同断ニテ、道歩方等中々達者ニ候、或ハ相撲見物、加世田方祭抔同差越、当所ニテ湯治、知人其外ノ縁ニ由テ幾処ヨリモ被招請、小サ間敷、馳走申合ヒ、於竹様ナト存外ナル塩梅御座候、四郎兵衛(伯父、柴山)様ニモ大息災ニテ、去ル廿三日ヨリ同道、鹿籠ノ金山、同枕崎、坊泊八景物歴覽イタシ、御壯遊ニハ似モ不似事ナカラ、随分一楽ニ御座候、私トモハ昨廿七日罷帰候処、明日二ノ丸御呼出ノ御用承知、砲術ヲモ兼テ不埒仕候処、今更頓卜当惑

仕、昼時分ヨリ俄稽古ニテ、此書状認修候ハ、手都合可仕ト存居候事ニ御座候、併十分精ヲ込メ、立派ニ仕廻考御座候得共、先ハ前断彼是乍憚御安心可被成下候、扱今時分ハ御船中ニテ御座候半カ、昨日トモハシケ天氣、殊ニ当夜兩三度小地震有之、先比ノ天変等思出、其辺如何御座候半ト憂慮ニ渡リ届申候、又今ハ西風ニ御座候ヘハ、船中御上都合御座候半杯、御尊申上事御座候、將又伏見廻中西郷吉兵衛(西郷吉兵衛、隆盛旧名)殿致集会、江戸ノ格護咄等承候処、御屋敷様御頼付ノ同心ノ者モ有之、八町堀其外面三所ヘ罷居候由、此者共町中ニ權有之、口事等能計候者ノ由、依テ右同心姓名ヲ御留守居方ヘ相糺、書付居候ヘハ、万一同国ノ者葉屋端(葉屋端云々、意味アルヘシ)杯ニテ騒動等致ス事共有之節ハ、先右同心共ハ人数遣候ヘハ、一通ノ事マテハ同心ノ扱ニテ相濟者ノ由、御格護ノ一筋ニモ可罷成事カト承得候俛、アラマシ申上候、乍筆末御在家ノ比ヨリ、(次字)凡砲術御(次字)子様御為如何御座候半ト人々危ミ居候処、已ニ一度有之、又明日モ有之筈、御家老其外御揃ノ面々、御口ヲ絶兼候次第、默察ニ堪ヘ申候、先ハ前後書落シ、御道中御安否御伺申上度、如斯

御座候、恐々謹言、

九月廿八日

柴山愛次郎

夜九ツ半相認

柴山良助様

追テ、志々目(志々目謙吉)氏ヘハ当惑中ノ事ニモ有之、別段書状不差上候間、成合候様被仰入被下度御頼申上候、本文認後レ候、先々催シ有之候、枕崎ノ高隈ヲモト此節私持ヘ候処、一体不捌ニテタカキモ上通り御座候故、深ク被為入 御氣、御業ノ程遙察被成候、

五六三 柴山愛次郎兄良助ニ海防急務対策建言ノ

事情報告

謹テ奉一書候、春暖ノ砌、益御勇健御切瑳万慶奉存候、爰許小大依然、乍憚御安意思召可被下候、於外事テ珍異ケ間敷事共、左之通申上候、

一去ル二日、

当時海防急務論、

右造士館ハ勿論、其外御城下六組、諸外城郷士・陪臣(采地所有者ノ家臣)何レモ存寄有之時ハ、和文ニテモ

漢文ニテモ書認、十四日限ニ啓上候様被仰渡候ニ付テ、
上書仕候者都合五十一人トヤ承リ及申候、右ノ内大臣
ニハ町田圖書殿・同苗主馬殿(門閥ノ通)、造士館ヨリ
ハ新納淺右衛門殿・山田十助殿・篠崎甚七殿・今藤新
左衛門殿・高崎猪太郎(五六旧名)殿・毛利強兵衛殿・
野村佐平次殿・橋口彦四郎殿、達聞ノ人ニハ青山善助
殿、若手ニハ岩元六右衛門・田代清之丞・八田喜左衛
門(知紀)殿、医生ニハ前田杏齋(元温旧名)殿・伊地
知道與トヤラ、右名前相シレ候分ニ御座候、

一 右上書初筈ハ八十通位上リ候処、三十通計ハ中途ニテ
被遮(巻説、事実ニ非ラス)候ト、薄々承リ及、有志ノ面
々ハ遺恨ニ堪不申候、併此事ハ上々ノ失徳ニ預ル事ト
云ヒ、且実否モ相知レ不申候間、他ハ御洩被下間敷
奉存候、

一 御城下士ノ内、於天正・慶長ノ間テ殉死戦死ノ其子孫
ハ十五石世祿被下候、大臣(全上)ノ内畠山氏外一人、
右ハ二十石被下候、

一 前件上書ニ付、蒲法師(人名知ルニ由ナシ)御取用可相
成程ノ長策御座候哉ト御尋申上候処、上意ニ銘々建利
ノ事共論シ候得共、右ノ基本ニ相成候、余勢ニ工夫無

之故不成尾ト云々、篠崎甚七(造士館助教)外一人右能
相心得候ト被仰付候由、外一人ハ誰ニ御座候哉ト申上
候処、誰トモ不被仰候由(公ニ御尋申シタリト云)

一 後題院彦次郎殿(眞柱)事、訓導師勤ニテ、和学方掛被
仰付候(学館ニ国学課ヲ措クノ服トス)、左候テ前度申上
候通、造士館掛役々詰所成就、毎日被相詰、御三役(
御家老・若年寄・大目附ヲ三役ト通唱ス)ノ分ハ一ヶ月六
度ノ詰合ニテ、師員ノ内ヨリ二三人宛繰廻シニテ講釈
有之候由、右ノ通段々御手相附候ヘ共、夫程ノ実功ハ
不相成申ト、坂木(坂木六郎)老採咄モ御座候、右当時
ノ分野為御勘考、且ハ御機嫌御伺トシテ如斯御座候、
恐々謹言、

二月廿九日

柴山愛次郎

柴山良助様

參人々御中

追白、乱筆狂文御推読奉希候、

五六四 蒸気船雛形製造及ヒ大砲鑄造意見建言(

安政三年)

五六四の一 蒸気船雛形御製造方ノ儀ニ付テハ、当正月等分テ被

仰渡候趣、難有謹テ奉承知、早速

御趣意ノ通、(石川權太郎旧名)山田正太郎へ蘭書和解為取掛、私ニハ細

工人頭立候モノ共六七人召列、毎日正太郎宅へ差越、
原カ厚書ノ旨意講話承リ、且西洋ノ算法ニ基、図面并機器

ノ尺度取仕建方仕候、然処猶又向井新兵衛へ被

仰含越ニ、厚キ

御趣意ノ趣奉承知、細工人共へモ申聞、其後ハ毎日正

太郎方へ差越、至極精密ニ取調、原書ノ尺度十分二ノ

縮図相記シ、諸部ノ尺度等精ク相記シ、此節御小納戸

三原藤十郎(五カ)へ差出申候、尤伊集院藤九郎出府仕候ニ付、

是迄親數見聞ノ成行御届申上候様、委曲申含置候、

追々出来仕候図面ノ儀ハ、後便ヨリ差上候様可仕候、

且七月末ノ飛脚便ヨリモ図面一卷、表書一冊、井上庄

太郎へ相付差上候テ、是迄ノ機器取直シ方可被仰付哉

否奉窺候処、今般江戸、其外諸国一統大風ノ災殃有之、

旁御混雜ニ付、追テ何分

御下知可被遊候ニ付、其内ハ製造方先ツ差扣置候様被

仰出トノ趣、井上方ヨリ問合ヲ以申越、難有承知仕候、

右ニ付テハ、先達テ奉窺候迄ニテ取掛仕候訳ニモ無御

座、御下知ノ次第ヲ相待候儀ニ御座候、決テ輕卒ニ

御沙汰ヲモ不相待取掛候儀ニハ無御座候、乍然絵図面
并尺度旁取調方ノ儀ハ、追々分テ被

仰渡候通取掛、御届申候通御座候、且又十分二板形并

(リ脱カ)シンドル等ノ板形ノ儀ハ、先般御届申上候通、御華園

内ニテ出来方仕候、左候得ハ右船御造立ノ節、心得ノ

為可罷成哉ト奉存候間、此段ハ先度御届申上御聞通ノ

儀ニハ御座候得共、猶又被聞召上置被下度奉願候、尤

板形ニ出来製造方ノ根本ニ仕候儀ハ、長崎へ在留ノ蘭

人ノ仕様價ヒ取仕建申候、尤右出来方ノ儀ハ、格別御

入費ニモ相掛リ不申見賦ニハ御座候得共、金四五兩程

ニテ充分相済可申哉ト奉存候、右ヲ出来仕置候得ハ、細

工人共ノ心得方ハ勿論、大船御造立ノ砌、余程助ケニ

可罷成儀ト奉存候、

一右通厚書原カノ法ニ随ヒ、機部ノ角度・寸尺等肝要ノ部分

図形取仕建置候得ハ、第一「エキセントリーキ」・「パ

ランス」・「バラレル」・「ストオムスコイフ」等ノ要

部算当相違無之、細工人共ノ落着宜、大船御製造ニ付

テモ鑄造ノ品、寸法ノ間違無之訳御座候、且又西洋ニ

テモ蒸氣機製作ニ付テ、纒六七ヶ月位ニ出来ノ由御座

候得共、彼方ニハ諸技百工何レモ器械相備ハリ、人力

ヲ費シ候儀相少ク、此方ハ何一ツモ其器相備ハリ不申候ニ付、其通ニハ難相成勿論、発起ノ業ニテ尺度旁図形板形等出来ノ上ニテモ、其通ニハ難參御座候間、兎角工人練熟ノ儀急務御座候間、右通精細ニ取調方仕候、且又追々奉言上候通、細工人共ノ心入ノ厚薄ニ相拘リ、是迄御作事方御細工所抔ノ作法ニテハ、相濟不申候ニ付、永年蒸汽機方ノ細工人ト申場ニ、仕立置不申候テハ難相成御座候間、此末大船御造立於被 仰付ハ、第一山田正太郎、次ニ細工人共ニモ頭立候モノニハ、一向差ハマリ相勤候様仕リ不申候テハ相濟不申、乍然右者共ニハ何レモ困窮モノニ御座候間、大船御仕建ノ砌ハ、初ニ御内々御心附等被下置、家事ノ心配ヲ忘レ精勤仕候様被

仰付候ハ、掛リ役ハ勉勵モ仕易ク可有御座候、左候ハ別弁利可仕哉奉存候、ケ様ノ御所置ハ御先例モ無之詛ニモ可有御座候得共、蒸氣船ノ儀ハ、

皇国未曾有之御開業御座候間、御先例ニ無御拘、出格ヲ以御所置被為在度御儀ト奉存候、將又山田正太郎ニハ当正月此方別テ精勤仕、是非最良ノ御船御出来相成、御英名ヲ千載ノ後ニ被耀候様勉強仕候、乍不肖私ニモ

一同微力ヲ尽シ候ニ付、何卒御都合次第、一日モ早く大船御打建御開業被

仰出度奉存候、就テハ第一ニ御本手金御手当ノ儀ニ御座候、然ニ昨年大地震ニ付、江戸御屋敷及破損、右御修繕ニ付テモ非常ノ御入費ノ段追々伝承任、誠ニ以縮眉ノ至御座候、依之當時ノ御急務軍艦御製造ノ儀モ、一往御見合ニ相成候、殊大砲船ノ儀ハ、此節ト両度ノ災殃ニテ、是以御修甫ノ御入用御座候由、旁以非常ノ御心配ト奉察事ニ御座候、就テハ中ニ当分ノ処ニテ蒸汽船御製造ノ儀ハ、迎モ難相成御時宜合ト、乍恐苦心仕罷在申候、尤大坂表御生財ノ道トテモ限アル御座物代ニテ、此外ニ御生財ノ道差当リ相見得不申、往年ニ相成候ハ如何ニモ被為調候筋モ可有御座候得共、当今ノ向ニテハ御貯財ヲ被開候カ、亦ハ三都御借財ノ外ハ御術計無之様被相窺申候、御借財ヲ以蒸汽船等御製造相成候テモ、御十分ノ御所置ニモ無御座、又御貯ヲ被開候テモ如何敷、兎角御時節ヲ被相待候外無御座候得共、品々勘考仕候ニ、別テ御残念ノ御事ニ候、申上ニモ不及儀ニ御座候得共、別テ御先見ノ詛 被為在候トハ、本郡中都テ感戴仕、其御願立ノ御意味ハ勿論、從

公辺御談ニモ相成居候御訳柄モ有之、旁以不輕御事ニテ、是ヲ御成行ノ上ハ、和漢ノ兩朝御開基ノ

御名相轟キ、無此上御儀、其外海岸御警衛ヲ初、江戸大坂海運ノ弁宜、御生財ノ道充分相開ケ、御外聞御実儀別テ御調法ノ御事ニ御座候、依之何卒非常ノ御時節、此一事ハイカニモシテ御製造被

仰出度御事ト遮テ奉存候、且當時御取縮向稠敷被

仰出、御身辺ヨリ御省略被為在候ニ付、諸役場一統心掛宜、精密ニ行届候様被相窺申候、併シ是ハ別テ些少ノ儀候テ、御用途ノ御補潤相成候ニハ決テ至リ兼可申哉、私窃ニ相窺居候ニ、生財ノ建議ハ全ク無之、只管聚斂ノ道ニ陥リ、甚シキニ至テハ、

御仁恤ノ道ヲモ壅塞仕候様ノ所置モ段々有之、稍

御聖慮ノ闕典ヲ生シ候向ニ成立、誠ニ以歎ケ敷次第御座候、ケ様ノ儀ヲ申上候得ハ、兎角要路ノ諸役人ノ善悪ヲ論シ候場ニ相成、事多端ニヨロヒ候ニ付、只大筋ヲ爰ニハ奉申上候、當時外寇覬覦ノ患甚敷、非常ノ御用途有之上ニ、兩度ノ天災突ニ一方ナラヌ御時節、此後モ如何様ノ御入用到来可仕モ難測御座候間、兎角御經濟ノ大本相据リ不申候テハ相濟不申、少々ノ御出シ

方減少位ニテハ、迺モ御引足ハ無覺束儀ト奉存候、就テハ何レナクテ不叶ハ、治乱共ニ蒸汽船ニ御座候得共、前後ヲ不顧、只御備ハリニ相成度トノミ奉申上ハ、甚恐入儀ニ御座候得共、時世ニ被委、長ク御見合相成候テハ機會ヲ失ヒ、且ハ非常ノ世ニハ又其変生シ易ク御座候、夫等ノ節後悔可仕ハ差見得候ニ付、爰ニテハ是非共御製造方ノ御趣法、如何様御手ヲ被付度御時宜合ト奉存候、甚踰越ノ至御座候得共、來陽

御下国迄ノ間ニ船ハ相除キ、二拾間ニ相用候蒸汽機器

ノミ御取付被

仰付候テハ、何様可有御座哉、右ニ付テ御入用ノ概算

仕候ニ、凡八千兩程御宛行相成候ハ、発起ノ事ニハ御座候得共、随分御引足可相成哉、タトヒ御引足無之ニ付格別ノ儀ニハ有御座候間敷、尤当分ヨリ取掛候ハ

御下国モ無程儀ニ御座候間、其内ハ三千兩程モ御宛行ニテ可然哉ト奉存候、依之品々愚考仕候ニ、僅計トノ事御座候ニ付、差掛ノ分ハ御領國中豪富ノ輩へ御借シ上ケ被

仰付、二三ヶ年位ノ手数ヲ以、相当ノ利金被成下、御下戻リノ御約諾被

仰付候ハ、誰カ御請不仕ハ有御座間敷、尤無御抛御訊合、詳ニ御諭シニ相成候ハ、奉吾モノハ決テ有之間敷奉存候、就テハ御家老ヨリ表通申渡可然儀ト奉存候、右ハ別テ如何ノ趣法ニハ御座候得共、豪富ノ輩ハ難有キ昇^{化カ}ノ地ニ浴シ、驕奢淫逸ニノミ消光イタシ、実ニ飽食煖衣逸居^晩シテ、風俗ヲ乱シ、穀虫ニ等シキモノ共ニ御座候、就中町人ノ儀ハ猶更ノ事ニ御座候、当今ノ時勢ヲ相考候ニ、古人ノ詞ノ如ク、貴キモノハ思モ草フシ、賤シキモノハ勞ヲイタシ、富ルモノハ財ヲ出シ、貧ナルモノハ力役ニ服シ、壯ナルモノハ前ニ闘ヒ、老タルモノ後ニ輸スト申時ト奉存候間、御国役御大切ナル訳相諭シ、上納被

仰付候テモ、御無理ト奉難儀ハ有御座間敷、尤御借リ上ケノ儀ハ、此以前少ノ出銀重出来三割引等ノ訳ニハ無御座、一統ノ難渋ニハ不相成候ニ付、聊御奇政^{奇カ}ニテハ有御座間敷、万々一御諭ノ儀ヲ相否ミ、積財^{積カ}ヲ陰シ、御国恩ヲ不顧、非常ノ御時節ヲ不汲請、難渋申立候モノハ敵重ノ御沙汰相成可然、是又奉難儀ハ有御座間敷奉存候、何分ニモ御造立方ノ御延引御座候テハ御手渡^後相成、若モ哉諸家様方御出来御座候テハ、適々御創業

ノ御名モ不立行、殊更御国ノ儀ハ西南ノ端、海岸ヲ多ク相拘^抱ヘ、夫ノミナラス琉球諸島ノ御領分モ有之候得ハ、他邦ニ御先ンシ無御座候テハ不相濟、就中近年東国天災ニ付テハ、江戸御用途ニ付、海運ノ弁不宜候テハ、看々御費用相嵩ミ可申、且ハ当今ノ勢ヲ考ニ、非常・臨時ノ御手当不被成置候テハ不叶御座候間、未前ニ御定相成、燒眉ノ部^{場カ}ニ相成、御造立抔トハ実ニ臍ヲ嚙トモ益ナキト申訳ニ可有御座候、将又未老艘モ御備ハリ無之ニ、如何ノ申上様御座候得共、御国用四五艘程モ御出来ノ上ハ、追々沿海ノ諸家様方御望ニ任セ御製造、御販ナキノ筋^{ヒカ}モ可有御座、是節西洋人抔モ既相初候儀ニテ、追々御生財ノ一端ニ相成可申哉、且西洋ニテモ近来ハ風帆船ハ新ニ出来不仕、蒸汽船ノミヲ造立仕候由、尤荷物モ風帆船同様積入候仕掛モ御座候由、右ニ付前ニ申上通、一日モ早ク御取掛相成度奉存候、左候得ハ来陽

御下向ノ時分ハ央ハ御仕舞置、御在國中是非共御成就相成度御座候、尤御用途ノ儀ハ、三都御練合於被為調ハ無此上御座候得共、若又其儀不為被調候^{マツ}ハ、当地豪富ノモノ共へ、御借リ上被 仰付可然哉ニ 奉存候、

既ニ公刃ニハ天保ノ度、大坂御城御普請ノ節、町人共御用金被 仰付候御先蹤モ有之、非常ノ砌ニハ非常ノ御所置被 仰付、二百年來昇平ノ化ニ浴シ、御報忠為^(感力)仕候儀、町人ニ於テハ相当ノ事ト奉存候、依之取扱振ノ儀ハ、新納駿河^(久仰家考)へ取扱被 仰付度奉存候、

一御製造方御取掛於被

仰出ハ、新納駿河・島津登^(久仰若年寄)へ掛被 仰付、御造立場へ毎々出席イタシ、親數見聞仕、御用向ノ儀ハ掛役々ヨリ直進達仕候様被 仰付度奉存候、当分ノ通取次ヲ以進達仕候テハ、発起ノ儀ニテ情事通り兼候儀可有御座、是以非常ノ砌故、是迄ノ例規ニ不拘様被

仰出度奉存候、將又御例規ニモ一兩人被掛置度奉存候、人物ノ儀ハ

思召次第被

仰付度奉存候、

一御造立場ノ儀ハ、先度奉窺通、大門口并洲崎鉄砲場辺

へ被

仰出度奉存候、

一見聞役ノ儀ハ、清水源兵衛・郡山一介兩人被掛置度奉存候、

一鉄地カネノ儀ハ、帖佐御手山製ニテ可然奉存候、

一銅地カネノ儀ハ、大坂表ニヲヒテ御買入被 仰付、雜

地カネ・鋳物用ノ地カネハ当地ニテ買円メ被

仰付可然奉存候、

一チヤンノ儀ハ、私共計ニテ製法可仕候間、其段福崎助

八へ被仰渡度奉存候、

一当分取調仕候蒸汽機全備仕候へ、引続キ船造ノ取調仕置可申候間、千八百四拾年比ヨリ五拾四五年比迄ノ造船ノ原書御在合御座候ハ、御下渡リ被下度奉願上候、

右ハ近比恐多申上様トハ奉存候得共、当時一大肝要

ノ御急務、殊ニ当夏琉球并諸島登リノ船ニ拾余艘程

ノ難破ニヲヨヒ、過分ノ宝ヲ水屑ト仕候ノミナラス、

太切ナル人命ヲ捨候儀數拾人ニヲヨヒ候由、畢竟船

製不宜処ヨリ如斯ノ訳御座候ニ付、何卒前文中上候

浅意ノ趣、万一モ御取用被下、早ク造立方被

仰付被下度、是当今御国政ノ第一専務ト奉存候間、

不願恐存慮ノ趣奉言上候、恐惶謹言、

安政三年辰九月廿九日 市來正右衛門^{旧名 広貫}

右ノ通飛脚便ヨリ能勢龍五郎取次ヲ以、奉言上候也、
(薩藩海軍史にて校訂)

一石川確太郎別紙二通ヲ以申出候趣ニ付、今般私へ被相

下候「コンストリクチャー」ノ原本ニ基、砲図取仕建、

和解書相添、且雛形モ出来仕置、製造ノ節弁別宜様仕

度トノ趣、尤ノ儀ト奉存候、当今御急務ノ御事御座候

間、右取調方等申出通、早々取掛ノ趣被

仰出度御儀ト奉存候、是鑄製方等ニテ右様精密ノ取シ

ラベ不仕候ニ付、段々間違多ク御失費モ相嵩ミ、第一

実場ノ懸念御座候、就テ取シラベ方ノ儀、反射炉方へ

出勤仕、取掛候儀当然ノ儀御座候得共、遠方ノ事故權カ

太郎宅ニヲヒテ混ト相勤候為仕手伝ノモノ一兩人、雛

形方ニ大工一兩人掛置、私共ニモ一兩人ニテ繰廻シニ

テ、差掛候様仕度奉存候、且又反射砲ノ儀モ追々重大

ノ大砲鑄造被 仰付候ニ付、是又台場砲・船舶彈丸等

ノ取シラベ仕置度、是迄ノ寸法等ニテハ間違多ク、夫

故実場打方甚念遣敷御座候間、此度差上候輕砲図并彈

丸圖、同様ノ向ヲ以綿密ニ取仕建、其上鑄造仕度奉存

候間、此等ノ趣被聞召 上置被下候テ、万端確太郎申

出通被

仰付度奉存候、

一先日井上庄太郎ヲ以、被 仰渡候輕砲車台出来方ノ儀

モ、確太郎申出通被 仰付度奉存候、

一反射炉ニテ鉄砲製造ニ付テハ、第一掛役ニ心ヲ用候儀、

專一ニ御座候、次ニ大砲ノ儀ハ確太郎申出通、於西洋

モ古昔ノ法ト今代ノ式トハ、別テ相違ノ廉多ク御座候

間、礎成原書ニ基、取シラベノ上鑄造仕度、尤御軍制

ノ儀ハ、西洋通ノミテハ難行場モ有之候得共、器械ノ

儀ハ都テ原書ノ法ニ則リ不申候テハ難相成御座候、依

之第一取シラヘ方至極入念仕度、右ニ付誰ソ御吟味ノ

上、主宰ノ人被 仰付、私共ニモ請持被 仰付、此混

混ト取シラベ仕、其上鑄造製作ニ取掛申度、左候ハ弁

別宜急埒可仕ト奉存候、今通烏合ノ人数ニテハ、万端

不連緩ニ有之候ニ付、請持相建、何分御備向何方ノ事

ハ何カラ請持ト仕置候得ハ、混雜無之、御手当向精密

ニ相整可申哉ト奉存候、此等ノ趣、

御上ヨリ屹ト被

仰渡、且確太郎申出通、取扱仕候様ニモ被

仰出被下度奉願上候、以上、

但確太郎申出ノ書面ニ通相添奉差上候、

安政四年巳六月廿七日 市來正右衛門広實 旧名

右書取六月廿八日磯御茶屋ニヲヒテ、七時分御庭ヨ

リ罷出、御直ニ呈上仕候処、早速御覽有之、品々

御沙汰ノ趣有之、一々尤トノ御事、且又確太郎心得

振ノ儀御尋有之候ニ付、新参ノモノニハ候得共、至

誠忠実ノモノニ御座候段申上候処、御ウナツキ被遊

候事、

五六五 堀田正陸一橋殿ニ調和ヲ依頼ス

〔徳川慶應〕
一橋刑部卿登營、堀田備中守刑部卿ニ告ルニ、前日永

井・川路二人水戸前中納言ノ怒リニ遭フテ、徒ラニ帰

リシ事ヲ以テシ、卿ノ和解センコトヲ請、卿之ヲ諾シ

タリ云々、

五六六 参考 非蔵人日記鈔〔安政五年〕

所司代本多忠民参内

〔安政五年〕
正月二日

所司代岡崎侍従忠民朝臣参 内也、午刻過昇車寄、而参

着于鶴間、而役衆出會、其後更伝奏衆誘引于候所、如例、

五六七 水戸前中納言殿へ御渡勅書当中納言殿へ

達書

勅諭ノ事

演達書

先年中水戸中納言殿へ御渡ニ相成候

勅諭、其比井伊故掃部頭等不都合ニ取計致シ置付、此

度改テ御承達ノ儀、水戸中納言殿へ被

仰出候、右

勅定ノ趣、銘々厚ク相心得候様被 仰出候事、

右ノ通午正月十三日、飛脚着イタシ被仰出候事、

五六八 水戸藩士堀田閣老ニ面接ヲ乞フ〔安政五年〕

〔二月九〕
正月二十日

〔正陸、老中、安倉藩主〕
堀田、太閤ニ拜謁ヲ請フ、病ト称シテ見ス、数日ヲ空

過ス、江戸ノ有司之ヲ聞テ、憂悶スル者多シ云々、

五六九 堀田正陸修學寺御苑拜観ヲ辞ス〔安政五年〕

〔二月九〕
正月二十一日

堀田以下修學寺御苑ヲ拜観セシム、辞シテ出テス、関

白殿九太閤殿及損家以下参内、衆議アリ云々、

五七〇 兩伝奏堀田正陸旅館ニ参向叡旨ヲ達ス〔

〔安政五年〕 安政五年

〔安政五年二月二十三日〕

正月二十三日

伝奏兩卿備州ノ旅館ニユキ、左ノ書ヲ達ス、

今度之一条不容易、奉対神宮御代々へ被為対候テモ可有如何哉、深ク被惱叡慮候、此期ニ至リテハ人心之居合国家之重事ニ候間、三家以下諸大名之赤心被聞召候、今一応被下台命、各所存書取ラセ、入叡覽候様宜取計可申旨、関白殿、太閤殿被命候事、

五七一 京都習學所揭示

京都習學所聯 履聖人之至道 崇

皇国之懿風 不読聖經何以修身

不通国典何以養正明弁之務行之

右文作三條大納言實萬卿書筆

関白太政大臣政通公ト云々、

安政四年巳閏五月廿四日

五七二 福井侯堀田閣老へ送ル書

此度御達之旨委細承知仕候、於私格別存付候儀ハ無御座候得共、垂米利加使節口上之通、来春英夷致渡来候

得ハ、西洋之諸国モ相統テ致渡来候儀本然之事ニ御座候、皇国ハ四面海岸ニ相臨ミ、孰之地へ可致渡来哉モ不相知、夷人之情態難計、

御困辱ニ不至様御処置肝要之儀奉存候、惣テ太平之風習ハ、自然手当向怠慢ニ相成モノニ候、何時兵端ヲ開キ候共、

御武威相立候様、猶又御手当向急速敵重ニ被仰付度、就テハ平常之入費、可相成程ハ令省略候儀、精々厚ク御世話被成下度、此段兼テ可申上相舍居候処、幸此度存意申上候様御達有之候ニ付、乍恐不願拙陋存付之大意申上候、以上、

十一月廿七日

松平越前守

安政四巳年十一月廿七日、御直筆ニテ上包美濃紙へ御名計御調御印封、御文箱入御印封、其上へ御差札奉書紙、是又御名許リ相調、同廿八日堀田備中守様へ三井善右衛門持参、御用人大野舍人ヲ以差出候処、被成御落手候云々、

五七三 参考 非蔵人日記抄

安政四年九月三十日

鴨脚遠江

相父堂上卑俗之地 遊興不心得候、自今可 守謹慎之事、右之通被 仰付之旨、兩奉行衆列座ニテ、番頭相徳・番頭代義邦合註、以四折被申渡、即刻一族鴨脚秀保・鴨脚秀邦合註、召設、番頭宗黨・番頭代義邦立合申渡、一族兩人被行向申渡、本人御請之義以四折被差出、且進退之義被伺但シ奉行衆ヨリ有命、則其旨宗黨・義邦奉行衆へ附進、且進退之儀申上、有暫時伺之通差扣被 仰付之旨被申渡、但シ禁中ヨリ不被 仰付、閑白殿 太閤殿ヨリ被仰付之旨、一族之者へ申渡、本人御請之義申上、右ニ付息加賀光長次男出雲光頭等進退之伺被出、其旨兩奉行衆へ申上之処、禁中之御沙汰ニ無之事故、兩人伺ニ不及之旨被申渡、其旨一族へ申渡、

大炊御門大納言

遊興之儀、毎々被誠 仰之処其儀忘却、今度被糺問之処陳答及再問、不恐 朝憲不慎之至候、依之可被及嚴重 御沙汰之処、老祖父歎願之角有之間、以 御憐愍差扣被 仰下候事、

今城中納言

三室戸三位
武者小路三位

為年輩遊興之儀不心得候、以後可有謹慎候事、
庭田宰相中將

遊興并過酒沈細之儀、每度被誠之処、其儀忘却、近年亦々遊興、被及糺問不審之陳答、元來平生飲酒超過、殊近臣官柄旁不慎之至不容易事候、依之被除近臣、差扣被 仰下候事、

柳原左大弁宰相

遊興并沈細酒之儀有之、被誠 仰之処其儀忘却、近年飲酒超過、猥徘徊卑賤之地、遊興放蕩之聞有之、加之誘引朋友、殊近臣年輩且官柄、不恐 朝憲具罪不輕、依之被除近臣、止官差扣閉門被 仰下候事、

町尻太宰大式

遊興之儀、毎々被誠 仰之処、為近臣年輩其儀忘却、不慎事候、後來急度可有改心事、

伏原 三位

遊興并沈細酒之儀、毎々被誠 仰之処其儀忘却、近来飲酒過度、猥徘徊卑賤之地、遊興放蕩之聞有之、殊為朋友経儒廢棄家業、剩誘引同僚、加之為近臣不慎之至、

依之被除近臣、被止學習院有識、蟄居被 仰下候事、

唐 橋 三 位

為成業之身遊興之聞有之、不慎之至、依之差扣閉門被
仰下候事、

櫛 箆 中 將

穗波左京大夫

遊興之儀、每々被誠 仰之処、乍存為近臣不慎之至候、
向後可有改心候事、

石山左京權大夫

近年卑俗之地徘徊遊興之由、有其聞、不慎之至、殊真
実之重喪中、於孝道モ其罪不輕、因之急度御咎可有之
処、以 御憐愍差扣閉門被 仰下候事、

千 種 少 將

遊興之儀不慎之至、殊父子同伴不心得候、可被及 敵
重御沙汰之処、以 御憐愍差扣被 仰下候事、

東坊城少納言

為成業之身遊興之聞有之、不慎之至、因之差扣閉門被
仰下、被止近臣候事、

清 閑 寺 弁

近年遊興、殊為近臣職柄不相応不慎之至、依之差扣被

仰下候事、

山 本 太 夫

姉小路太夫

近年卑俗之地徘徊遊興之由、有其聞不慎之至、殊重喪
中於孝道モ其罪不輕、因之急度御咎可有之処、以 御
憐愍差扣閉門被 仰下候事、

持 明 院 太 夫

壬 生 太 夫

被誘朋友遊興不慎候、以後可有改心候事、

勸 修 寺 太 夫

遊興之儀不慎之至、可被及敵重 御沙汰之処、以 御
憐愍差扣被 仰下候事、

千 種 太 夫

遊興之儀不慎之至、殊父子同伴不心得候、以後可有謹
慎之事、

右之通雖無被申渡、後來為謹慎教誡穩密ニ記之、

〔非藏人日記抄〔宮内庁書陵部所蔵〕にて校訂〕

〔表紙〕

齊彬公史料

市來四郎編

安政四年

〔扉に、表紙の文字の外に「元国事映掌史料（紙数四十六枚）」の記載あり〕

目録

山川港ニ外国人接待所建設御目論見

櫻島洗出又ハ神瀬其外砂揚場等ニ砦堡建築御目論見

島津折烏帽子ヲ用ラレンシ事実

風俗矯正御沙汰之趣布達

丁巳五月嵐山御遊行及ヒ御所御遙拝ノ事実

拝借金被下切ノ布達及事実

御家宝ノ刀劍奉献ノ事実及ヒ内勅

〔マ〕
丁巳閏五月御下国之事実

鹿兒島府下ニ書肆開カシメタル事実

琉球国ニ於テ蒸氣船御詔ニ就テ市來廣貫へ下賜ノ御親書
和蘭領事官上申書（佐賀侯密贈）

幕府長崎・下田・箱館奉行へ外国処分ノ意見上申ヲ促ス
以上十二条

五七四 山川港ニ外国人接待所建設御目論見

○この文書は、本文第四七〇号文書と同文重複により略す。

五七五 櫻島洗出又ハ神瀬其外砂揚場等へ砦堡建

築ノ御目論見

同五年五月、幕府軍艦觀光丸、航海伝習ノ為メ、重ネテ
鹿兒島灣ニ来港、和蘭人「ハントウエーン」及ヒ幕吏勝
麟太郎・木村圖書・松元良順・赤松大三郎等乗組タリ、
曩日約セラレタル湾内守備ノ要所、或ハ築造法等製図等
携ヘ来リ、尚申言スルニ、神瀬ヲ築キ、八稜形ノ砲台ヲ
設ケ、櫻島洗ヒ出シニハ三稜形ニ築キ、沖ノ小島ハ平坦
ニ削除シ、砂揚場ニハ六稜形ニ築キ、三ヶ所ヨリ挾撃ノ
弾線トシ、神瀬ヨリ内海ニ侵入セサル様ニシ、而シテ水
雷数十個ヲ、櫻島ト神瀬トノ間ニ伏セ、又天保山ト神瀬
トノ間ハ埋築スルカ、否ラサレハ砂石ヲ埋メ、大船ノ通

過シ得サル様ニスルトキハ、自ラ神瀬ト櫻島ノ間ノミ航線トナルカ故、両方ヨリ砲撃シテ、内湾ニ入ルヲ得サラシム、櫻島洗ヒ出ニハ、砦堡ヲ築造スヘシ、敵若シ蘭名ニホルテト云上陸シ、之レニ拠ルトキハ頗ル大事ニシテ、神瀬モ保チ難キニ至ルヘシナト、詳ニ製説明書ヲ付シテ呈上セリ此圖ハ、明治十年九月兵火ニ燒失ス、御意ニ適ヒ、漸次建築惜ムヘシ、公ノ御書入モアリタリ、御意ニ適ヒ、漸次建築セラレムト、先ツ差向キ神瀬ノ試築ニ着手セラレタリ、惜ヒ哉、薨逝セラレ、遂ニ廃棄セリ、然ルニ文久三年癸亥夏、英船ト戦争ノ後、要衝ノ地ナルヲ以テ、御遺志継述セラレ、大建築ヲ開カレ、一般感佩セリ、建築ノ方法ハ、曩ニ和蘭人ニ就テ研究シタル洋学者石川確太郎、「ハントウエーン」ナル者ト論定ノ図形ニ則リ取調タリ、斯ク築造至急着手セラレタルハ、英艦ト戦ヒノ際、悉ナ人先公ノ卓見ヲ感シ、建築アラムコトヲ建言セシ者続々タリ、故ニ日夜ノ業ヲ取り、半歳許リニシテ三四門ノ砲ヲ備ヘ得ル至リ、尚ホ進ンテ大小七拾余門ヲ備フルノ計畫ナリキ、戦争ノ際、此砦堡アラハ英艦浸スルコト能ハス、假令浸入ストモ、撃沈スルヤ疑ヲ容レサルナリ、否ラサルモ艦中数十名ノ死亡アリ、味方ハ僅ニ二三名ノ戦死ナリ、又敵艦ヲ打撃セシコト少々ナラス、英艦ハ機関

ヲモ破ラレ、遁逃スルコト能ハス、一艘ハ漸ク知輪島沖迄退キ、滯泊シ、数日ノ後挽船来リテ辛フシテ退キタリ、如此英艦這々ノ形況ニテ遁レタルモ、神瀬ノ砦堡アラハ、一艦モ遁ル事ヲ得サリシナラシト、当時一般握腕セリ、実戦上要素ヲ弁セラレタルカ故ニ、戦争後直ニ建築着手セラレ、稍落成ニ垂々タルニ、廃藩置県ノ大沿革トナリテ、全ク廃棄セリ、

○建築着手セラレシハ、文久三年ノ秋ナリ、石材ハ磯櫻谷ヨリ田ノ浦・潮音院岬辺迄、沿海ノ山ヲ崩シ、或ハ花倉・龍ヶ水辺ヨリ運送セリ、櫻谷ヨリ潮音院岬迄ハ、満山桜樹繁茂、其風眺瞥フルニモノナク、花ノ時分ハ貴賤ノ遊観モ允サレ、殊ニ愛スヘキ勝景ナリシカトモ、国家守備ノ用ナルヲ以テ断然毀タレ、建築ノ用ニ充ラレタリ、其費用ハ琉球通寶ヲ充ラレタリ上巻鑄銭ノ際ニ記ス、費額凡ソ七万円ニ余レリ

五七六 島津折烏帽子ヲ用ヒラレシ事実〔安政元年〕
○この文書は、本文第四七一号文書（安政元年閏七月家老達）と
同文重複により略す。

五七七 風俗矯正御沙汰之趣ヲ布達ス〔安政元年〕
○この文書は、本文第四七二号文書（安政元年九月十七日家老達）と
同文重複により略す。

五七八 四丁巳五月嵐山御遊行及ヒ御所御遙拜ノ

事實

王室御尊崇ノ御事蹟ハ、成人知ル処ニシテ多言ヲ要セスト、然リト雖當時幾多大小侯ノ中ニ於テ、公ノ如キハ甚タ寡キノミナラス、中古以来一般ノ人情幕府アルヲ知リテ、朝廷アルヲ知ラサルカ如キノ際ニ方リテ、常ニ朝威衰ヘタルヲ憂歎セラレ、同志ノ諸侯ト挽回ノ策ヲ謀リ玉ヘル事蹟ハ、今茲ニ記シ得ヘカラサルカ故、本年御帰國ノ途次、伏見駅滞駕ノ日、嵐山ニモノセラレ、而シテ帰路九門内ニ入り遙拜シ玉ヒシ事實ヲ記シ、頃ハ安政四年丁巳五月御下國ノ際、伏見駅ノ邸ニ滞駕中、嵐山御遊覽ト名ツケ玉ヒ、密カニ九門内ニ微行セラレ、南門ヨリ遙拜、或ハ近衛家ヘ參殿シ玉ヒ、或ハ京都藩邸ヲ別所ニ設ラレムトノ計画、或ハ御所警衛等ノ事トハ、當時為シ得ベカラサル一大美事ナリ、五月十三日此時中三日間伏見邸ニ滞駕セラレタ御忍ヒノ御行粧ニテ、御供ノ人員僅々数名、何レモ乗馬ニテ、朝四時分嵐山ヘ御乗切リニテ被為入、三軒屋ノ茶屋ニ御腰掛ケラレ、夫ヨリ御步行、大悲閣ニ被為入、暫時御休憩、再ヒ三軒屋ヘ御立戻リ、御昼飯 被召上腰御ナリ、大悲閣ヨリ三軒屋ヘ御立戻リノ時ハ、川船ニテ御

渡リ、其際船中ニハ井上新右衛門及ヒ土師庄十郎並御草履取一名ナリシト、其時土師ヲ御側近ク 召呼レ、

御沙汰ニ、嵐山辺見物ハ本意ニアラス、井上カ申聞タル

通り 見物アルベシト密示セリ、御所辺ヘ參ランカ為ナリ、其

心得ニテ案内セヨ、伊集院モ先立セヨ、誰モ目立サル様專

一ナリ、若シ尋ルモノモアラハ、薩摩守側向キ者御所拜

見ト応答セヨトノ仰聞ラタリト命聞ラタリトツカ、是ヨリ先井上新右衛

門先二庄太郎ト云フヲ以テ、土師ヘ達セラルタル趣ハ、是ヨリ内々

御所辺見物可被遊 思召ニ候間、御馬脇ヘ御供御案内

仕候様、勿論何方ニ於テ相尋ル者モ候ハ、京都留守居伊

集院後徳太郎右衛門初メ薩摩守側廻リノ者ト、応答可致トノ

趣ナリシト、因テ其段伊集院ヘ申聞シニ、程ナク伊集院

ニモ被召出、同様御供可仕旨被 仰付、昼過頃三軒屋御

立、二條通中立売御門外ニテ御下馬、御步行ナリ 当日朝

少シ降り、初メヨリ御野服ニテ、草鞋ヲ召サレタリト、御下馬遊

ハサレシヨリ御供ノ人々ト同様御手傘被為召、前後打交リ、見物人ノ姿

リシトソ、御門内ヨリ北ヘ近衛殿前通り、猿ヶ辻日ノ御

門ヨリ南門ノ駒寄涯ニ御跪ギ、御拝遊ハサレタリトソ 門南

駒寄涯ニ御跪ギ、御拝遊ハサレ、稍暫時ク御所ノ御様子 御覽セラレ、

独リ言ノ様ニ 嘯鳴トノミ仰セラレシトナム、御所 御拝ノ前刻、途

中ニテ桜木邸ヘ可被為 入旨被 仰出、卒然ノ御、御拝アラセラレ

事ニテ召列レタル御屋敷廻ノ者走ラセ手当セリト、御拝アラセラレ

シ後、寺町御門御通行、丸田町通り、同邸ヘ被為 入、

御殿縁類へ土足ノ俣御上リ、暫時御休息此時伊集院並土師へス此所ヨリ御馬ニ被為 召、御供方モ初メノ如ク乗馬ハ御供方ノ乗馬ハ市中借シ馬ニテ、最ト見 高瀬舟場ニテ、伏見ノ様苦シク、御乗馬ハ御率セノ馬ナリシト、高瀬舟へ可被為 召トノ旨ハ、桜木邸ニテ被 仰出 速カノ事ニテ参リ合ヒノ舟備ヒ御先キニ廻ハサレタリ、召サセラレタリト、伊集院ニハ明日近衛家御参殿ニ付、御都合向ノ為メ舟場ヨリ御暇被下、錦御邸ノ様帰レリ、而シテ同夜五ツ時頃御着船、御乗物御供方モ廻リ居、程ナク伏見邸へ 御着、土師ニハ御同舟御供致シ、御舟中種々 御沙汰拝承セリト、桜木邸ニ被為 入タル節、伊集院・土師へ 御沙汰ニハ、錦御邸ハ市中ニテ、時変アルトキハ、懸念ナル場所ナレハ、山手ノ方ニ屋敷地見立ツヘシトノ仰ニテ、黒谷ヨリ岡崎辺ヲ御指シ、彼辺ニ見計フヘシ、来年ハ琉人召列レ参府ニ付、是迄ノ通り琉人着坂ハ三十日モ後ル、コトナレハ、其時ハ伏見へ滞在、京都ノ諸所見物トモナスヘシ、時宜ニ依リ数日滞在モスヘシ、其心得ヲ以テ見立ヘシトノ御言、或ハ御所警衛手薄ニテ、詰合ノ者少ク、大坂ヨリモ十里余リモ隔リタレハ、急變ノ節混雜ナルハ必定ナリ、兎角此後ノ処ハ中國・九州・四國ノ大名ハ大坂へ参勤シ、惣宰ノ人ヲ置ヒテ指引キスル様ニシ、江戸ハ關八州・奥羽ノ大小名相詰メ、差支ハアルマシナト、御諱モ被為 在シトソ、或ハ大坂、又ハ兵

庫辺へ異国船渡來、万一変事到來ノ節ハ、京都詰ノ人数ハ近衛家へ相詰メ、御所警衛ノ心得肝要ナリ、若シ外ニ行幸等ノ時宜ニモ立至リタル時ハ、近衛家へ隨行シ、何ツ方迄モ 御警衛勿論ナリト拝承セリトソ、其時ハ井上並履取一名御座舟へ相勤メ、御小、同十四日ハ 御上京、近衛家姓等兩三人ハ御供舟ニ在シトソ、御参殿、本御行列ニテ未明伏見御立、京都錦御邸へ被為 入、御召替衣服ヲ改メノ上、所司代へ御見舞、尋テ近衛家へハ四ツ半時頃被為入、昼過頃ヨリ公卿方数名追々御参集、種々鄭重ナル御嚮応ヲ受ケ玉ヒ、夜九ツ時分御退殿、直ニ伏見ノ様 御帰館アラセタリトソ、

○近衛家へ御参会ノ堂上方、一々誰某殿ナリシハ詳ニセサリシカトモ、三條殿・中山殿其外重立タル方々ナリシト三条殿トハ三条実ト万公ナリシトソ

○御参殿中夜入過ニ、堂上方ノ内三名御退殿ノ様ニテ、御立相成リシ故、程ナク御退殿アルヘシト、御供人数中其心得致シ御様子奉伺シニ、近衛家ノ御家人ヨリ未タ御退殿ノ程ハ分リ兼タリ、御三人ハ只今御参内被為成、重テ御参殿アルヘシトノ諱ナリシトソ、何等ノ訳ニテ、中間ニ御参内アリシヤ、素ヨリ知ラント、御供方ノ人々私語キタリト

○嵐山御遊覽、御先乘入江七太郎・御小納戸井上新右衛

門・京都御留守居伊集院太郎右衛門・御小姓豎山八郎・伊東才藏・三原玄甫・江夏喜太郎嵐山御休憩中川辺御散步ナサレタリ、其形状富士山ノ形ナリ、盆石ニ宜シカラントノ仰ニテ、江夏ナル者ハ好石家ナル故、其場ニ於テ御手自賤リタリ、江夏今ニ保蔵スト云フ、御供目付追水善左衛門・篠崎彦十郎及ヒ土師庄十郎、外ニ御草履取一名、御口之者二人ニテ御忍ヒノ御出立ナリシトソ 土師ハ嵐山ヨリ御所辺又ハ桜木邸、或ハ高瀬舟中伏見御邸迄モ附從、十四日近衛家ヘハ御先番御側向ノ人タト一同參殿セリ、中ニモ桜木邸ヘ可被入旨、御途中ニテ拜承シ、其手當事ニハ心配セリト、同人ハ當時京都御留守居付役ニテ在勤中ナリ、以上土師カ筆記又ハ親話

○御所御遙拝ノ後、伊集院ニハ万一モ此事所司代ノ聞ク処トナラハ如何セント、頗ル心痛ニ及ヒタリ、當時幕府ハ諸大名、其他ノ者モ

朝廷ハ勿論、宮堂上方等ニ近接スルヲ忌避ス、故ニ伊集院ナル者ハ俗吏ニテ、尊王ノ何タルヲ知ラス、尋常ノ事務者ナレハ御深慮ノ程窺ヒ得サルノミナラス、未曾有ノ御事ナレハ驚怖痛心セシモ無理ナラサルナリ、○土師カ筆記ニ御所御拜ハ五月十三日ト記臆セリ、其時分ノ日記紛失シ、日取確認セスト記セリ、因テ推考スルニ安政四年丁巳四月末二十七、八日頃江戸邸御發駕、閏五月二十五日御着城ナレハ、其間東海道十六七日間ニ御通行トシ、五月十二、三日頃伏見御着、三日間御逗留、其

間一日ハ嵐山ヨリ御所御拜、一日ハ近衛家御參殿、而シテ御下坂、又二三日間御滞在、中國・九州路十八九日計ニテ御通行トシテ、日取ヲ考フルニ、御所御拜ノ日ハ蓋シ五月十三、四日両日ノ間ナリシ事明ナリ、○因ニ記ス、伊集院太郎右衛門カ前役ハ山田一郎左衛門ナリ名実

清、在勤中
光格天皇崩御、折シモ年首ニ際シ諒闇ナレトモ、京中ノ各藩邸ハ平常ノ如ク、年頭ノ式・松飾等モナシタルニ、我藩知邸山田清安ハ土佐ノ知邸ト議シテ、諒闇ノ謹ヲナシタリト、心アル者或ハ堂上方ニハ心入レノ厚ヲ感賞セラレ、幕府ニハ所司代ヲ初メ尋常ノ如ク年首ノ式ヲ行ヒシ故、洛中ノ評説モ少カラサリシト、右ノ趣藩庁ヘ聞ヘ、山田カ所為俗吏輩ノ為メ訓譏セラレシ事モアリタリ、如此ノ世態、実ニ玉石混淆、君臣ノ誼阻絶シ、天下一般ニ幕府アルヲ知リテ、

朝廷在ルヲ知ラサルカ如キ世ナレハ、其後役ニ座シタル伊集院、素ヨリ俗吏ナリシ故、御所御拜等、其他御内命ヲ承リ、驚愕痛心シタルモ論ナキナリ、是今ニシテ其時勢ノ一班推考スヘキノ一事ナリ 山田カ在勤中、八田喜左衛門知紀モ京都御留守居

附役ヲ奉シ、在務中ニテ他ニ關係セス、諒闇ノ、當時ノ幕政ニ、慎アルヘキヲ議シタルコトナリシト、八田親話

(三六)

天子崩御ニ僅五日間ノ謹慎ヲ令シ、將軍家薨去ニ数十日間殺生又ハ音曲等ヲモ禁シタルハ、僉人知ルカ如シ、実ニ冠履倒置ノ施政、潛上モ又甚ント謂フヘシ、嘉永ノ末、安政ノ初メニ至リテ、天下漸ク多事、殊ニ將軍幼冲ナルカ故、井伊大老政權ヲ握リ、恣縦暴斷極リタル際ナルニ、近衛家へ堂上方御参会アリシハ、何事乎機密ノ談話ナリ、明カナリ、殊ニ三條實萬公ノ御参会アリシヲ以テ、想像スルニ足ル、如此事実アリシ故ニヤ、御着城間モナク文武ノ勸奨ニ御自ラ御勉強シ玉ヒ、翌年戊午七月十五日御逝去前迄ノ御事蹟ヲ以テ、御英斷ノ程推シテ知ルヘキナリ、御逝去後間モナク幕府ハ酷シクモ宮堂上方及ヒ各藩ノ名侯ヲ貶斥シ、或ハ有志ノ人士ヲ死流、或ハ囹圄ニ陥レタルノ一大変ヲ生シタリ、当時我公御在世ナルニ於テハ、井伊カ暴政如何ンノ点ニ出ツヘキ乎、尾・水・越・土各侯同一ニ措置シ得ヘキヤ否ヤ、如斯キノ事アルノ前頃天下ニ率先セラレ、尊王ノ御誠意既ニ明カナル者ナリ、嘉永六年癸丑夏米國船浦賀へ渡来ノ時、大坂迄兵ヲ出サレ隠ニ守護セラレタリ、其他尊王ノ御実蹟少カラス、安政ノ初頃迄ハ、三百有余大小侯ノ中ニ、尊王無二ノ御方ニテ、断然顯レタルハ纔ニ三

四侯ニ止リ、有志ノ人士モ僅々数十名ニ過キスシテ、公然大義ヲ踐ム者僅少ナルカ故、

朝廷ニハ恐多クモ御憂苦少々ナラサリシハ、史上ニ明カナリ、特ニ堂々タル我カ

公ノ御地位ニシテ

朝廷ヲ御門外ヨリ遙拜シ玉フノ時勢、真ニ已ムヲ得ラレサルニ出タル御誠心ノ程、想像シ奉ルニ足レリ、如此ノ御誠意ナルカ故、他日必ス大ニ為ス処ノ御深慮ナリシモ、中道ニシテ逝セラレタルハ、遺憾ノ極ト謂ハサルヲ得ス、茲ヲ以テ御臨終御遺命ノ趣、兩殿深ク御継紹、邦家ノ存亡ヲ顧ミ玉ワス、御身ヲ犠牲ニ附シ、天下ニ率先セラレ、維新ノ大業ヲ揚ラレ、今日盛明ノ日月ヲ仰クニ至レリ、其功勲偉大ト謂ハスシテ何トカ謂ワン哉岡勿カ尊攘紀事ニ、公御參内天拜云々ノコトヲ記セリ、當時幕府ハ大小諸侯カ京都ニ入ルコトヲモ制止シ、適々近衛家ノ如キ近親ヲ訪ワセ玉フニモ諸司代ノ許可ヲ得テ、而シテ時限ヲ定メテ訪問セラル、成規ナリ、然ルニ公カ御參内天拜云々ト記シタルハ、當時ノ形勢ヲ知ラザルト云フヘシ蓋シ南門外ヨリ遙ニ拜セラレタルヲ後日誤リ伝ヘタルヤ必セリ、如此誤聞ノ紀事後世ニ伝ルハ史家ノ本文ニ背ケルカ故、茲ニ記シテ後世ノ惑ナカラムコトヲ望ム、史家タル者ハ宜シク時ノ形勢・人情ヲ察シテ筆ヲ探ルヲ主要トス

考証

土師庄十郎筆記

安政四年五月 齊彬公御下国之砌伏見御滞在中、御小納戸井上新右衛門ヨリ御用ニ付、罷出候処、明十三日嵐山へ御遠馬可被遊候間、御供方並嵐山ニテ御昼飯可被召上候間、御休場所手当御都合取計候様、左候テ嵐山へハ御先キニ罷越候様致承知候ニ付、御留守居へ形行申出、直ニ御道筋並ニ茶屋借入等ノ手当ニ、御屋敷廻一人、足輕一人差遣候処、夜入五ツ時頃罷帰、諸都合宜シキ段申出、其段御届申出候、尤御前ニハ御腰御弁当ニテ候間、御供方御賄手当等仕候様トノ事ニ候間、御屋敷出入御用料屋召連レ、曉七ツ半時頃、御屋敷出立、嵐山ノ様罷越候テ、諸御都合取計候、四ツ時ニテモ候哉、嵐山へ御着相成リ、暫時御休息ニテ大悲閣へ可被遊御出候間、御供仕候様御歩行ニテ被為入、於同所御茶屋等被差出候、尤縁へ御腰掛相成候テ、御帰リニハ川畑ヨリ向へ舟ニテ御渡リ可被遊旨ニ付、則舟手当致シ、川舟一艘川涯へ乗越シ候ニ付、夫へ御乗舟、井上並私、御草履取迄ニテ、御近習衆ハ陸ヨリ廻リ候様ニトノ御沙汰ニテ、再ヒ三軒屋へ御着ノ上、御昼被召上候、其折井上氏ヨリ拙者へ御沙汰ノ趣ハ、是ヨリ御内々御所へ御出可被遊候間、御馬脇へ御供仕候様、尤於何方モ相尋者モ有之

候ハ、京都留守居伊集院太郎右衛門外側廻リノ者共候旨相答候様ニトノ事ニテ、其段御留守居へモ申出候処、無程太郎右衛門御用ニテ、御内々御所辺可被遊御覽候間御供仕候様、左候テ昼頃ニテモ候哉、御立、二條通中立売御門涯ニテ、是ヨリ御馬上難被遊趣申上候処、右御門前ニテ御下馬、前以テヨリ兩少々フリ居候ニ付、御手笠御草履地ニテ御歩行、御門内北へ近衛殿前通り、猿ヶ辻日ノ御門前通り、南御門ニテ此御門御駒寄セ有之涯ニテ、御折敷被遊御拜候、尤其手傘ニテ、是ヨリ櫻木御屋敷へ可被為入候間、御都合仕候様御沙汰ニ付、御屋敷廻ノ者へ御道案内ノ者一人御先へ遣シ、戸・障子掃除方且於中途御茶碗御茶家(茶出シノ方言)買入レ、持越シ、右ニテ御茶等差上候様、御都合可仕旨申付遣候、南御門ヨリ寺町御門御出、丸田町通右御屋敷へ被為入、御縁へ御土足ノ尽御上リニテ御休息、井上氏ヨリ御石ノ段承知ニ付罷出候処、御尋ノ儀且ツ御沙汰ノ趣モ有之、御手自ラ頂キ物等モ有之候、是ヨリ高瀬舟ヨリ御下伏可被遊候間、手当仕候様、尤川涯マテ御馬ニテ、御留守居ニハ明日近衛家へ御參殿、是ヨリ錦御屋敷へ罷帰リ、私へ御供仕候様御沙汰ニテ御立、高瀬川筋御通行、舟參リ掛

ニテ御乗舟、右御召舟へ可罷在トノ 御沙汰ニテ、品々

御沙汰ノ次第モ被為在候、外ニ御供舟一艘、都合二艘ニテ候、夜入五ツ頃ニテモ候哉御着舟、右へ御乗物参リ居候ニ付被為召、御屋敷へ御帰着ニテ候、翌日ハ御上京ニ付御先キニ帰京、且ツ近衛家へハ御先ニ参殿、諸御都合仕候様御達ニ付、未明伏水出立、帰京仕候、

齊彬君ニハ本御行列ニテ御上京、錦御屋敷へ被為入、御召替ニテ所司代へ御出、夫ヨリ近衛殿へ四ツ半頃ニテモ候哉、御出相成リ、昼頃ヨリ堂上方追々御出ニテ、夜入九ツ頃ニテモ候哉御立、伏水御屋敷へ御帰館被遊候、私ニハ御立跡御都合向仕退殿、伏水御屋敷へ罷歸候事、

但シ嵐山御遠馬ノ節 御供方御先乘リニハ、入江七太郎、御小納戸井上新右衛門、御留守居伊集院太郎右衛門、外ニ御近習伊東才藏、三原玄甫、其外ニモ御座候半ト存候得共、人名儘ニ取覚不申候、御供目附廻水善(追力)左衛門、篠崎彦十郎、表方御供(表方御供トハ御馬廻リ中小姓等ヲ云)ハ無之、御草履取御口之者ニテ候、御所御拜十三日ト取覚申候得共、書面等紛失ニテ、日并不相合哉モ難計候、

右ノ書面明治十七年十一月土師庄十郎書取ナリ、外ニモ

親話アリ、別記ス、

土師氏カ筆記ニ就テ考案

安政四年丁巳閏五月廿五日御着城ナレハ、本書十三日頃ナルヘシ、大抵東海道十四、五日、中國・九州路十四、五日ノモノナレハ、閏五月ノ十三、四日前後ナルコト明ナリ、本書ニ閏五月ヲ誤リタルノミナリ、

土師氏口述、廣貫對話(ニ略カ)、御宸筆ノ御詠歌、近衛殿ノ御紹介ニテ 御拝領アラセラレ、有馬次郎右衛門上京、拝受、護送セリト、而シテ御掛物ニナサレ、年頭ニ御休息所ニ掲ケラレタリト、之レ別記ノ如ク安政五年正月元日、勅書・勅詠拝見ヲ允サレタル趣、島津登(久包、當時御家老)親話ニ依レハ、蓋シ此ノ 御宸翰ナラシ、則孝明天皇ノ宸筆ナリ、有馬次郎右衛門ハ當時御納戸奉行ナリ、

這ノ御宸筆ヲ下サレタルハ安政二年ノ春三月(日詳ナラス)、近衛殿へ堂上方御参集ハ三條實萬公・中山忠能公ナリシト、此時外国処分、或ハ御所警衛等、其他御誠志内奏ニ及ハレタリト云、

櫻木邸ニテ御沙汰ニ、当分ノ錦屋敷ハ万一事アルノ節ハ、市中ノ真中ニテ如何ントモ難致候間、向山手ノ方

黒谷岡崎辺ヲ御指シ、右等ノ辺、御屋敷ニ被成度トノ御下知被為在、尤モ来年ハ琉人召連レ参府ニ付、是迄ハ琉人着坂迄、大坂ハ三十日位ハ御滞在ニ候得共、来年ハ琉人着坂迄ハ伏見エ御滞在ニテ、其内京都諸所被遊 御覽度、時宜ニ依リ御宿泊モ可被 遊候間、来年御参府迄ノ内、右等ノ場所見繕ヒ、言上可致趣、或ハ御道筋御一泊可相成場所等、前以テ致見聞置候様ニトノ御事ニ候云々、

○御舟中ニテ(蓋高瀬舟中ナラン)御火鉢ニ御当リ被遊候テ、御膝元へ被 召、外ニ井上一人ニテ、外御供、御近習衆ハ船ノ頭へ罷在候様 御沙汰ニテ、其折当節諸所へ異国船渡来ニ付、大坂・兵庫辺へ乗入り、万一異変到来ノ砌ハ、御屋敷詰合人数相揃、近衛殿へ相詰、内実ハ 御所御警衛申上候心組ニテ、猶外へ幸行ノコトニモ相成候ハ、近衛殿ニ随行、何方迄モ御警衛申上候様可致、右様ノ時機ニ成立候砌、 御留守居初詰役々へ前文ノ文行細事申出、一統深ク汲受可致尽力旨、御内沙汰承知仕候、

近衛殿御参殿中、夜入五時頃ニモ候哉、御参リノ堂上方ノ内御三人御立相成候間、無程御暇御立ニモ可相成

ヤト相伺候処、只今ノ御三方御所へ御出ニ付、何乎御同等ノ儀被為在候半、右ノ御方々御帰リ無之候テハ、御立ニハ不相成トノ事ニ候、

御参リノ堂上方ハ、三條殿・中山殿外ニ御三方ニテ候、高瀬舟中ニテ、当分 御所ノ儀、諸大名詰合等モ無之、大坂ヨリハ十里内外ノ路程、御手薄ノ御事故、中國・九州・四國等ノ諸侯ハ大坂迄参勤交代、誰ソ右へ惣裁ノ諸侯ヲ被居置、江戸ノ儀ハ關八州ノ諸侯相詰候ハ、随分可相濟、何レ往々ハ右様ノ次第ニ御所置可相成ト、御存慮ノ趣御沙汰モ被為 在候事、

右土師庄十郎氏口述筆記明治十七年十月十九日

五七九 拝借金被下切ノ布達及ヒ事実

○この文書は、本文第四七三号文書(安政四年閏五月二十四日家老達)と同文重複により略す。

五八〇 御家宝ノ刀劍奉獻之事実及ヒ内勅語(符カ)

○この文書は、本文第四七四号文書と同文重複により略す。

五八一 丁巳閏五月御下国ノ事実

○この文書は、本文第四七五号文書(安政四年五月二十四日家老達ならびに記事)と同文重複により略す。

五八二 鹿兒島府下ニ書肆開カレタル事実

○この文書は、本文第四七六号文書（安政四年六月家老達）と同文重複により略す。

五八三 蒸氣船御注文ニ付市來廣貫へ下賜ノ御親書〔安政五年〕

五八三の1

出船前分テ申聞置候、蒸氣船取入之事、（條之）油断ハ無之ト存候得共、是ハ當時何ヨリモ肝要之品故、其方差遣候ハ、第一此為ニテ候間、（條之）琉人へ能々申論、早々取入相成候取計專一ニ候、

一 船ハ軍艦ト商船ト申置候得共、先ヅ初ニ軍艦之方ニ可致候、船ノ長三十四五間程ニテ、内車（スクーフ、マシーネ）之方可宜ト存候、大砲ハ二十四（封度）ヨリ三十位迄ヲ、法ノ通り十七八丁二十挺位ハ備付候方ニ可致候、

一 小銃モ近代發明ノ方乗付候様ニ申シ、外ニ千丁程ハ備打用ニト可致調文候事、

一 船ノ乗方ニハ、異人夫々乗付候テ、師匠ニ相成候故、申付置候通ニ可致候事、

一 船代金ハ判金ニテ可相渡候、（開脱之）凡之程相知候ハ、早々武

兵衛（堅山）・壯右衛門（山田）・八郎（堅山）へ可申遣候、手当ニ差支不申候様肝要ニ候事、

一 此取入、其外唐へノ一条、惣テ表方へ先ヅ不相洩事第一ニ候、武兵衛・壯右衛門・八郎・十郎（江夏）ノ外ニハ不申遣、秘密ニ可致候事、

一 江戸ニテ取計御届向ノ事ハ、直ニ申聞候通ニ致候間、念遣ハ無之候、（ツカカ）早々表方へ洩候テハ、取計仕苦ク候間心得可申事、

一 船ノ事ナト琉人共コバミ候ハ、キヒシクモ程能クモ可申論候、此処第一ニテ、不仕損様可心掛事、

一 佛人共万一請合不申候ハ、イタラシキ伊多良敷其外人撰ニテ召列、福州迄モ差越、イキリス・フランス、其外オランダニテモ調文可致候、何分早ク取入ニ相成候儀ヲ急キ候事、

一 琉球ニテ此事詰役ニハ先ヅ不相洩儀、第一ニ候、相洩候得ハ、直ニ世間ニ可知候付、此処至極心得第一ニ候、一 申付置候通、異国人ヨリ振り付ケ候方ノ取計ヲ、上手ニ相談可致候事、

一 異国人ハ丁寧ニ取計、是迄之様稠敷致スニ及不申候、又交易之事ハ、長崎へモ道ヲ付置候付、分リ次第ニ異

国人琉球へ参候様可為致候、運天・大島ノ両所ニ場所見計置、交易為致可申事、

一 三司官共之善悪、船毎ニ可申遣候事、

一 一座喜味之事ハ取計相達置候、駿河新納へ申付置候間、縫殿高へ直ニ申付置候、オノツカラ可承候事高橋ハ在番奉

殿高ニ掌、ルニ掌、

一 福州琉球館取弘之儀モ、早キ方ニ可為取計候事、

〔一臺灣島ニ夕掛り場、取設ノコトモ前条一緒ニ取連ヒ候事、〕

一 商船ノ事ハ、軍船ト一緒ニハ混雜可致モ難計、其事ハ佛人共ニ申出可承候事、

一 船ハ来年夏迄ニハ是非届ケ候様可致相談候、段々江戸・大坂等之事ニ付、手当不致候テハ不相濟戸託モ有之候

遠ノコトナラン、深・大坂等云々、深

一 乗付異人之儀モ、十人二十人ハ入可申、三四年伝習為致、其後ハ此方ノ人ニテ為相濟、修業可為致ト存候事、

一 大砲玉ハ発明ノ着発計リ調文可致候、小銃・小鳥銃モ

新敷方調文一二丁可致候事、

一 異人エ送り用之品・反布類、壮右衛門ヨリ可遣申付置候、

一 草木モ珍敷品故取入可遣候事、

〔安政五年〕
正月二十日

〔市来伝書〕
正右衛門 二郎
旧名

先日壯右衛門・八郎へ遣候手紙ハ、タシカニ見聞申候、牛胆・ゴム木モ相届候事、

軍艦之事ハ、井上宇宿〔開カ〕（井上庄太郎・宇宿彦右衛門）ナ

ト吟味申付候テ、出帆前之通りニテ、佛人へハ猶亦相

談第一ニ候、日本手初ニ取入候儀ニ御座候付、江戸ナ

トニテ評判不致、堅固ニ仕成、又乘リ方モ其辺之事ニ

候、早々取入候得ハ、何ヨリノ為メニ相成リ、手本ニ

イタシ、追々取入可相成事ニ候、能々念入第一ニ候事、

右安政五年正月、豎山八郎へ被相下被下候事、

一 此外ニ山田壯右衛門・豎山八郎・江夏十郎等ヨリ問合書ハ

御趣意書同然故、略ス、

又出帆前御沙汰書ハ、事柄多端、茲ニ略ス、
〔照國公文書にて補正ならびに校訂〕

五八三の二
渡海前、於二ノ丸御茶屋、御直御沙汰並御端書、

左之通、

蒸気軍艦 一艘

長 三十四五間程

スクルノフ仕掛

三百四五十馬力

大砲二十丁計り 新發明ノ方

小銃百丁計乗付 新發明

一 蒸氣商船 一艘

長サ 三十七八間計

積荷多キ方第一

三百四五十馬力

一 乗方師匠之事

一 運用方師匠之事

一 通弁人之事

一 測量方之事

一 唐通詞之事

一 初生出シ方之事

右御親書御直ニ拝受ス、

此ノ御親書ハ、廣貫渡琉ノ前頃、二ノ丸内御茶屋ニ於テ拝戴ス、此書面ニ就テ、仰ニ、此世態ハ兎角穩ニハ濟サルハ心得モアルヘシ、就テハ富国強兵第一ノ事ナレハ、渡琉在留佛人へ懇談ニ及ヒ、速ク乘リ届ケル様取計フヘシ、富国強兵ノ本ナレハ、其心得肝要ナルゾ、尋テ此詔品代物ハ、日本産物ヲ以テ払込ムノ手順、則チ交易ノ訳ナレハ、代価

ノ定メ方專要ナリ、永世ノ模範トナルコト故、厚ク評議ニ及ヒ、彼ニ致サレサルヲ專一トス云々、縷々拝承ス、此時陪席山田壯右衛門・豎山八郎・江夏十郎ノ三名ナリキ、

五八四 和蘭領事官上申書（佐賀侯密）
〔贈號カ〕

○この文書は、本文第四七七号文書（安政四年二月朔日ならびに二月三日和蘭甲比丹キウルチユス書翰）・第四七八号文書（同年二月本木昌造上申書）・第四七九号文書（同年二月五日キウルチユス口演書）の三文書を合せて収載したもので、同文重複により略す。

五八五 〔脱カ〕幕府長崎・下田・函館三奉行へ外国処

分ノ意見上申ヲ促ス

○この文書は、本文第四八〇号文書（安政四年二月二十四日老中達）と同文重複により略す。

解題

「斉彬公史料」第一巻は斉彬三歳の文化八年三月十五日から嘉永六年まで、第二巻は安政元年から安政四年までをふくむ。

第一巻は斉彬に関する史料の少い幼年時代から始まり、一橋斉敦の息女英姫との結婚、母彌姫（賢章院）の早逝（斉彬十六歳）等もあったが、洋学好きの曾祖父重豪の影響を受けて修業時代の斉彬の成長は順調である。

斉彬が親しく交際した大名達の年令や藩主となった時期などを斉彬の場合と比較すると次のようになる。

島津斉彬	一八〇九（文化六）	誕生
	一八五一（嘉永四）	藩主 43
	一八五八（安政五）	死去 50
徳川斉昭	一八〇〇（寛政十二）	誕生
<small>斉彬より九歳年長</small>	一八二九（文政十二）	藩主 30
<small>二年早く藩主となる</small>	一八四四（弘化元）	隠居謹慎 45
	一八五八（安政五）	永蟄居 59
	一八六〇（万延元）	死去 61
黒田長溥	一八一（文化八）	誕生
<small>（斉博） 二歳若く 十七年早く 藩主となる</small>	一八三四（天保五）	藩主 24

伊達示城
九歳若く
七年早く
藩主となる

一八六九(明治二) 隠居 59
一八八七(明治二〇) 死去 77

一八一八(文政元) 誕生

一八四四(弘化元) 藩主 27

一八五八(安政五) 隠居謹慎 41

一八九二(明治二五) 死去 75

阿部正弘

十歳若く
十五年早く
藩主
八年早く老中
六年早く老中
首席となる

一八一九(文政二) 誕生

一八三六(天保七) 藩主 18

一八四三(天保十四) 老中 25

一八四五(弘化二) 老中首席 27

一八五七(安政四) 死去 39

松平慶永

十九歳若く
十三年早く
藩主となる

一八二八(文政十二) 誕生

一八三八(天保九) 藩主 11

一八五八(安政五) 隠居謹慎 31

一八九〇(明治二三) 死去 63

これで見ると斉彬より年長者は老公といわれた徳川斉昭が僅かに九歳年長であり、当時の首席老中阿部正弘も、薩摩藩世子島津斉彬より十歳も若い。祖父島津斉宣の弟で大叔父に当る黒田長溥も斉彬より二歳若い。しかもこれ等の人々は三十歳で藩主になった徳川斉昭を除くと、黒田、伊達は二十代、阿部、松平は十代で藩主になって

いるので、あれだけの英明の資質を持った斉彬が四十歳を超えても藩主となれないのは、斉彬と親交のあったこれらの大名達にとつてもはがゆい思いをしたであらうし、また斉彬を支持する改革派の藩士達にとつても斉彬の藩主就任は一日千秋の思いがしたのであつたらう。それが嘉永二年から三年へかけての高崎崩れとなって暴発する。この高崎崩れ関係の史料は「照国公文書」では見られず、「葛城彦一伝」や「島津斉彬文書上巻」で見ることがができる。本史料集では嘉永二、三年の高崎崩れに関する史料は「内証紀」として一括して第四巻に掲載されることになっている。

第一巻は補遺として巻末に三四五―四九五の史料一五〇通を掲載している。これは市来四郎が「斉彬公史料」を編纂した後に判明した史料で大部分は書翰である。この補遺を整理すると次のようになる。

藩外

藩内

徳川斉昭宛	二八通	山口定教	十五通
伊達宗城	二〇	伊集院兼直	十二
多紀元堅	七	島津久宝	十
近衛忠熙	五	島津久光	三
松平慶永	三	伊集院兼珍	三
伊達慶邦	三	村野実晨	二
河村宗澹	二	島津忠寛	一
阿部正弘	一	井上経徳	一
黒田斉溥	一	木村時澄	一

伊達齊邦	一	山崎	拾	一
筒井政憲	一			
戸塚静海	一	他		二六
半田歳典	一		小計	七五通
姉小路	一			
小計	七五通			
史料の出典			総計	一五〇通
島津斉彬文書			六四通	
東大史料編纂所			五一	
島津家文書			七	
大久保利謙			六	
近衛家陽明文庫			六	
照国公文書			四	
宇和島伊達事務所			三	
順聖公年譜			三	
幕末外国関係文書			二	
島津家書翰集			二	
鹿児島県立図書館			二	

徳川圀斉

島津忠承

高知市民図書館

計 一五一通

(同じ書籍が前後に分れて別々に所有
されているので一通多くなっている)

これらのうちには「島津斉彬文書」・「照国公文書」・「大日本古文書幕末外国関係文書」・「島津家書翰集」などのような既刊の書物から採用したものもあるが、大久保家・近衛家・宇和島伊達家・水戸徳川家・高知山内家などのものはこの史料集編纂のために維新史料編纂所員が現地に出張して収集した史料である。

斉彬の事業のなかでは反射炉・熔鋳炉・鑽開台等の建設を含む集成館の設立が最も大きな事業である。斉彬の集成館事業の顕彰に関しては、「市来四郎君自叙伝」(「鹿児島県史料 忠義公史料第七巻」所載)に

「明治十五年二月一日、島津家家令東郷重持より、順聖公御言行録編集方御依頼の趣を伝承す、是より先き一月初めより編纂に従事し、脱稿の分十五冊に及ぶ、漸次新聞上に掲載し、遺勲追崇の心得なりしが、偶々島津家の囑託に遇ふ、依て之を奉呈す」

とある。これより島津家から「順聖公御言行録」編集の依頼を受けたのは明治十五年であることがわかる。

また「斉彬公御言行録」(石室秘稿)によれば

今般 斉彬公御遺事御取調ニ付、不肖之私ニモ上申可仕旨承、誠ニ以テ冥賀至極奉存、聊相勤メ候件々事柄ノ大小軽重ニ拘ハラズ日記等ニ記シ置、又ハ記憶罷在候趣トモ為御参考上申仕候間、御取捨被成下度奉願候、誠惶謹言、

明治十七年三月廿八日

市来四郎

御家令御中

とあることによつて、それは二年後の明治十七年三月末日に島津家に提出していることもわかる。

この「斉彬公御言行録」は戦時中の昭和十九年十一月「島津斉彬言行録」の書名で岩波文庫本として刊行されひろく読まれたが、どういうものかその後絶版となっている。これには大久保利通の次男牧野伸顕の詳細な序文がついて居り、校訂兼発行者は岩波茂雄となっているが、実際の編者は羽仁五郎氏と聞いている。岩波文庫本のこの書物は戦時中の出版であり紙質はよくないが、すぐれた歴史家である羽仁氏の編纂であるだけに、内容はすぐれて立派である。この文庫本の底本は市来四郎編の「斉彬公御言行録」であり、従つて内容は同じである。

ところでこの「斉彬公御言行録」と今回の「斉彬公史料第一巻」の内容を比較してみると若干の異同がある。

それは斉彬公史料「二〇三 撮影術写一名御開並御真影写ノ事実」（四五二―四五四頁）の項では「御言行録」よりすると斉彬の写した写真に就いて「這ノ現御写真ハ同時ニ三葉ヲ写サレ、其内一葉ハ天璋院殿ニ、一葉ハ知鏡院殿ニ贈ラレ、一葉ハ侍女須磨へ被下タリト」あるように写真の行先に就いて説明している。また「二〇四 電信機及ヒ電気・地雷・水雷或ハ鉾山破裂法開キ玉ヒシ事実」（四五四―四五五頁）の場合も、「因ニ記ス」としてこの「水雷」を文久三年の薩英戦争の時に桜島と沖の小島との海峡に沈めたが、英艦がこの海峡を通過しなかつたので、この計画が水泡に終わったということが記してある。二〇六の紅色瓦羅斯製鍊御開之事の場合にも「因ニ記ス」の付記があるように「斉彬公史料」は「御言行録」よりすると「因ニ記ス」等の付記がある。これに就いて考えてみると「御言行録」は明治十七年に編纂して島津家に提出している。これに対して「島津家国事軼掌史料 斉彬公史料」は、その翌年の明治十八年二月上京して「島津家家令東郷重持に会し、島津家国事軼掌録編

纂の件を談し（中略）五月に至り帰県す」とあるように明治十八年に国事執筆史料の編纂をはじめているので、「斉彬公御言行録」にその後付加すべきことなどを本文の後に「因ニ記ス」というようにして書き加えていったものであり、そこに「斉彬公御言行録」と今回の「斉彬公史料」との差違が出来たものと思う。

市来四郎が反射炉の掛りとなり斉彬の集成館事業に直接関与したばかりでなく、後年島津家の依囑によって「斉彬公御言行録」を編纂し、集成館事業に就いての詳細な記録を残してくれたことは斉彬にとって市来四郎は生前のみならず死後においても忠実な家臣であり知己であったといえよう。「斉彬公御言行録」の集成館の記録が後の薩摩藩の基本的な歴史的文獻である「薩藩海軍史」や「鹿兒島県史」に引き継がれていることを思うとその感は大きく、「斉彬公御言行録」の歴史的文獻としての意義は大きい（維新史料編纂所員尾口義男氏の考証による）。

第二巻は安政元年から同四年まで、この時期の斉彬は江戸の参覲を終えて前年の嘉永六年の六月末鹿兒島に帰って来た。ところが安政元年正月二日江戸から急報があり、首席老中阿部正弘からの伝命があり、正月急いで参覲するようになるといふ知らせがあった。米使ペリー来朝による善後策の諮問に就いて斉彬を必要としたのである。これにより斉彬は直ちに準備をして正月二日鹿兒島を發し江戸に向った。この時斉彬は中小姓西郷善兵衛（薩摩）を供の中に加え、やがてその手足として重く用いることになる。三月六日江戸に着いた斉彬は安政元年、二年、三年とひき続いて江戸に滞在し、ようやく四年四月江戸を發し、五月二四日鹿兒島に着した。従って安政元年から四年までのこの四年間の大部分は江戸の生活であり、鹿兒島に居た期間は安政四年の後半だけである。

嘉永六年米使ペリー来航、翌安政元年日米和親条約の締結という重要な時期に幕政を担当した阿部正弘は開国和親の国策をとり、有力な大名との協調に努めた。先ず前水戸藩主徳川斉昭を海防参与にあげ、また先に薩摩藩世子として令名のあった島津斉彬の藩主就任に努力して、そして外様の大広間詰大名の中心人物となった斉彬と

の接近にはとくに意を用いた。そのため斉彬の養女篤姫を將軍家定の夫人とした。斉彬の側からすると外様大名が幕政に発言力を持つためには幕府と姻戚の關係を持つことが必要であった。また阿部は徳川一門の有力者越前藩主松平慶永、宇和島藩主伊達宗城らの有力大名とも緊密な接觸を保った。

この時期の重要問題は外交問題と、やがて病弱の將軍家定の継嗣問題との二つがあるが、継嗣問題は安政五年に進展するので次の第三巻のテーマとなり、本巻ではそれに至る過程としての斉彬と上記の諸大名との往來に関する史料が多い。

外交問題に関する史料としては東京大学史料編纂所発行の「大日本古文書幕末外国關係文書」があり、それに「斉彬公史料」の外国關係史料は大部分が網羅されている。

諸大名との往復書翰や往來については、薩藩側のものとしては「照国公文書」一、二がある。「島津斉彬文書」は既刊の下巻一が嘉永六年迄であるので、本巻の安政元年以降の文書は含まれていない。

「島津家書翰集」（日本史籍協会叢書一二七、東京大学出版会発行）は、二〇巻のうち六、十、十二、十七、二〇を除いた十五巻は斉彬及び斉彬關係の書翰で、本巻にもある程度出てくる。ただこの書翰集の課題をしている小西四郎氏は、この書物は何を底本にしているかが不明であるので、この史料集の利用は慎重を要すると言っているが、本巻を校訂した限りでは、この書翰集は信頼できるものである。

「昨夢紀事」十五巻 日本史籍協会叢書本として四冊にまとめて大正九年発行、最近東京大学出版会から再刊。本書は越前福井藩主松平慶永の股肱の臣中根雪江（師質）が慶永の行動を中心に手記したもので、嘉永六年六月三日のペリー浦賀來航の翌六月四日に筆を起し、安政五年七月井伊大老によって隠居急度慎を命ぜられる迄の約六年間にわたり、公文書・記録や、徳川斉昭・阿部正弘・島津斉彬ら諸侯との往復書翰を引用し、公武合体運動

を中心に述べたもので、「嘉永・安政の際における史料の權威として尊重されていた」ものである。この書を雪江が執筆したのは安政五年から二年後の万延元年六月といわれていた。しかし最近の研究ではその時執筆したのは草稿であり、その草稿を訂正補筆して完成し、明治九年十一月に松平慶永半生の伝記である「奉答記事」と共に主君松平慶永に献上した。従つてこの時期が「昨夢紀事」の成立した時期であるという（中根雪江著「奉答記事」解説、伴五十嗣郎）。本書は詳細であり、且つ斉彬との往復書翰も多いので、多数の史料が掲載されている。本巻では一八二一―一八六、二二二、二二三、二三九、二四三、三二〇、三二二―三二八、三七二、四五一、四五二、四五五―四五八に掲載されている。

篤姫に関する史料は断続的に多い。初出は第一巻の「嘉永六年三月朔日、島津安芸の女（一子）^カ御実子トセラレ、其式ヲ挙ラル、年一九」、「同月十日、一姫君ヲ篤姫ト改シメ玉フ（天璋院殿旧名）」に始る。この年「十月二十九日篤姫君江戸芝邸ニ着シ玉フ」とあるように嘉永六年に江戸に到着した篤姫が、近衛忠熙の養女として將軍家定に嫁して江戸城に入ったのは三年後の安政三年の十二月であるから、斉彬にとつても篤姫にとつても待ち長いことであつた。「三七八 斉彬公島津豊後ニ与ル書」、安政二年十月の江戸大地震後国許の家老島津豊後宛の書翰にも「御縁辺ノ義^{篤姫}君十二月ハ無相違段モ承候処、此節ノ大地震ニテ、又々延ヒ可申ト存候（中略）誠ニ地震ニテ大手違ニ相成申候」と地震で結婚が遅れることをこぼしている。

「三二七 福井侯斉彬公ノ心事ヲ論ス」に、安政二年十二月十六日松平慶永が薩藩の渋谷の別邸に居る斉彬を訪れ種々懇談の後、「北ノ方（御廉中）へ初テ御対面アリ、是ハ一橋公ノ御女ニテ、公ノ御実方ノ従父姉妹ニ座シタリ（解題者註 慶永の実家の父田安斉匡と斉彬夫人英姫の父斉敦は何れも十一代將軍家斉の弟であり、兄弟であるから慶永と英姫は従姉弟になる）、夫ヨリ御養女ノ御方へモ御対顔アリ、是ハ御一門島津某ノ女（島津安

芸忠剛第一女)ニテ実ハ御姪ナリ、此度 將軍家ノ御台所ニモ被為成シカトノ御沙汰アル御方ナリ、丈高クヨク肥ヘ玉ヘル(肥満ニ非ラス、婦人相当ノ体格ナリ)御方ニ座シタリトソ」とある。「昨夢紀事」には松平慶永及びその家臣中根雪江は「丈高クヨク肥ヘ玉ヘル」と表現しているのに対して島津家臣の市来四郎は「肥満ニ非ラス、婦人相当ノ体格ナリ」と弁護しているのが面白い。「凶録維新と薩摩」に見える天璋院晩年の写真は中肉であり肥っていない。正しく市来四郎の言う通り「肥満ニ非ラス」である。

朝旨を奉じて諸国寺院の梵鐘を毀して銃砲に改鑄するという梵鐘事件の史料も多いが、これは編者の市来四郎が藩の寺院廃合取調掛として家老桂久武の支持を得て廃仏棄釈を実施した経験があったので、関係の深い梵鐘事件を相当な量で取扱っている。

「五三七 越前藩士阿部又三郎・村田巳三郎ノ来麿」、これは越前藩士の阿部・村田両士が京都、姫路等をへて来麿して、四十余日逗留して記した鹿兒島見聞記である。藩外の人物が見た安政四年当時の鹿兒島の状況を興味深く詳細に砲台、集成館、調練の状況等二一頁にわたって記している。なおこの記録は水戸徳川家に残っていたもので、徳川斉昭の朱批があり、鹿兒島の部分には「編者曰」と市来四郎の註が見られる。

「市来四郎君自叙伝」によれば、彼の記録したものは「二十歳正月より明治九年十二月迄、殆んど四十余年間、殆んど毎日怠らず記した」八十冊に及ぶ日記と、

廿三歳の春より起稿し、三百余冊に及んだ「石室秘稿」と名付けた記録があり、これは武備・経済・刑律・雑編・旧説・海外の六部に分類している。

さらには明治十五年島津家の命により編纂した「斉彬公御言行録」、明治十七年から着手した「御家記編集」があり、翌十八年上京した時には島津家家令東郷重持に会い「島津家国事執掌録」を編纂することとなり、写字

生数人を雇用し、編輯所を創建することとなった。そして編輯した二三冊宛を一括して島津久光・忠義父子に閲覧を請い、両公が検覧、誤謬を訂正し、朱墨を以て記入されて編録した御家記は「久光公旧邦秘録」と名付けられ、明治二十年久光薨去後も鹿兒島と東京（甥の寺師宗徳が従事）で伊達宗城・松平春嶽、或いは毛利・山内・水戸徳川家その他を歴訪して史料を蒐集し、やがて明治二十二年には甥の寺師宗徳が主となり、島津・毛利・水戸徳川・山内・三条・岩倉各家の家令・編集担当者十六名が集り、「史談会」を設立して毎月十五日を例会日として集合する事となり、膨大な「史談会速記録」ができることになる。

さてこれらの市来四郎関係の記録は現在どのようになってきているだろうか。

明治四十年代はじめに刊行された「西南記伝」全六巻の中巻一（明治四十一年発行）に「市来四郎日記」がかなり引用されている。自叙伝によれば明治九年十二月迄の日記と記しているが十年になっても日記は当然記していたのであろう。十年二月、三月の西南戦争勃発の頃中立の立場をとった「市来四郎日記」が適切に引用されている。しかし「市来四郎日記」が登場するのはこの時だけであり、その後「市来四郎日記」の所在は不明であり、史料として活用されることがない。

「石室秘稿」は三百余冊に及んだと記されているが、国立国会図書館に三〇五巻が残されて居り、当維新史料編纂所も写真撮影して三〇五巻の「石室秘稿」を二四五冊に製本して所蔵している。

「旧邦秘録」は島津家史料を譲り受けた東京大学史料編纂所に「旧邦秘録三二巻」（二三冊）、「旧邦秘録材料天保二年―明治九年 一八八巻」（一九五冊）所蔵されて居り、当編纂所も写真撮影して収集して居り、括弧内はその冊数である。この「旧邦秘録」の中から維新前後の国事に関する部分を採録したのが、島津家国事鞅掌史料となったのであろう。

齊彬公史料を校訂して感ずることを記すと、収載文書に付随している市来四郎の説明や註記が極めて多い。それはこの時代に生き、しかも島津齊彬の科学、技術面の仕事を担当し、自からも科学者である市来としては当然なことであり、後代の我々はこれらの市来の註や説明によって収載文書に対する理解を深めるといふ便益を持つのである。

また出典を明記しない他史料からの転載文書がかなり多い。歴史に於ては出典を明記することが必要な原則であるが、これを怠っているようだ。

編年毎の分類であるが、他の年代のものがかなりはいつている。それについては「見出し」の部分で註記してある。

(村野守治)

